中間検査マニュアル

平成26年3月

奈良県特定行政庁連絡協議会

目　　次

第1. 中間検査制度の概要
　1－1. 中間検査制度創設の背景 ---------- 1
　1－2. 奈良県における中間検査の必要性 ---------- 1
　1－3. 中間検査制度に関する建築基準法の規定 ---------- 1
　　1.　建築基準法における根拠 ---------- 1
　　2.　中間検査制度の概要 ---------- 3
　1－4. 中間検査の拡充による安心な住まいの普及促進等について ---------- 4
　1－5. 奈良県における特定工程等の指定 ---------- 4
第2. 中間検査の実施方法
　2－1. 中間検査実施の基本的考え方 ---------- 11
　　1. 中間検査の基本的事項 ---------- 11
　　2. 検査の特例（法第7条の5）の活用 ---------- 11
　　3. 中間検査の的確な実施 ---------- 12
　2－2. 中間検査実施の流れ ---------- 12
　　1. 中間検査実施のフロー ---------- 12
　　2. 中間検査実施各段階の事務処理 ---------- 14
　　中間検査のための提出書類一欄（表－4） ---------- 25
　　工事写真撮影要領（別紙5） ---------- 27
第3. 完了検査時の留意事項 ---------- 28
第4. 中間検査受検の参考資料
　4－1. 中間検査チェックシートの活用 ---------- 30
　　1. 中間検査チェックシートの構成 ---------- 30
　　2. 中間検査チェックシートの工事監理者欄の記入要領 ---------- 30
　　3. 中間検査チェックシートによる検査内容 ---------- 30
　4－2. 工事監理状況（省令別表第26号様式第4面）の記載方法 ---------- 42
　　1. 記載方法 ---------- 42
　　2. 記載例 ---------- 43
　　中間検査チェックシート（別記様式－1～－5） ---------- 44
　　工事監理の状況報告書（別紙7～10） ---------- 51
　　工事監理者の選任について（通知）（別紙11） ---------- 64
　　中間検査受検についてのお知らせ（別紙12） ---------- 65
　　中間検査受検について（通知）（別紙13） ---------- 66
　　完了検査受検について（通知）（参考様式） ---------- 67
　　規則第26号様式第4面 ---------- 68
　　規則第19号様式第4面 ---------- 69
　　軽微な変更説明書（参考様式） ---------- 70
第5. 完了検査受験の参考資料
　5－1. 建築物完了検査チェックシート（構造以外） ---------- 73
　5－2. 工作物等完了検査チェックシート ---------- 92

別添資料　中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模 ---------- 97

第1．中間検査制度の概要

１－１．中間検査制度創設の背景

阪神・淡路大震災において、施工の不備が原因と考えられる建築物の被害が多数見られました。このような被害が生じないよう建築物の安全性を確保するためには、建築工事の途中でも検査を実施する必要があるとして、平成１０年６月の建築基準法（以下「法」という。）の改正により新たに中間検査制度が創設されました。

１－２．奈良県における中間検査の必要性

本県における民間の建築物の工事監理や完了検査の実態をふまえると、

①中間検査及び完了検査の的確な実施

②建築士による工事監理業務の適正化とその徹底

③違反建築物対策の総合的な推進

などの施策が必要であり、平成１１年１２月に策定された奈良県建築物安全安心実施計画（現：奈良県建築安全安心マネジメント計画）では、官民の役割を明確にして、それぞれがこれらの施策を推進することとされました。

法に基づき実施する中間検査は、工事監理業務の適正化が図られるまでの間においては、建築物の安全性をより一層確保するための有効な手段です。

１－３．中間検査制度に関する建築基準法の規定

中間検査の対象となる建築物や、どういう工程で検査を行うかということについては、法令の規定による他、特定行政庁ごとに指定することとされており、建築主はそれぞれ定められた建築物の工程が終了した段階で検査を受ける必要があります。

１．建築基準法における根拠

法第7条の３

第１項　建築主は、第６条第１項の規定による工事が次の各号のいずれかに該当する工程（以下「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、建築主事の検査を申請しなければならない。

第１号　階数が3以上である共同住宅の床及びはりに鉄筋を配置する工事の工程のうち政令で定める工程

第2号　前号に掲げるもののほか、特定行政庁が、その地方の建築物の建築の動向又は工事に関する状況その他の事情を勘案して、区域、期間又は建築物の構造、用途若しくは規模を限って指定する工程

第６項　第１項第１号の政令で定める特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程及び特定行政庁が同項第2号の指定と併せて指定する特定工程後の工程（第１８条第２０項において「特定工程後の工程」と総称する。）に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、これを施工してはならない。

建築基準法施行令第１１条

法第７条の３第１項第１号の政令で定める工程は、２階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程とする。

2. 中間検査制度の概要

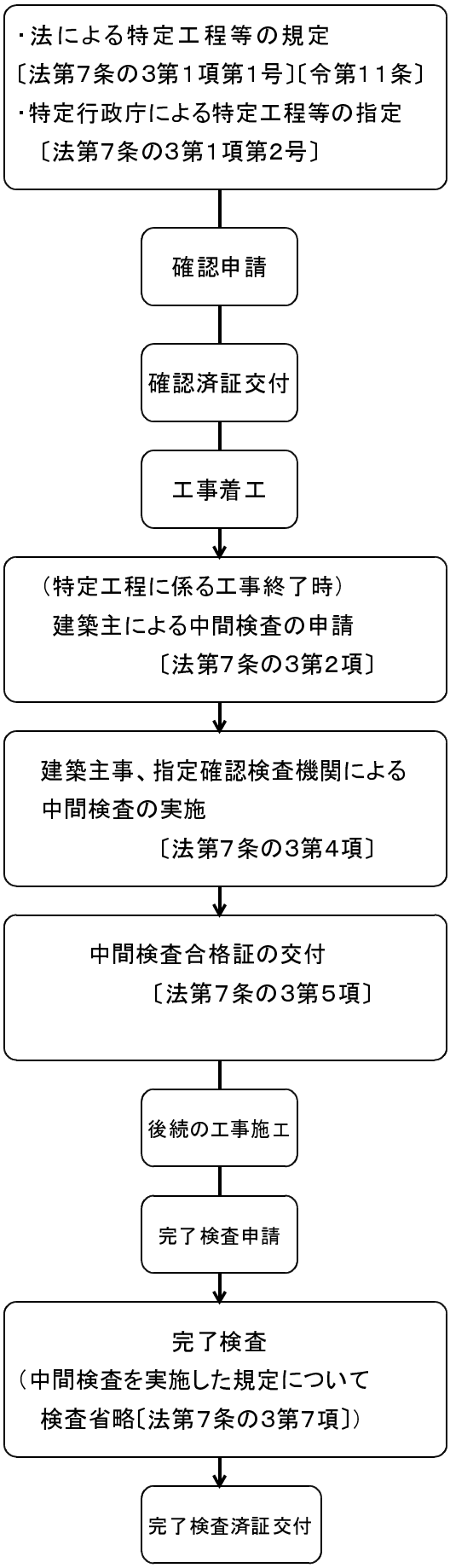

← 特定行政庁は、中間検査を開始する日の30日前までに公示しなければならない。
〔建築基準法施行規則（以下「規則」という。）第4条の11〕
公示すべき事項
①中間検査を行う区域
②中間検査を行う期間
③中間検査を行う建築物の構造、用途、規模
④特定工程
⑤特定工程後の工程
⑥その他特定行政庁が必要と認める事項

← 中間検査申請は、特定工程に係る工事を終えた日から4日以内に行わなければならない。

← 中間検査は、中間検査申請書を受理した日から4日以内に行わなければならない。

特定工程後の工程に係る工事（後続の工事）は、
← 中間検査合格証の交付を受けた後でなければ施工できない。（法第7条の3第6項）

１ー４．中間検査の拡充による安心な住まいの普及促進等について

１．趣旨

本県においては、平成１０年の建築基準法改正の趣旨を踏まえ、適切な工事監理により建築物の安全性の確保を図り、県民の生命･財産を保護する観点から、建築物の新築時の確実な工事施工と工事監理者による適切な管理を促すために中間検査を実施しています。

延べ面積が５０㎡を超える住宅及び住宅以外の不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物は中間検査の対象としており、今後も中間検査の的確な実施により、これらの建築物（国等に係る建築物を含む）の安全性の確保を図ります。

２．中間検査制度の変遷

平成１２年９月に当時の検査態勢も考慮し、優先的に中間検査を実施すべきものとして、戸建て住宅及び長屋住宅のうち、木造の分譲住宅、賃貸住宅及び3階建て住宅について特定工程の指定を行い、中間検査を実施しました。

しかしながら、中間検査が実施されない自己用住宅については、完了検査が充分に実施されておらず、適切な工事監理が行われていない蓋然性が高いと考えられ、又住宅以外でも、百貨店など不特定多数の者が利用する建築物については、確実な工事施工の確保による災害時の被害の抑制等が重要であることから、平成１７年４月に中間検査対象建築物の拡充を図り、延べ面積が５０㎡を超える新築の住宅と不特定多数の者が利用する階数が3以上又は延べ面積が１０００㎡を超える建築物について中間検査を実施しています。

平成１９年には建築基準法改正により、階数が3以上である共同住宅については、法の規定により中間検査を実施することとされました。

また、平成２２年４月１日から中間検査の対象となる新築工事と同規模の増築、改築工事を行う場合には、新築工事と同様、建築物の安全性を確保することが必要であることから、同一棟の増築又は一部改築工事を検査対象として指定した。同時に中間検査を行う期間を定めないこととした。（平成１９年度の建築基準法改正による。）

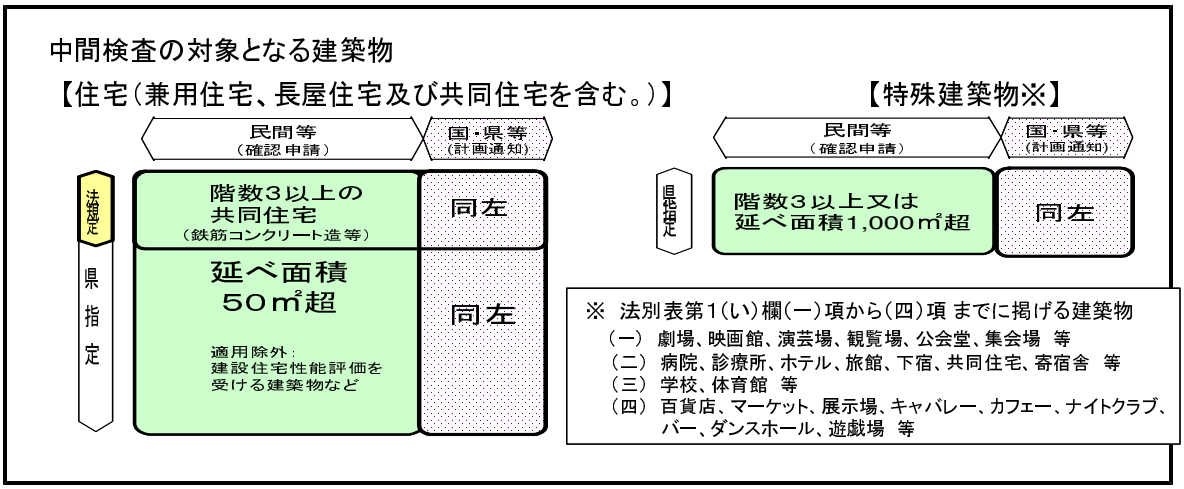

１－５．奈良県における特定工程等の指定

県、奈良市、橿原市、生駒市の各特定行政庁における中間検査の実施に関する告示は、それぞれ（別紙1）【P．５】～（別紙4）【P．８】に掲げるとおりです。

なお、県における中間検査の実施に関する告示内容の解説は、〔表－1〕【P．９】のとおりです。

（別紙1）

奈良県告示第348号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定し、平成22年4月1日から適用する。

なお、平成19年5月奈良県告示第59号（建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定）は平成22年3月31日限り廃止し、同日以前に法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項の確認の申請書の提出又は法第18条第2項の計画の通知がある建築物については、なお従前の例による。

平成22年3月2日

奈良県知事　　荒井　正吾

一　中間検査を行う区域

奈良県の区域（奈良市、橿原市及び生駒市の区域を除く。）

二　中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模

1　中間検査を行う建築物は、平成19年6月20日以降に法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項の確認の申請書の提出又は法第18条第2項の計画の通知がある新築、増築又は改築の工事を行う部分の構造、用途及び規模が2及び3に該当する建築物とする。ただし、次に掲げる建築物については、この限りでない。

（一）　法第85条の規定の適用を受ける建築物

（二）　平成14年国土交通省告示第411号に規定する丸太組構法を用いた建築物

（三）　法第68条の11第1項の認証を受けた者が製造又は新築をする当該認証に係る建築物

（四）　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物

2　中間検査を行う建築物の構造は、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらの構造が混合したものとする。

3　中間検査を行う建築物の用途又は規模は、次のいずれかに該当するものとする。

（一）　住宅（兼用住宅、長屋住宅及び共同住宅を含む。）の用途に供する建築物であって、延べ面積が50平方メートルを超えるもの

（二）　法別表第一（い）欄（一）項から（四）項までに掲げる用途に供する建築物であって、延べ面積が1，000平方メートルを超えるもの又は地階を除く階数が3以上のもの

三　指定する特定工程及び特定工程後の工程

次の表（あ）欄に掲げる構造に応じ、それぞれ同表（い）欄に掲げる工事を特定工程とし、それぞれ同表（う）欄に掲げる工事を特定工程後の工程とする。ただし、同表の（い）欄に掲げる工事を二以上の工区に分けて施工する場合は、最も早く施工する工区の工事を特定工程とする。

	（あ）構造	（い）特定工程	（う）特定工程後の工程
1	木造	屋根の小屋組の工事（枠組壁工法の場合は、耐力壁の設置工事）	壁の外装工事又は内装工事
2	鉄骨造	2階の床版の取り付け工事（平屋については、建方工事）	壁の外装工事又は内装工事
3	鉄筋コンクリート造	2階の床（平屋については、屋根床版）の配筋工事（2階の床の配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取り付け工事）	2階の床（平屋については、屋根床版）のコンクリート打設工事（2階の床のコンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取り付け工事）
4	鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床の配筋工事（2階の床の配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取り付け工事）	2階の床のコンクリート打設工事（2階の床のコンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取り付け工事）
5	1から4に掲げる構造のうち2以上の構造にわたるもの	建築物の構造耐力上主要な軸組の一部を木造とした場合は1に掲げる工事とし、それ以外の場合は1階部分の構造耐力上主要な軸組における主たる構造について2から4に掲げる構造に応じそれぞれ（い）欄に掲げる工事	建築物の構造耐力上主要な軸組の一部を木造とした場合は1に掲げる工事とし、それ以外の場合は1階部分の構造耐力上主要な軸組における主たる構造について2から4に掲げる構造に応じそれぞれ（う）欄に掲げる工事

（別紙2）

奈良市告示第68号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定し、平成22年4月1日から適用するので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の11の規定により公示します。

なお、平成19年奈良市告示第276号（建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定）は平成22年3月31日限り廃止し、同日前に法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項の確認の申請書の提出又は法第18条第2項の計画の通知がある建築物については、なお従前の例による。

平成22年2月19日

奈良市長　中川　元庸

1　中間検査を行う区域

奈良市全域

2　中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模

(1)　中間検査を行う建築物は、平成22年4月1日以降に第6条第1項の確認の申請若しくは法第6条の2第1項の確認を受けるための書類の提出がある建築物又は法第18条第2項の計画の通知がある新築、増築若しくは改築工事を行う建築物とする。ただし、次に掲げる建築物については、この限りでない。

（ア）法第85条の規定の適用を受ける建築物

（イ）平成14年国土交通省告示第411号に規定する丸太組構法を用いた建築物

（ウ）法第68条の11第1項の認証を受けた者が製造又は新築をする当該認証に係る建築物

（エ）住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定による「建設住宅性能評価書」の交付を受ける建築物

(2)　中間検査を行う建築物の構造は、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらの構造が混合したものとする。

(3)　中間検査を行う建築物の用途又は規模は、次のいずれかに該当するものとする。

（ア）住宅（兼用住宅、長屋住宅及び共同住宅を含む。）の用途に供する建築物で、延べ面積が50平方メートルを超えるもの

（イ）法別表第1（い）欄（一）項から（四）項までに掲げる用途に供する建築物で、延べ面積が1，000平方メートルを超えるもの又は地階を除く階数が3以上のもの

3　指定する特定工程及び特定工程後の工程

次の表（あ）欄に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ同表（い）欄に掲げる工事を特定工程とし、それぞれ同表（う）欄に掲げる工事を特定工程後の工程とする。ただし、同表（い）欄に掲げる工事を2以上の工区に分けて施工する場合は、最も早く施工する工区の工事を特定工程とする。

	（あ）構造	（い）特定工程	（う）特定工程後の工程
1	木造	屋根の小屋組の工事（枠組壁工法の場合は、耐力壁の設置工事）	壁の外装工事又は内装工事
2	鉄骨造	2階の床版の取り付け工事（平家については、建方工事）	壁の外装工事又は内装工事
3	鉄筋コンクリート造	2階の床（平家については、屋根床板）の配筋工事（2階の床の配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取り付け工事）	2階の床（平家については、屋根床板）のコンクリート打設工事（2階の床のコンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取り付け工事）
4	鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床の配筋工事（2階の床の配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床板の取り付け工事）	2階の床のコンクリート打設工事（2階の床のコンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取り付け工事）
5	1から4に掲げる構造のうち2以上の構造にわたる混構造	建築物の構造耐力上主要な軸組の一部を木造とした場合は、1に掲げる工事とし、それ以外の場合は1階部分の軸組耐力上主要な軸組における主たる構造について2から4に掲げる構造に応じそれぞれ（い）欄に掲げる工事	建築物の構造耐力上主要な軸組の一部を木造とした場合は、1に掲げる工事とし、それ以外の場合は1階部分の軸組耐力上主要な軸組における主たる構造について2から4に掲げる構造に応じそれぞれ（う）欄に掲げる工事

（別紙3）

橿原市告示第27号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項に規定する特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定する。

平成22年2月23日

橿原市長　森下　豊

1　中間検査を行う区域

橿原市全域

2　中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模

(1)　中間検査を行う建築物は、平成22年4月1日以後に法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項の確認の申請書の提出又は法第18条第2項の計画の通知がある新築、増築又は改築工事を行う建築物とする。ただし、次に掲げる建築物については、この限りでない。

ア　法第85条の規定の適用を受ける建築物

イ　平成14年国土交通省告示第411号に規定する丸太組構法を用いた建築物

ウ　法第68条の11第1項の認証を受けた者が製造又は新築をする当該認証に係る建築物

エ　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定による「建設住宅性能評価書」の交付を受ける建築物

(2)　中間検査を行う建築物の構造は、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらの構造が混合したものとする。

(3)　中間検査を行う建築物の用途又は規模は、次のいずれかに該当するものとする。

ア　住宅（兼用住宅、長屋住宅及び共同住宅を含む。）の用途に供する建築物で、延べ面積が50平方メートルを超えるもの

イ　法別表第1（い）欄（一）項から（四）項までに掲げる用途に供する建築物で、延べ面積が1，000平方メートルを超えるもの又は地階を除く階数が3以上のもの

3　指定する特定工程及び特定工程後の工程

次の表のア欄に掲げる構造に応じ、同表イ欄の当該各項に掲げる工事を特定工程とし、同表ウ欄の当該各項に掲げる工事を特定工程後の工程とする。ただし、同表イ欄に掲げる工事を2以上の工区に分けて施工する場合は、最も早く施工する工区の工事を特定工程とする。

	ア	イ	ウ
	構造	特定工程	特定工程後の工程
1	木造	屋根の小屋組の工事（枠組壁工法の場合は、耐力壁の設置工事）	壁の外装工事又は内装工事
2	鉄骨造	2階の床版の取付け工事（平屋については、建方工事）	壁の外装工事又は内装工事
3	鉄筋コンクリート造	2階の床（平屋については、屋根床版）の配筋工事（2階の床の配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取付け工事）	2階の床（平屋については、屋根床版）のコンクリート打設工事（2階の床のコンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取付け工事）
4	鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床の配筋工事（2階の床の配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取付け工事）	2階の床のコンクリート打設工事（2階の床のコンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取付け工事）
5	1から4に掲げる構造のうち2以上の構造にわたる混構造	建築物の構造耐力上主要な軸組の一部を木造とした場合は、1に掲げる工事とし、それ以外の場合は1階部分の構造耐力上主要な軸組における主たる構造について2から4に掲げる構造に応じ（ろ）欄の当該各項に掲げる工事	建築物の構造耐力上主要な軸組の一部を木造とした場合は、1に掲げる工事とし、それ以外の場合は1階部分の構造耐力上主要な軸組における主たる構造について2から4に掲げる構造に応じそれぞれ（は）欄の当該各項に掲げる工事

4　適用

平成22年4月1日前に法第6条第1項の確認の申請書、法第6条の2第1項の確認を受けるための書類の提出又は法第18条第2項の計画の通知がある建築物については、なお従前の例による。

（別紙4）

生駒市告示第28号

建築基準法第7条の3第1項及び第6項の規定による特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定し、平成22年4月1日から適用する。

なお、平成19年5月1日生駒市告示第100号（建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定）は平成22年3月31日限り廃止し、同日以前に法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項の確認の申請書の提出又は法第18条第2項の計画の通知がある建築物については、なお従前の例による。

平成22年2月26日

生駒市長　山下　真

建築基準法第7条の3第1項及び第6項の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定

1　中間検査を行う区域

生駒市全域

2　中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模

(1)　中間検査を行う建築物は、平成19年6月20日以降に建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項の確認の申請書又は法第6条の2第1項の確認を受けるための書類の提出若しくは法第18条第2項の計画の通知がある新築、増築又は改築工事を行う建築物とする。ただし、次に掲げる建築物については、この限りでない。

ア　法第85条の規定の適用を受ける建築物

イ　平成14年国土交通省告示第411号に規定する丸太組構法を用いた建築物

ウ　法第68条の11第1項の認証を受けた者が製造又は新築をする当該認証に係る建築物

エ　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物

(2)　中間検査を行う建築物の構造は、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらの構造が混合したものとする。

(3)　中間検査を行う建築物の用途又は規模は、次のいずれかに該当するものとする。

ア　住宅（兼用住宅、長屋住宅及び共同住宅を含む。）の用途であって、延べ面積が50平方メートルを超えるもの

イ　法別表第1（い）欄1項から4項までに掲げる用途であって、延べ面積が1，000平方メートルを超えるもの又は地階を除く階数が3以上のもの

3　指定する特定工程及び特定工程後の工程

次の表（あ）欄に掲げる構造に応じ、それぞれ同表（い）欄に掲げる工事を特定工程とし、それぞれ同表（う）欄に掲げる工事を特定工程後の工程とする。ただし、同表の（い）欄に掲げる工事を2以上の工区に分けて施工する場合は、最も早く施工する工区の工事を特定工程とする。

	（あ） 構造	（い） 特定工程	（う） 特定工程後の工程
1	木造	屋根の小屋組の工事（枠組壁工法の場合は、耐力壁の設置工事）	壁の外装工事又は内装工事
2	鉄骨造	2階の床版の取り付け工事（平屋については、建方工事）	壁の外装工事又は内装工事
3	鉄筋コンクリート造	2階の床（平屋については、屋根床版）の配筋工事（2階の床の配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取り付け工事）	2階の床（平屋については、屋根床版）のコンクリート打設工事（2階の床のコンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取り付け工事）
4	鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床の配筋工事（2階の床の配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取り付け工事）	2階の床のコンクリート打設工事（2階の床のコンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取り付け工事）
5	1から4までに掲げる構造のうち2以上の構造にわたるもの	建築物の構造耐力上主要な軸組の1部を木造とした場合は、1に掲げる工事とし、それ以外の場合は一階部分の構造耐力上主要な軸組における主たる構造について2から4までに掲げる構造に応じそれぞれ（い）欄に掲げる工事	建築物の構造耐力上主要な軸組の一部を木造とした場合は、1に掲げる工事とし、それ以外の場合は一階部分の構造耐力上主要な軸組における主たる構造について2から4までに掲げる構造に応じそれぞれ（う）欄に掲げる工事

中間検査／特定工程等指定告示とその解説

【表－1】

告示	告示の解説
奈良県告示第348号 　建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定し、平成19年6月20日から適用する。 　なお、平成19年5月奈良県告示第59号（建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定）は平成22年3月31日限り廃止し、同日以前に法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項の確認の申請書の提出又は法第18条第2項の計画の通知がある建築物については、なお従前の例による。 　　平成22年3月2日 奈良県知事　荒井正吾	・特定行政庁は、中間検査を開始する日の30日前までに公示しなければならない。〔規則第4条の11〕 ・公示は、奈良県公報で告示しています。 ・平成22年3月31日までに確認申請書の提出がされた建築物については、従前の指定内容（平成19年6月20日　奈良県告示第59号）が適用されます。
一　中間検査を行う区域 奈良県の区域（奈良市、橿原市及び生駒市の区域を除く。）	・中間検査は、特定行政庁ごとに対象建築物等を定め実施することとされていることから、奈良市、橿原市及び生駒市各特定行政庁の区域は除いています。
二　中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模 1　中間検査を行う建築物は、平成22年4月1日以降に法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項の確認の申請書の提出又は法第18条第2項の計画の通知がある新築、増築又は改築の工事を行う部分の構造、用途及び規模が2及び3に該当する建築物とする。ただし、次に掲げる建築物については、この限りでない。 （一）　法第85条の規定の適用を受ける建築物 （二）　平成14年国土交通省告示第411号に規定する丸太組構法を用いた建築物 （三）　法第68条の11第1項の認証を受けた者が製造又は新築をする当該認証に係る建築物 （四）　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物 2　中間検査を行う建築物の構造は、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらの構造が混合したものとする。 3　中間検査を行う建築物の新築、増築又は改築の工事を行う部分の用途又は規模は、次のいずれかに該当するものとする。 （一）　住宅（兼用住宅、長屋住宅及び共同住宅を含む。）の用途に供する建築物であって、延べ面積が50平方メートルを超えるもの （二）　法別表第一（い）欄（一）項から（四）項までに掲げる用途に供する建築物であって、延べ面積が1，000平方メートルを超えるもの又は地階を除く階数が3以上のもの	・中間検査の対象となる建築物は、棟単位の新築、増築又は改築の工事を行う部分の構造、用途及び規模に より判断する。 　工事を行う部分の用途は「住宅」だが居室がない場合や建築物の用途は「法別表第一（い）欄（一）項から（四）項までに掲げる用途」だが工事を行う部分の用途が「法別表第一（い）欄（一）項から（四）項までに掲げる用途」で無い場合は中間検査の対象としない。 ・1つの建築確認申請に対し、複数の建築物が建築される場合には、建築物毎に中間検査対象建築物となるかどうかを判断します。 ・法第7条の3第1項第1号に該当する共同住宅は、ただし書きの適用はありません。 ・法第85条の適用を受ける建築物（仮設建築物）については、その建築物の性格上、速やかな工事完了、使用開始が求められ、かつ恒久的に存続する建築物ではないことから、中間検査の適用を除外しています。 ・丸太組構法は、特殊の構造方法として国土交通省告示により安全上必要な技術的基準が定められており、中間検査を実施する部分（特定工程）「屋根の小屋組の工事」が、その後の工事（特定工程後の工程）すなわち「壁の外装工事又は内装工事」により隠蔽される部分が少ないと考えられることから、完了検査にて対応が可能と判断されることから、中間検査の適用を除外しています。 ・法第68条の20第2項において、型式適合製造者認証受けた者が製造又は新築をする当該認証に係る建築物については、その新築の工事が建築士である工事監理者によって設計図書のとおり実施されたことが確認されたものは、中間検査においてその認証に係る型式に適合（単体規定が適合）するものとみなすとされていることから、中間検査の適用を除外しています。 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「品確法」という。）第5条第1項の規定に基づく「建設住宅性能評価書」の交付を受ける建築物については、中間検査と同等以上の検査が品確法に基づいて実施されることから、中間検査の適用を除外しています。 ・中間検査対象建築物は、次表のとおりです。 　住宅及び特殊建築物のうち、〇印のものが中間検査対象建築物となります。（法第7条の3第1項第1号に該当する共同住宅は全て中間検査の対象建築物となります。）

構造 用途	木造				鉄骨造、RC造、SRC造	
	軸組工法	丸太組構法	その他工法		型式部材等製造者認証	その他
			型式部材等製造者認証	その他		
住宅※1	○	×	×	○	×	○
特殊建築物※2	○	×	×	○	×	○

※1住宅：兼用住宅、長屋住宅及び共同住宅を含みます。
※2特殊建築物：法別表第１(い)欄(１)項から(４)項に掲げる用途に供する建築物をいいます。

三　指定する特定工程及び特定工程後の工程

次の表(あ)欄に掲げる構造に応じ、それぞれ同表(い)欄に掲げる工事を特定工程とし、それぞれ同表(う)欄に掲げる工事を特定工程後の工程とする。ただし、同表の(い)欄に掲げる工事を2以上の工区に分けて施工する場合は、最も早く施工する工区の工事を特定工程とする。

	(あ)構造	(い)特定工程	(う)特定工程後の工程
1	木造	屋根の小屋組の工事（枠組壁工法の場合は、耐力壁の設置工事）	壁の外装工事又は内装工事
2	鉄骨造	2階の床版の取り付け工事（平屋については、建方工事）	壁の外装工事又は内装工事
3	鉄筋コンクリート造	2階の床（平屋については、屋根床版）の配筋工事（2階の床の配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取り付け工事）	2階の床（平屋については、屋根床版）のコンクリート打設工事（2階の床のコンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取り付け工事及び配筋工事）
4	鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床の配筋工事（2階の床の配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取り付け工事）	2階の床のコンクリート打設工事（2階の床のコンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取り付け工事）
5	1から4に掲げる構造のうち2以上の構造にわたるもの	建築物の構造耐力上主要な軸組の一部を木造とした場合は、1に掲げる工事とし、それ以外の場合は1階部分の構造耐力上主要な軸組における主たる構造について2から4に掲げる構造に応じそれぞれ(い)欄に掲げる工事	建築物の構造耐力上主要な軸組の一部を木造とした場合は1に掲げる工事とし、それ以外の場合は1階部分の構造耐力上主要な軸組における主たる構造について2から4に掲げる構造に応じそれぞれ(う)欄に掲げる工事

・1棟で工事を2以上の工区に分けて施工する場合又は1の敷地内に中間検査対象建築物（棟）が2以上ある場合に、それぞれの工区又は棟が同時期に特定工程に達する場合は、これらの工区又は棟それぞれに中間検査が実施されます。

・ただし書きは、工事を2以上の工区に分けて施工する場合に、特定工程に達する時期が異なる場合、最も早く施工する工区の工事を特定工程とすることを規定しており、最も早く施工する工区に中間検査が実施されます。また、1の敷地内に中間検査対象建築物（棟）が2以上ある場合に、棟ごとに特定工程に達する時期が異なる場合においても、上記の工事を2以上の工区に分けて施工する場合と同様とみなし、ただし書きを適用します。

・木造にあっては、構造材相互の接合状況、筋かい等設置状況などについて検査する必要性が高いと考えられることから、それらが確認できるように特定工程及び特定工程後の工程を指定しています。

・「壁の外装工事又は内装工事」には、下地工事を含みます。

・鉄骨造にあっては、鉄骨ボルト類の本締め及び溶接が終了し、2階床版の取り付け状況などについて検査する必要性が高いと考えられることから、それらが確認できるように特定工程及び特定工程後の工程を指定しました。

・鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造にあっては、2階の梁及び床版、並びに1階の柱及び壁の配筋工事と型枠組み立てが完了している状況などについて検査する必要性が高いと考えられることから、それらが確認できるように特定工程及び特定工程後の工程を指定しました。

第2. 中間検査の実施方法

2－1. 中間検査実施の基本的考え方

1. 中間検査の基本的事項

1）　中間検査は、工事中の中間検査対象建築物が特定工程に達した段階で最新の確認審査に要した図書及びその記載事項と工事が行われた部分及び敷地の状況が一致しているか、建築基準関係規定に適合しているかの実地検査することをいいます。

2）　中間検査は、実地の検査を工事監理者の立ち会いの下に行います。書類のみによる検査、写真のみによる検査は認められません。

なお、現場検査の後、軽微な手直し等がある場合については、写真等による報告を受け、その審査を行うことで検査を行ったものとできます。

3）　中間検査は、外部から目視又は寸法測定等により適法性が検査できる範囲で行います。

建築物の安全性が確保されるためには、施工者による施工管理、工事監理者による工事監理が適切に行われることが不可欠であり、中間検査制度はそれらの品質管理・検査の体系を改めて確立させることを目的の一つとしており、検査にあたっては工事監理者が事前に工事中の建築物及びその敷地の適合性を確認していることを前提に行います。

目視又は計測検査では建築基準関係規定に適合しているかどうか検査できない部分（隠蔽部分等）は、工事監理者の工事監理の状況（省令別記第２６号様式第４面）（以下「監理状況報告書」という。）、中間検査チェックシートの工事監理者欄の記載内容等により確認します。

4）　中間検査は、監理状況報告書等を参照した上で、工事施工状況と確認の申請書及びその添付図書（以下「確認図書」という。）との照合を基本に行います。

確認図書のみでは照合できない部分については、法第１２条第５項の規定に基づき、必要に応じて設計図書（建築工事の実施のために必要な図面及び仕様書。以下同じ）、軸組計算書等の建築建築基準関係規定に適合することを確かめるための書類の提出を求めて照合を行います。

5）　中間検査を効率的に実施するため、中間検査チェックシートを活用して、検査を行います。

2. 検査の特例（法第7条の5）の活用

法第６条第１項第４号に係る建築物で建築士の設計により確認の特例を受けた建築物の工事で、建築士である工事監理者によって設計図書のとおりに実施されたことが確認されたものは、いわゆる単体規定の一部が検査の対象外となります。（以下「検査の特例」という。）

検査の特例が適用された建築物の検査は、検査の特例が適用されない場合に比べ、検査に必要な設計図書、軸組計算書等の提出が不要となり、主に集団規定が検査の対象となります。ただし、当分の間（現在、小規模木造建築物など法第６条第１項第４号に掲げる建築物については、建築士が設計・施工監理を行った場合には、建築確認等において構造関係規定の審査を省略することとなっています。この審査省略特例が改正されるまでとする。）は、検査の特例が適用された建

築物の検査であっても、単体規定部分の検査が重要であることから、現場検査において一定の項目については、工事が設計図書のとおりに実施されているかの確認を行うこととします。

このように検査の特例の適用によって中間検査の効率的な実施が可能となること、また中間検査実施の必要性の一つが建築士による工事監理業務の適正化とその徹底であることを踏まえ検査の特例の活用を積極的に推進することとします。

3．中間検査の的確な実施

全ての建築物の適法性が確保されるよう工事監理、検査、違反建築物の是正が徹底されることを大目標として、奈良県建築安全安心マネジメント計画に基づき、関係団体とともに諸施策を推進しています。

そのため、中間検査の的確な実施のために、特定工程の指定に関する広報周知、確認済証交付時に検査対象建築物である旨のお知らせ、予定日が過ぎても検査申請のない建築主等への電話による指導、書面による督促（別紙13）【P．66】、これらの指導にもかかわらず検査申請のない対象建築物へのパトロールによる現地指導等を行うこととします。

これらの指導の過程及び現場検査の実施等により違反建築物であることが判明した場合は、必要に応じて違反是正指導等を行うこととします。

2―2．中間検査実施の流れ

1．中間検査実施のフロー

中間検査実施の流れは、＜建築主・工事監理者等＞、＜建築主事・特定行政庁＞別に以下の中間検査実施のフロー図（完了検査含む）（図－1）のとおりです。

図－1　中間検査実施のフロー図（完了検査含む）

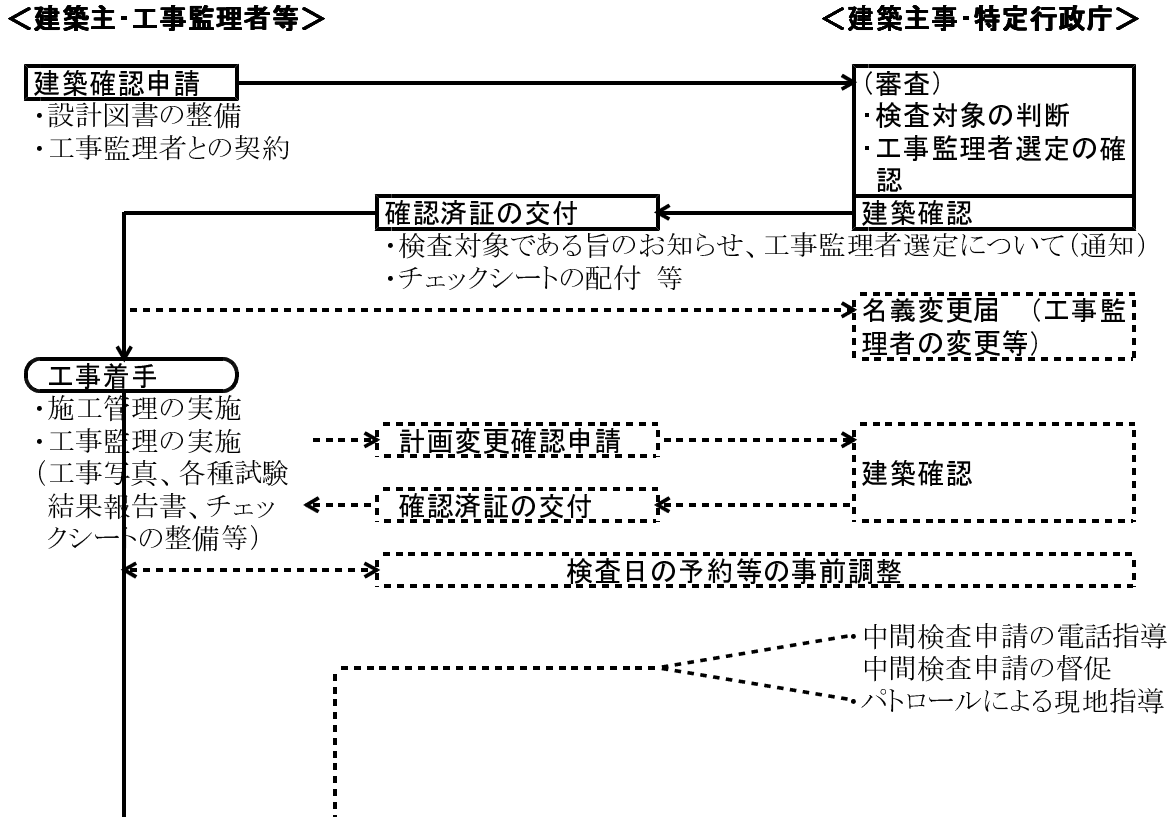

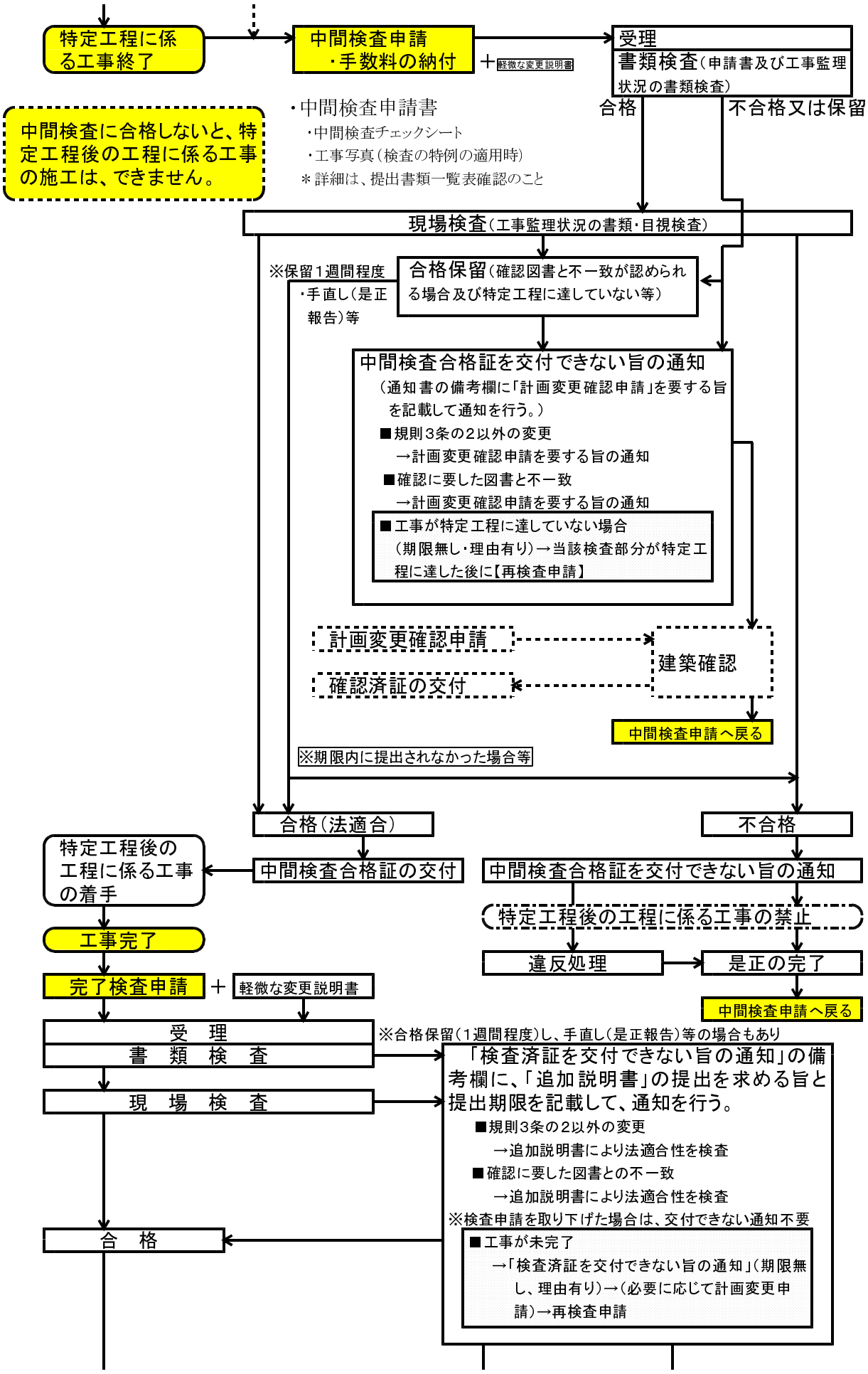
特定工程に係る工事終了
中間検査申請
・手数料の納付
＋軽微な変更説明書
受理
書類検査（申請書及び工事監理状況の書類検査）
合格
不合格又は保留
中間検査に合格しないと、特定工程後の工程に係る工事の施工は、できません。
・中間検査申請書
・中間検査チェックシート
・工事写真（検査の特例の適用時）
＊詳細は、提出書類一覧表確認のこと
現場検査（工事監理状況の書類・目視検査）
※保留１週間程度
・手直し（是正報告）等
合格保留（確認図書と不一致が認められる場合及び特定工程に達していない等）
中間検査合格証を交付できない旨の通知
（通知書の備考欄に「計画変更確認申請」を要する旨を記載して通知を行う。）
■規則3条の2以外の変更
→計画変更確認申請を要する旨の通知
■確認に要した図書と不一致
→計画変更確認申請を要する旨の通知
■工事が特定工程に達していない場合
（期限無し・理由有り）→当該検査部分が特定工程に達した後に【再検査申請】
計画変更確認申請
確認済証の交付
建築確認
中間検査申請へ戻る
※期限内に提出されなかった場合等
合格（法適合）
不合格
特定工程後の工程に係る工事の着手
中間検査合格証の交付
中間検査合格証を交付できない旨の通知
特定工程後の工程に係る工事の禁止
違反処理
是正の完了
中間検査申請へ戻る
工事完了
完了検査申請
＋
軽微な変更説明書
受理
書類検査
※合格保留（1週間程度）し、手直し（是正報告）等の場合もあり
現場検査
「検査済証を交付できない旨の通知」の備考欄に、「追加説明書」の提出を求める旨と提出期限を記載して、通知を行う。
■規則3条の2以外の変更
→追加説明書により法適合性を検査
■確認に要した図書との不一致
→追加説明書により法適合性を検査
※検査申請を取り下げた場合は、交付できない通知不要
■工事が未完了
→「検査済証を交付できない旨の通知」（期限無し、理由有り）→（必要に応じて計画変更申請）→再検査申請
合格

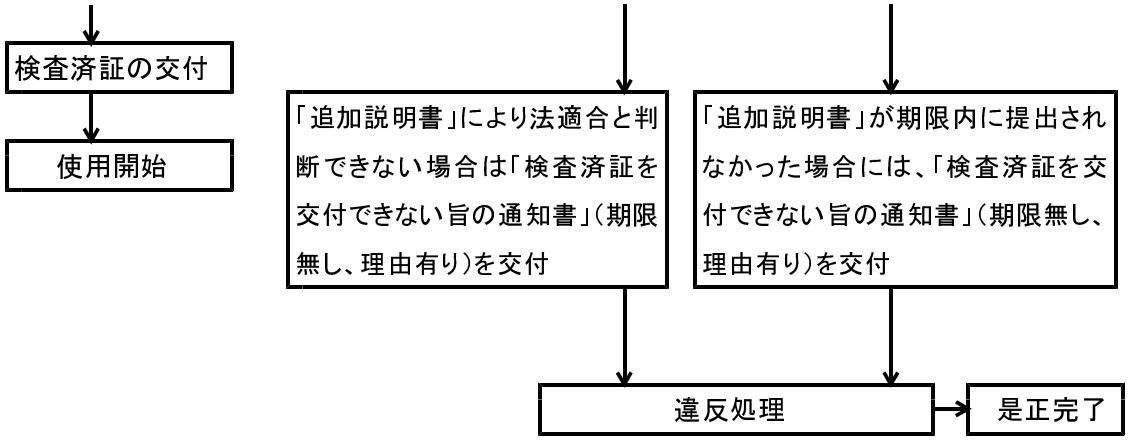

２．中間検査実施各段階の事務処理

中間検査実施の各段階における要点・留意事項は、＜建築主事・特定行政庁＞＜建築主・工事監理者等＞別に以下のとおりです。（前々ページ、図－１　中間検査実施のフロー図【P．１２】参照）

１）建築確認申請又は計画通知（以下「建築確認申請等」という。）段階＜建築主・工事監理者等＞

①中間検査においては、建築基準関係規定に適合しているかどうか判断するために設計図書を参照することがあるので、設計時に、必要な事項を設計図書に的確に記入してください。

②適切な工事監理者を選任し、契約してください。

③中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模

・「別添資料」（P97）による。

④告示　三　指定する特定工程及び特定工程後の工程について

・１棟で工事を2以上の工区に分けて施工する場合又は1の敷地内に中間検査対象建築物（棟）が2以上ある場合に、それぞれの工区または棟が同時期に特定工程に達する場合は、これらの工区又は棟それぞれに中間検査が実施されます。

・工区とは、建築物が構造的にエキスパンションジョイントなどで分かれている場合等、合理的に区分されているものをいいます。

〔法第７条の３第１項第１号の規定による場合は、全ての工区の特定工程が検査の対象ですのでご注意ください。〕

：工事を２以上の工区に分けて施工し、同時期に特定工程に達する場合の例

（配置図）

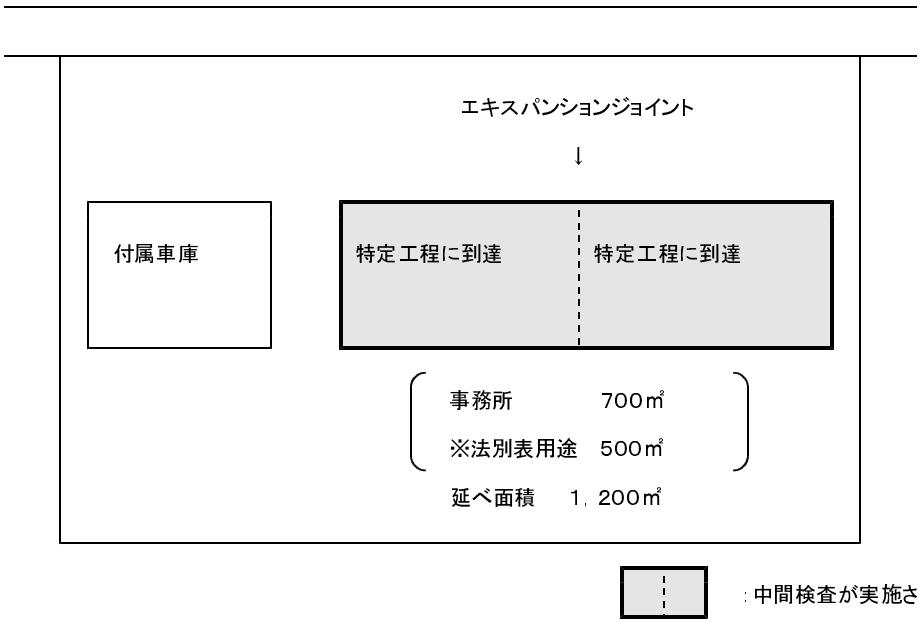

：中間検査が実施される建築物

※法別表第１（い）欄（１）項から（４）項に掲げる用途

（断面図）

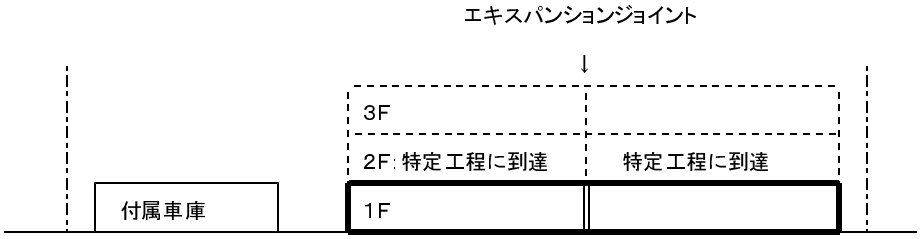

：中間検査が実施される建築物の既に施工されている部分

：２以上の棟が同時期に特定工程に達する場合の例

（配置図）

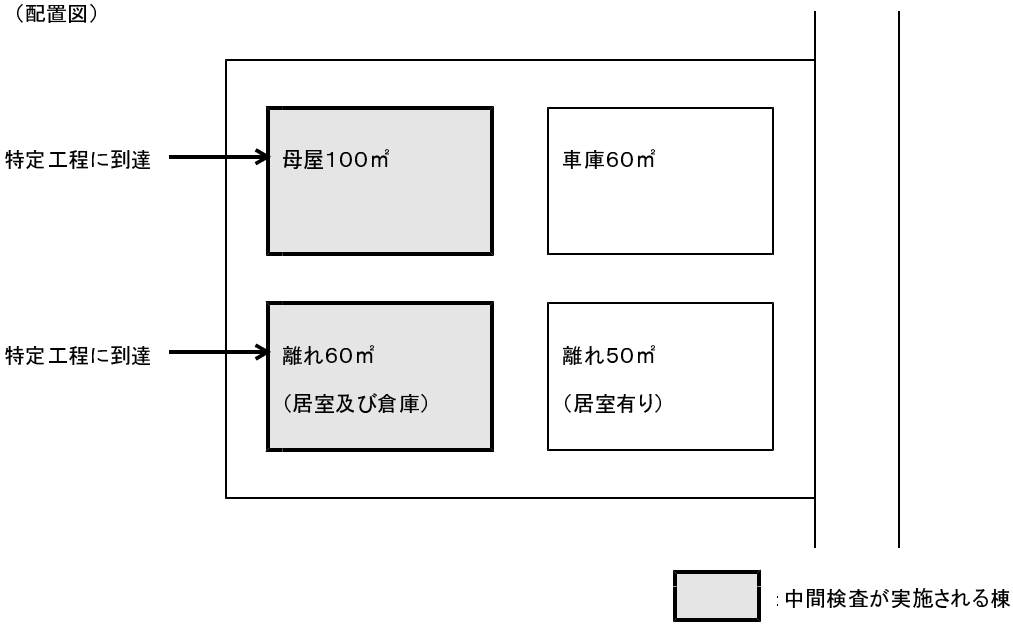

：中間検査が実施される棟

・ただし書は、工事を２以上の工区に分けて施工し、特定工程に達する時期が異なる場合、最も早く施工する工区の工事を特定工程とすることを規定していることから、最も早く施工する工区に中間検査が実施されることとなります。また、１の敷地内に中間検査対象建築物（棟）が２以上ある場合に、棟ごとに特定工程に達する時期が異なる場合においても、上記の工事を２以上の工区に分けて施工する場合と同様とみなし、ただし書を適用します。

：工事を２以上の工区に分けて施工し、特定工程に達する時期が異なる場合の例

（配置図）

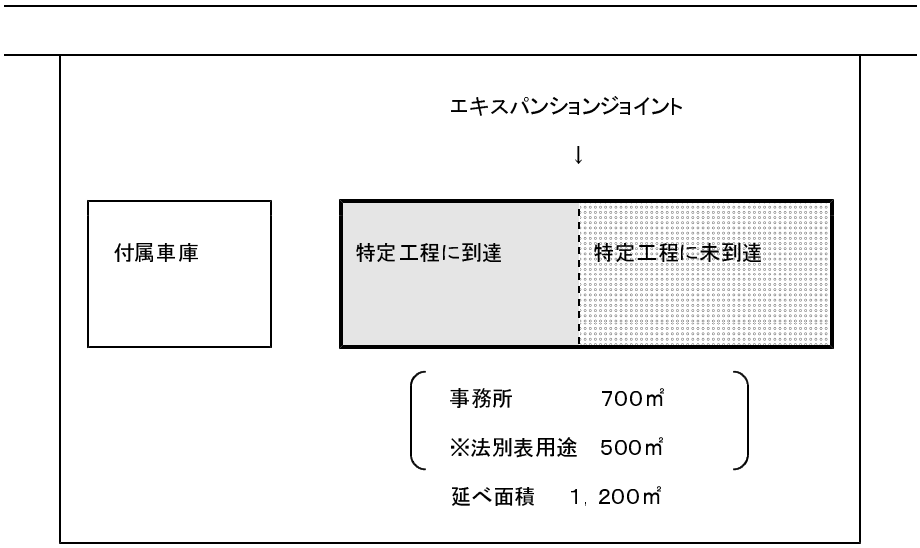

：中間検査が実施される建築物

※法別表第１（い）欄（１）項から（４）項に掲げる用途

（断面図）

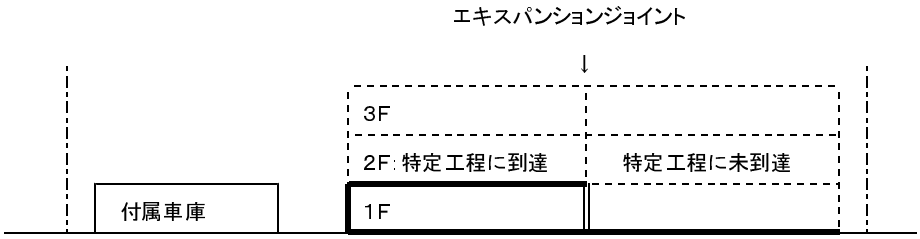

：中間検査が実施される建築物の既に施工されている部分

：棟ごとに特定工程に達する時期が異なる場合の例

（配置図）

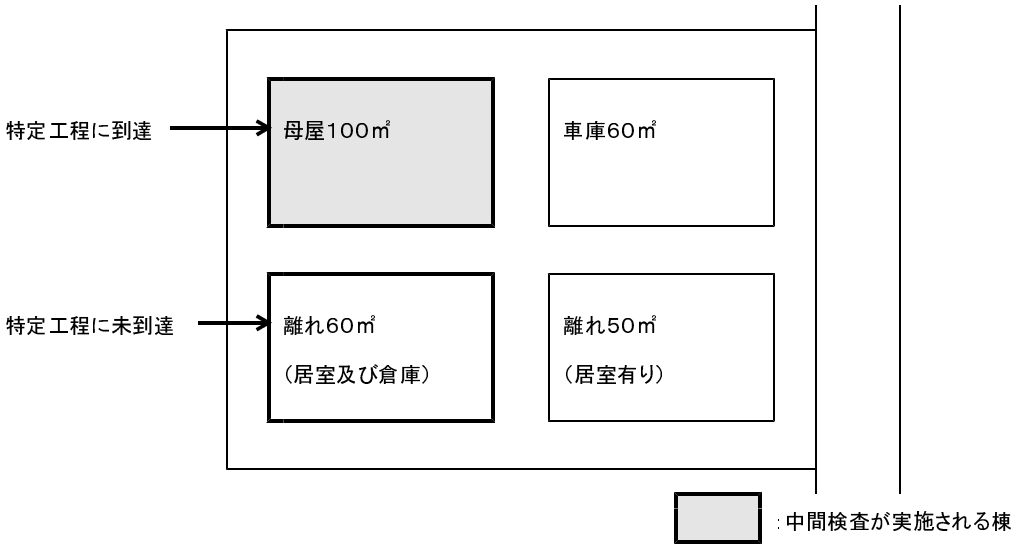

⑤中間検査の適用除外となる建築物について

・法第7条の3第1項第1号に該当する共同住宅は、適用除外がありません。

・中間検査の適用除外となる建築物に係る確認申請書第3面、第4面及び建築計画概要書第2面の作成にあたっては、次の点に留意してください。

ⅰ）法第85条第5項の規定に基づく建築物については、確認申請において、当該許可通知書の写しを添付し、かつ申請書第3面第14欄及び概要書第2面第14欄に、当該許可を受けたことを記載してください。

ⅱ）平成14年国土交通省告示第411号に規定する丸太組構法を用いた建築物については、申請書第3面第13欄ハ及び概要書第2面第13欄ハに当該告示に基づく丸太組工法であることを記載してください。

ⅲ）法第68条の11第1項の認証を受けたものが製造又は新築をする当該認証に係る建築物については、型式部材等製造者認証書の写しを添付するとともに、申請書第3面第18欄及び概要書第2面第18欄に当該認証を受けた建築物であることを記載してください。また、法第68条の20第1項の規定に基づく確認及び検査の特例を受けるため、申請書第4面第9欄二に当該認証を受けた建築物であることを記載してください。

ⅳ）品確法の建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物については、申請書第3面第18欄及び概要書第2面第18欄に当該評価書の交付を受ける予定であることを記載すると共に、併せて、法第7条第1項の完了検査申請書には、品確法の施工状況報告書（下地張りの直前の工事の検査に合格していることが確認できること）を添付してください。

2）確認審査段階＜建築主事・特定行政庁＞

①確認申請の審査は、原則として省令に定められた確認図書に基づき行います。

検査は、確認図書との照合を行うこととなるため、明示すべき事項が的確に記載されているか意識して審査を行います。

②工事監理者の確認について

・工事監理者が選任されているかの確認を行い、選任の指導を行います。

やむを得ず、工事監理者未選任となる場合は、確認済証の交付時に「工事監理者の選任について（通知）」を添付します。（別紙11）【P. 64】

3）確認済証の交付段階＜建築主事・特定行政庁＞

①確認済証の交付時に、以下の書類を配布します。

・検査対象建築物である旨のお知らせ（「中間検査の受検についてのお知らせ」（別紙12）【P. 65】

・中間検査チェックｼｰﾄ（別記様式－1，－2，－3，－4，－5）【P. 44～P. 50】（確認済証番号・同交付年月日記入したもの）

・〔表－4〕中間検査のための提出書類一覧表【P. 25】

・検査の特例の適用対象建築物の場合は、（別紙5）工事写真撮影要領【P. 27】

・工事監理者未選任の場合は、「工事監理者の選任について（通知）」（別紙11）【P. 64】

・その他必要に応じ、中間検査チェックｼｰﾄの活用方法及び監理状況報告書の記載方法と記載例等

4）工事着手の段階＜建築主・工事監理者等＞

①工事施工者による施工管理を適切に行ってください。

②工事監理者による工事監理を適切に行ってください。

・必要な試験結果報告書等の整備

・監理状況報告書、中間検査チェックｼｰﾄの工事監理者欄の整備

（検査受検の前には、必ず現場において工事施工状況を最終確認してください。）

・検査の特例の適用を申請する場合は、必要な工事写真の整備

（（別紙 5）「工事写真撮影要領」【P. 27】参照）

③設計変更が必要となった場合、省令第3条の2に規定する軽微な変更に該当する場合を除き、計画変更に係る工事の施工前に必ず、計画変更確認申請を行ってください。

④なお、工事監理者に変更があった場合はその時点で、名義変更届（建築基準法施行細則第13条、第3号様式）を必ず提出してください。

5）検査日の予約等の事前調整段階＜建築主・工事監理者等、建築主事・特定行政庁＞

①必要に応じ、検査日の予約、手数料算定等の事前調整を行うこととします。

6）特定工程に係る工事の終了段階＜建築主・工事監理者等＞

①特定工程に係る工事を終えたときは、その日から４日以内に中間検査申請を行ってください。

②特定工程後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ施工できません。（特定工程後の工程に係る工事以外の工事は、継続して施工できます。）

7）中間検査申請の段階＜建築主・工事監理者等＞

（1）中間検査申請の提出書類

中間検査申請の提出書類は、次のとおりです。

①中間検査申請書（省令第7条の3第2項、別記第26号様式）

②建築士免許証の写し（確認申請時から変更があった場合）・委任状

③軽微な変更説明書【P．70】

④中間検査チェックシート（別記様式－1、－2、－3、－4、－5）【P．44～P50】参照

⑤検査の特例の適用を受けようとする場合は、工事写真（（別紙5）「工事写真撮影要領」【P．27】参照）

⑥検査対象の建築物の種類により、法第12条第5項報告として必要な書類（詳細は、〔表－4〕「中間検査のための提出書類一覧表」【P．25】参照）

※申請書等（確認済の確認図書を除く）に軽微な不備があっても、訂正印等による処理でよいこととします。）

（2）中間検査申請手数料

①中間検査の申請手数料は、次の表のとおりです。

〔表－2〕　中間検査の申請手数料（各特定行政庁で確認してください。）

中間検査を行う部分の床面積の合計	申請手数料
30㎡以内	13，000円
30㎡を超え　100㎡以内	16，000円
100㎡を超え　200㎡以内	21，000円
200㎡を超え　500㎡以内	31，000円
500㎡を超え　1，000㎡以内	51，000円
1，000㎡を超え　2，000㎡以内	69，000円
2，000㎡を超え　5，000㎡以内	110，000円
5，000㎡を超え　10，000㎡内	160，000円
10，000㎡を超え　50，000㎡以内	250，000円
50，000㎡を超える	510，000円

②「中間検査を行う部分の床面積の合計」については、特定工程に達した中間検査対象建築物の特定工程としている階までの床面積の合計となります。鉄筋コンクリート造にあっては床等の配筋が、鉄骨鉄筋コンクリート造にあっては、はり等の床を支える構造の主要な部分が施工されている場合においては、床があるものとみなして床面積の合計を算定し、木造（混構造含む）にあっては、特定工程に係る床面積の合計となります。ただし、工事を2以上の工区に分けて施工する場合は、最も早く施工する工区の工事が特定工程になることから、この場合の床面積の合計は、最も早く施工する工区の床面積の合計となります。

：木造（混構造を含む）の例

（断面図）

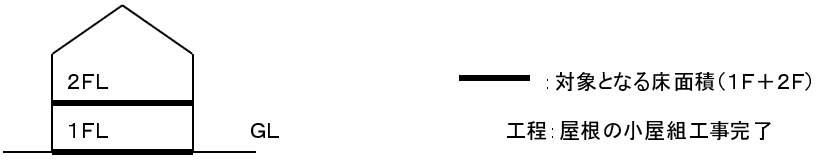

：鉄筋コンクリート造の例

（断面図）

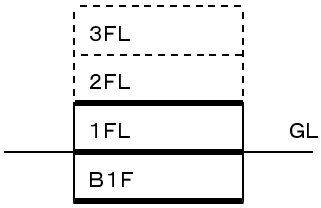

：対象となる床面積（B1F＋1F＋2F）

工程：2階床取り付け又は配筋等完了

：鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の例

（断面図）

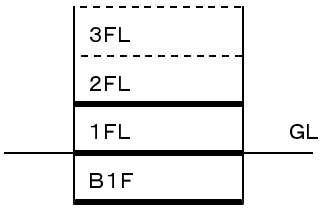

：対象となる床面積（B1F＋1F＋2F）

工程：2階床取り付け又は配筋等完了

（柱及び梁は最上階まで完了）

③鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の工事を、エキスパンションジョイント等で分かれている等、2以上の工区に分けて施工する場合で、それぞれの工区が同時期に特定工程に達する場合は、特定工程に達した工区の2階までの床面積の合計となります。

：工事を2以上の工区に分けて施工し、同時期に特定工程に達する場合の例

（断面図）

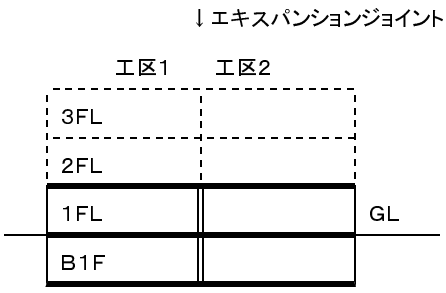

：対象となる床面積

（工区1及び工区2のB1F＋1F＋2F）

工区1の工程：2階床取付又は配筋等完了

工区2の工程：2階床取付又は配筋等完了

の場合

④エキスパンションジョイント等で分かれる等、特定工程に達する時期が異なる場合は、最も早く施工する工事を特定工程とすることから、先行する工区の2階までの床面積の合計となります。

：工事を2以上の工区に分けて施工し、特定工程に達する時期が異なる場合の例

（断面図）

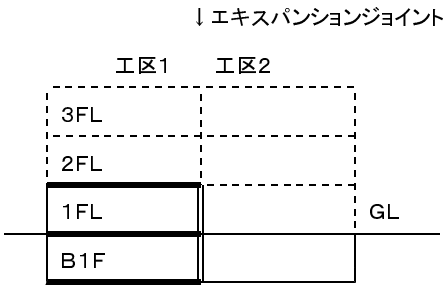

：対象となる床面積（工区1のB1F＋1F＋2F）

工区1の工程：2階床取付又は配筋等完了

工区2の工程：1階床取付又は配筋等完了

2階床取付又は配筋等未完了

の場合

⑤中間検査の対象となる建築物（棟）が２以上の場合で、それぞれの棟が同時に特定工程に達する場合は、それらの建築物の特定工程の階数までの床面積の合計となります。

：２以上の棟が同時期に特定工程に達する場合の例

（断面図）

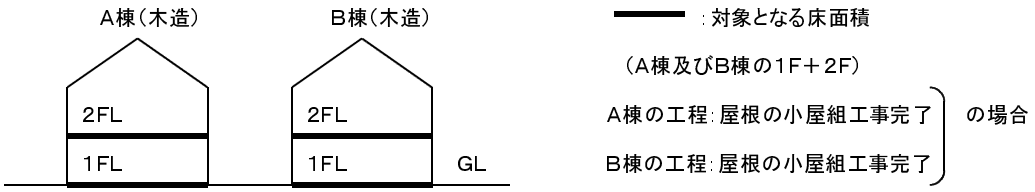

⑥中間検査の対象となる建築物（棟）が２以上の場合で、棟ごとに特定工程に達する時期が異なる場合は、最も早く施工する建築物（棟）の工事を特定工程とすることから、先行する建築物の構造の特定工程の階数までの床面積の合計となります。

：棟ごとに特定工程に達する時期が異なる場合の例

（断面図）

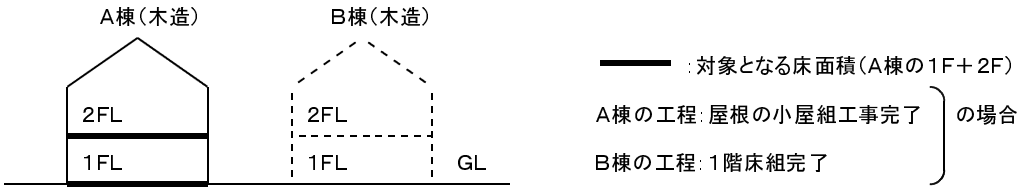

（3）独立行政法人住宅金融支援機構の災害関連融資の現場審査との同時申請　（木造の場合のみ）

①独立行政法人住宅金融支援機構の災害関連融資の現場審査がある場合は、原則として同時に申請してください。

8）中間検査申請の受理段階＜建築主事・特定行政庁＞

①設計者等の資格等の確認（設計者等の資格については、確認申請時から変更があった場合に限る。）

申請書に記載された、代理者（申請代理人）、設計者及び工事監理者に関する記載事項について、委任状（代理者による申請の場合）及び建築士免許証の写し（建築士が設計者又はである場合）により確認します。

②工事監理者の業務範囲の確認

工事監理者の資格と申請された建築物の計画を照合し、工事監理者の資格に応じた計画となっているかどうか確認します。

③「軽微な変更説明書」の添付の確認

中間検査申請書第三面に軽微な変更が記載されている場合は、「軽微な変更説明書」が添付されていることを確認します。

④監理状況報告書及び中間検査チェックｼｰﾄの記載内容（及び工事写真）の確認

記載内容が適切であること。著しく不適切な場合は、法第１２条第５項の規定に基づき書類の提出を求めることがあります。

（〔表－４〕「中間検査のための提出書類一覧表」【P．２５】の⑤その他必要と認める書類参照。）

（注）

特定行政庁として奈良県建築物安全安心実施計画に基づき、中間検査の的確な実施のために、特定工程の工事終了予定日が過ぎても検査申請のない建築主等への電話による指導、書面による督促「中間検査受検について（通知）」（別紙１３）【P66】及びパトロールによる現地指導等を行います。

9）書類検査、現場検査及び検査の判定段階＜建築主事・特定行政庁＞

①軽微な変更の内容確認

軽微な変更説明書が添付されている場合は、その内容が軽微な変更として認められるものかどうかを確認します。（書類検査）また、現場においてその軽微な変更説明書の内容と現場の出来形を照合します。（現場検査）

②書類での確認

中間検査申請書第四面及び添付図書並びに本マニュアルに基づく中間検査申請書に添付された提出書類【 P25 参照】により工事監理の状況について確認します。（なお、実地により、工事監理者が報告した監理状況について確認します。）

③目視、計測による現場検査＜建築主事・特定行政庁＞

原則として工事監理者の立ち会いを求め、現場検査を実施します。

概要は、申請に係る建築物の現場において、敷地、道路及び隣地（以下「敷地等」という。）の形状及び高さ、建築物の各部分の位置、形状及び寸法等に関する目視、計測等（簡易な計測機器による計測）を行うことにより、最新の確認審査に要した図書及びその記載事項と、工事が行われた建築物の部分及び敷地の状況が一致していることを、実地で検査することとします。

特に構造に関する検査方法については、鉄筋の配置、径、継手及び定着方法、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さ並びに構造耐力上主要な部分である接合部、継手及び寸法等を目視等により検査します。

目視検査を基本とし、これにより難い場合は計測検査を、中間検査チェックシートの検査項目に沿って実施します。検査の特例を適用する場合であっても、一定の検査項目について、工事が設計図書のとおりに行われたことの確認を行います。

工事施工状況について、確認図書と整合がとれており建築基準関係規定に適合している場合は合格となります。

なお、独立行政法人住宅金融支援機構の災害関連融資の現場審査について、特定工程による検査日程の設定から、工事の出来高が確認できない場合は、後日写真報告等により確認を行い処理することができるものとします。

④中間検査の公正かつ的確な実施のための措置＜建築主事・特定行政庁＞

工事施工状況について確認図書との不整合があり、建築基準関係規定への適否が判断できない場合又は不適合部分がある場合は合格保留となります。

その後、不整合部分について、建築主事等が定めた期限内（おおむね１週間）に軽微な手直し（是正報告）、軽微な変更説明書等により、建築基準関係規定に適合していると認められる場合は中間検査合格証を交付します。また、計画変更に該当する場合は、中間検査合格証を交付できない旨の通知を行った後、提出された計画変更確認申請が建築基準関係規定に適合していると認められる場合は、改めて中間検査申請書を提出させた上で、中間検査合格証を交付します。

なお、建築主事が定めた期限内に申請者から手直し（是正報告）等なかった場合は、中間検査合格証を交付できない旨の通知を行うこととなります。

10）中間検査合格証の交付の段階＜建築主事・特定行政庁、建築主・工事監理者等＞

検査結果が合格となった場合、速やかに中間検査合格証を交付します。

中間検査合格証の交付を受けた後、特定工程後の工程に係る工事に着手することができます。

11）中間検査合格証を交付できない旨の通知の段階　＜建築主事・特定行政庁、建築主・工事監理者等＞

①検査の結果が不合格となった場合、中間検査合格証を交付できない旨の通知を行います。

②特定工程後の工程に係る工事はもちろん、他の工事の施工もできません。

③特定行政庁は、必要に応じ違反是正指導等を行うこととなりますが、計画変更確認申請を行い変更確認を受け是正工事を実施するなど、是正が完了し中間検査の受検が可能な場合は、再度中間検査申請（再度手数料が必要です。）を行ってください。

12）完了検査申請の段階＜建築主・工事監理者等＞

（1）中間検査と完了検査との関係

①完了検査においては、中間検査の際に検査された建築物の部分及びその敷地については再度検査を行わなくてもよいこととなっています。（中間検査終了後に変更の工事が行われ中間検査時と異なる状況になっている場合には、その限りではありません。）

②また、中間検査合格証の交付を受けていない建築物は、原則として完了検査を受けることができません。

（2）中間検査を受けた建築物に関する完了検査申請手数料

①中間検査を受けた建築物（建築確認申請の敷地内に今回、中間検査を受けた建築物がある場合）に関する完了検査申請手数料は、次の表のとおりです。

〔表－3〕　中間検査を受けた建築物に関する完了検査申請手数料（各特定行政庁で確認してください。）

床面積の合計	申請手数料
30㎡以内	12，000円
30㎡を超え　100㎡以内	16，000円
100㎡を超え　200㎡以内	21，000円
200㎡を超え　500㎡以内	31，000円
500㎡を超え　1，000㎡以内	48，000円
1，000㎡を超え　2，000㎡以内	69，000円
2，000㎡を超え　5，000㎡以内	120，000円
5，000㎡を超え　10，000㎡内	160，000円
10，000㎡を超え　50，000㎡以内	230，000円
50，000㎡を超える	440，000円

〔表－4〕　中間検査のための提出書類一覧表

対象建築物の種類 ＼ 提出書類		法第6条第1項第4号に該当する住宅			左記以外の住宅	特殊建築物等で1000㎡を超えるもの及び地上3階以上のもの	備　考
		確認の特例の適用を受けたもの		確認の特例の適用がないもの又は工事監理者が建築士でないもの			
		検査の特例の適用を受けようとするもの	検査の特例の適用を受けようとしないもの				
①中間検査申請書（省令別記第　26号様式）		○	○ ※1	○ ※1	○	○	
②建築士免許証の写し、委任状（変更がある場合）		○	○		○	○	
③軽微な変更説明書		○	○	○	○	○	
④中間検査チェックシート		○	○	○	○	○	工事監理者確認欄を記入
⑤工事写真		○					「工事写真撮影要領」によるもの
⑥法第12条第5項報告	仕様書 基礎伏図 各階床伏図 小屋伏図 構造詳細図（矩計図） 令第46条第4項に適合していることの書類（軸組等） 令第47条第1項に適合していることの書類（継手又は仕口） 矩計配筋図 鉄骨詳細図 各種断面リスト 軸組図	※4	○ ※2	○ ※2	（確認図書に添付）	（確認図書に添付）	
⑦その他必要と認める書類		※3	※3	※3	※3	※3	

注1．検査の特例の適用とは、法第6条第1項第4号に係る建築物で建築士の設計により確認の特例を受けた建築物の工事で、建築士である工事監理者によって設計図書のとおりに実施されたことについて③工事写真の添付等により確認されたものについては、いわゆる単体規定の一部が検査の対象外となること。

注2．○印　　提出が必要な書類。

注3．　※1印　中間検査申請書第4面は、法第7条の5の適用を受けず、かつ、建築士法第3条から第3条の3までの規定に含まれないものも提出して下さい。

※2印　これらの書類のうち、確認図書に添付されているものを除き提出して下さい。

※3印　中間検査申請書第4面等に照らして、必要に応じ以下の書類を求めることがあります。

①．地盤調査報告書
②．杭耐力試験報告書及び施工報告書
③．コンクリート圧縮強度試験結果報告書
④．コンクリート工事施工結果報告書
⑤．鉄筋強度試験報告書
⑥．鋼材強度試験報告書
⑦．ボルト類強度試験報告書
⑧．溶接部非破壊試験報告書
⑨．溶接部強度試験報告書
⑩．圧接部強度試験報告書
⑪．鉄骨工事施工状況報告
⑫．鋼材の品質証明書の写し
⑬．使用金物一覧表
⑭．大臣認定書等
⑮．各工程工事写真
⑯．その他必要と認める書類

※4印　検査の特例の適用を受けようとするものについては、図書の添付を省略していましたが、平成17年4月1日より、中間検査対象建築物の拡充を行いましたので、中間検査時の検査の効率化を図るため当分の間（平成18年12月20日公布の「建築士法の一部を改正する法律」に関連して「確認の特例の改正」が予定されているが、その改正が施行されるまでとする。）関係図書の添付を求めることがあります。

注4．指定確認検査機関で確認を受けた場合は、上記提出一覧表の対象建築物の種類に応じた書類に加え確認に要した図書及びその一般図書の写し（付近見取り図、配置図、各階平面図、立面図等）を提出して下さい。

〔表－4〕の参考

中間検査の特例運用フロー（法第6条第1項第4号該当分）

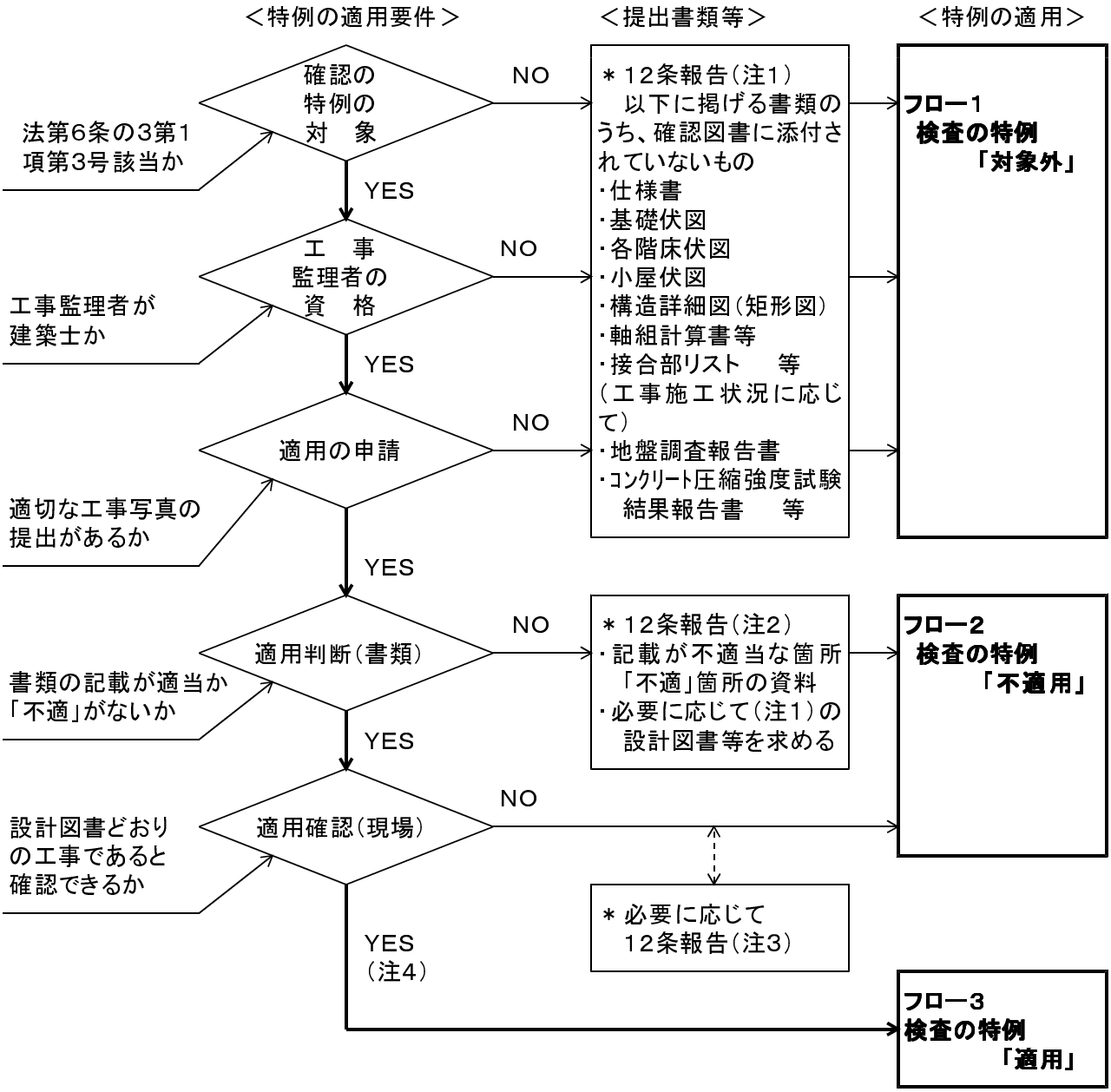

（注1）工事が工事監理者によって設計図書のとおりに実施されたたかどうか検査する必要があることから、あらかじめ検査に必要な設計図書、また工事施工状況に応じて検査結果報告を求める。
（注2）設計図書のとおりに工事されたかどうか疑義のある箇所について報告を求める。
（注3）現場の不適合部分等について、必要に応じて報告を求める。
（注4）手続き上の不備等については、工事施工状況等に応じて特例の適用を考慮できるものとする。

（別紙５）

建築基準法施行規則第４条の８第１項第３号に規定する工事写真撮影要領

第１　建築基準法施行規則第４条の８第１項第３号に規定する写真は、次の各号に定める工程について、それぞれ３箇所以上撮影したものとする。

１木造

１）屋根の小屋組の工事終了時

小屋ばり、小屋束、棟木、母屋及び火打ち材の仕口又はその他の接合部

２）構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時

柱、横架材及び筋かい又はその他耐力壁の仕口その他の接合部

３）基礎の配筋（鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る。）の工事終了時

鉄筋部分

２鉄筋コンクリート造

１）平屋の屋根版の配筋の工事終了時

平屋の屋根版、はり、柱の仕口又はその他接合部、鉄筋部分

２）構造上主要な軸組もしくは耐力壁の配筋の工事の終了時

柱、壁の仕口又はその他接合部、鉄筋部分

３）基礎の配筋工事終了時（地中ばり含む）

柱、地中ばりの仕口又はその他接合部、鉄筋部分

３鉄骨造

１）平屋の建方の工事の終了時

柱、はりの仕口又はその他接合部

２）構造上主要な軸組もしくはブレース工事終了時

柱、はり、ブレースの仕口又はその他接合部

３）基礎の配筋工事終了時（地中ばり含む）

鉄筋部分

４鉄骨鉄筋コンクリート造

鉄骨部分にあっては、上記３鉄骨造、鉄筋コンクリート部分にあっては、上記２鉄筋コンクリート造を準用する。

第２　第１の写真は、撮影年月日、建築物の名称及び工程名を表示した小黒板等並びに工事監理者の確認中の状況を入れて撮影することを原則とし、工事監理者自ら撮影を行った場合等にはその旨の明記、撮影者の記名及び押印を行うこととする。

なお、写真提出にあたっては、台紙等に整理し、撮影年月日、建築物の名称、工程名及び工事監理者名について明記することとする。

第3. 完了検査時の留意事項

３－１．完了検査

1）提出書類

①完了検査申請書（省令第7条第1項、別記第19号様式）

②建築士免許証の写し、委任状（確認申請時から変更があった場合）

③軽微な変更説明書

※完了検査申請書第4面の工事監理状況報告書【P68】の作成にあたっては、完了検査チェックシート（P73～）を参考にしてください。

※申請書等（確認済の確認図書を除く）に軽微な不備がある場合は、訂正印等により処理する。

2）検査方法

①構造に関するもの（中間検査を経ているものについては、特定工程以前の検査は省略します。）

中間検査の「9）書類検査、現場検査及び検査の判断段階」【P．22】を準用します。

②構造以外に関するもの

工事監理報告書、写真等の書類による検査や、目視、簡易な計測機器等による測定または建築物の部分の動作確認等の方法により確認に要した図書のとおりに実施されているか確認します。これは、破壊しなくとも検査できる範囲で行うこととなります。

なお、この方法で法適合性を判断できない場合は、「完了検査済証を交付できない旨の通知」を行い、追加説明書の提出を求めます。

3）検査後の事務処理　＜建築主事・特定行政庁、建築主・工事監理者等＞

①検査によって軽微な変更が確認された場合

「軽微な変更説明書」の提出や訂正を求めます。原則として、建築主事であっても法第12条第5項の報告ではなく「軽微な変更説明書」を求めます。

軽微な場合は、処分の通知を文書では行いません。また、当該変更が部分的である場合（部分的であることの判断は建築主事等が行う。）は、写真等の報告でもよい場合もあります。

②検査によって軽微な変更に該当しない変更が確認された場合

完了検査済証を交付できない旨の通知（追加説明書を求めるもの　期限有り、理由有り）を行います。この場合、追加説明書を申請書等の一部として法適合性について審査・検査を行い、合格すれば検査済証が交付されます。

※追加説明書において構造計算による検討を行い、かつ構造計算適合性判定を求めるべきである場合

→申請者等に対して構造計算適合性判定に準ずるものとして第三者機関による評価を求めます。

※検査済証に記載する事項は、例えば床面積が変更していた場合、追加説明書に記載されたものを記載します。

③検査によって工事が完了していないことが確認された場合

完了検査済証を交付できない旨の通知（期限無し、理由有り）を行います。当該工事が完了後に、再度完了検査申請をしてください。この場合は、通知後に計画変更確認申請（構造計算適合性判定を要する場合は②と同様）を要する場合には、計画変更確認後、再度完了検査申請をしてください。

第4. 中間検査受検の参考資料

４－１．中間検査チェックシートの活用

中間検査チェックシート（別記様式－１～－５）【Ｐ．４４～Ｐ．５０】は、目視検査又は計測検査を、中間検査チェックシートの検査項目に沿って実施することにより、建築主事・特定行政庁と建築主・工事監理者双方にとって、中間検査を効率的に実施するために導入したものです。

以下に示す中間検査チェックシートの記入要領及び検査内容に留意して、工事監理の各段階及び中間検査受検前の各検査項目の適法性の確認等に活用してください。

１．中間検査チェックシートの構成

中間検査チェックシートは、別記様式－１～－５【Ｐ．４４～Ｐ．５０】であり、以下の構成となっています。

①主に集団規定である各建築物に共通の部分－中間検査ﾁｪｯｸｼｰﾄ（共通事項）

②単体規定及び構造規定である構造別の部分－木造中間検査ﾁｪｯｸｼｰﾄ（軸組工法）

－木造中間検査ﾁｪｯｸｼｰﾄ（枠組壁工法）

－ＲＣ造中間検査ﾁｪｯｸｼｰﾄ（鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造）

－Ｓ造中間検査ﾁｪｯｸｼｰﾄ（鉄骨造）

なお、木造と鉄筋コンクリート造又は鉄骨造とを併用したものにおいては、木造の中間検査チェックシートとＲＣ造又はＳ造中間検査チェックシートを適宜組み合わせて使用し、また、鉄筋コンクリート造の壁式構造にあっては、ＲＣ造中間検査チェックシートを一部読み替えて使用し、また、鉄骨鉄筋コンクリート構造にあっては、ＲＣ造及びＳ造中間検査チェックシートを適宜組み合わせて使用してください。

２．中間検査チェックシートの工事監理者欄の記入要領

工事監理者として行った工事監理について、検査日及び検査結果を記入してください。

検査結果は、設計図書との照合結果について適合していれば「○」、不適合の場合は「×」を記入してください。

３．中間検査チェックシートによる検査内容

１）「中間検査チェックシート（共通事項）」（別記様式－１）【Ｐ．４４】

（１）留意事項

検査項目については、検査の対象物に着目して掲げているので、複合して建築基準関係規定に関係する場合は注意してください。

（２）検査項目について

「全体」

①確認の表示

・確認表示板の設置の有無及び記載内容などについて確認

②危険の防止

・仮囲いの設置など必要な危険の防止措置状況について確認

「敷地」

①敷地の安全性

・がけ及び擁壁の状況について確認

・敷地の高低差の状況及び平均地盤面などの確認

②敷地と道路

・敷地と道路の位置関係の確認

・道路幅員について確認。 法第４２条第２項道路の場合は後退線の位置の確認

・必要な接道長さ、路地状部分の状況について確認

・法第４３条第１項ただし書許可条件との照合

・長屋、３階建てなどの場合は敷地内通路の確保について確認

③道路斜線等

・道路斜線、北側斜線などについて建築物の各部分の高さ、敷地と道路の関係について確認

・緩和適用の場合は、後退距離、外構制限、道路などとの高低差について確認

④外壁後退等

・外壁の壁面後退、全体的な建築物の配置状況について確認

⑤全般

・隣地境界及び道路境界について確認

・建ぺい率、容積率の全体的な建築物の状況について確認

２）「中間検査チェックシート（軸組工法）」（別記様式－２）【Ｐ．４５】

（１）留意事項

３階建ての住宅を対象としているので、２階建て以下の場合は検査対象とならない検査内容があるので注意してください。

（２）検査項目について

①全体

・木材の節、腐れ等による耐力上の欠点の有無の確認

・鉄筋､コンクリートなど木材以外の材料の品質について確認(現場検査の対象外となる。)

・支持地盤の状況について確認（現場検査の対象外となる。）

・柱、横架材等の設置位置について確認

②基礎

・基礎の構造（布基礎、べた基礎、その他）と支持地盤の状況との整合性について確認（基礎の隠蔽部分の構造については、現場検査の対象外となる。）

・形状、寸法について確認

・床下換気口の設置間隔またはこれに替わるものの設置状況について確認

・基礎の看過できない著しいひび割れ、不同沈下の有無について確認

③土台

・材質、形状及び寸法について確認

・火打ち材の設置状況について確認

④柱

・材質、形状及び寸法について確認

・隅角部における通し柱の設置又はこれに替わる隅柱の補強状況について確認

・柱の直下に換気口が無いか（有れば手直し）の確認

⑤梁、桁等

・材質、形状及び寸法について確認

・中央部付近下側の耐力上支障のある欠き込みの有無について確認

・火打ち材の設置状況について確認

⑥筋かい等

・材質、形状及び寸法について確認

・存在壁量について確認

・設置の状況について確認

・欠き込みのある場合の補強について確認

⑦床組

・材質、形状及び寸法について確認

・必要な床高さの確保またはこれに替わる防湿措置状況について確認

・剛な床組の状況について確認

⑧小屋組

・材質、形状及び寸法について確認

・火打ち材及び振れ止めの設置状況について確認

⑨防腐防蟻

・必要な防腐防蟻処理状況について確認（防蟻処理については工事監理状況報告書または設計図書等に記載のある場合に限る。）

⑩接合部

・各部位の接合状況について確認。改正建築基準法の施行に伴い詳細な基準が定められたところであるので、各部位毎の種類に応じて使用金物、接合方法等について特に配慮して確認

３）「中間検査チェックシート（枠組壁工法）」（別記様式－３）【Ｐ．４６】

（１）留意事項

検査項目については、主にH13国土交通省告示第１５４０号（以下「国交省告示第１５４０号」という。）によるものとし、構造計算等によって仕様等が決定されている場合は確認図書と照合してください。

（２）検査項目について

①全体　（国交省告示第１５４０号第二）

・枠組材・床材・壁材・屋根下地材及び鉄筋・ｺﾝｸﾘｰﾄなどの品質、規格、寸法について確

認（現場検査の対象外となる。）

・支持地盤の状況について確認（現場検査の対象外となる。）

②土台及び基礎　（国交省告示第１５４０号第三）

・耐力壁の下部に土台の設置について確認

・基礎の構造（布基礎、べた基礎、その他）と支持地盤の状況との整合性について確認（基礎の隠蔽部分の構造については、現場検査対象外となる。）

・アンカーボルトによる緊結状況について確認

間隔を２メートル以下とし、隅角部及び土台の継ぎ手部分に配置）

・床下換気口の設置間隔またはこれに替わるものの設置について確認

・基礎の看過できない著しいひび割れ、不同沈下の有無について確認

③床　（国交省告示第１５４０号第四）

・転び止めの設置について確認

根太支点間の距離を８メートル以下とし、寸法型式二一二に適合するものを用いる場合転び止めが必要。

・床根太相互、床根太と側根太の間隔について確認（６５センチ以下）

・床に開口部がある場合、床根太と同寸法以上の断面の床根太での補強について確認

・耐力壁下の床根太の補強について確認

・床の枠組と床材の緊結状況について確認

④耐力壁（国交省告示第１５４０号第五）

・耐力壁の配置について確認（つりあい、耐力壁相互の距離１２メートル以下、水平投影面積４０㎡以下）

・外壁の耐力壁線相互の交差部の補強について確認（９０センチ以上の耐力壁の設置）

・耐力壁の上部に頭つなぎの設置について確認

・耐力壁のたて枠相互の間隔について確認

・幅９０センチ以上の開口部の上部に、開口部を構成するたて枠と同寸法以上の断面を有するまぐさ受けによって支持されるまぐさの設置について確認

・壁の各部材相互及び壁と床、頭つなぎ又はまぐさ受けの緊結状況について確認

⑤横架材　（国交省告示第１５４０号第六）

・横架材の欠込みの有無について確認

⑥小屋（国交省告示第１５４０号第七）

・たるき相互の間隔について確認（６５センチ以下）

・たるきつなぎの設置について確認

・たるき又はトラスの頭つなぎ及び上枠への金物での緊結状況について確認

・小屋組に振れ止めの設置について確認

・小屋組の各部材相互等の緊結状況について確認

・幅９０センチ以上の開口部の上部に、開口部を構成する部材と同寸法以上の断面を有するまぐさ受けによって支持されるまぐさの設置について確認

⑦防腐措置等（国交省告示第１５４０号第八）

・土台が布基礎に接する面等の防水紙の設置について確認

・必要な防腐防蟻処理状況について確認（防蟻処理については監理状況報告書または設計

図書等に記載のある場合に限る。）

・腐食のおそれのある部分及び常時湿潤の状態となるおそれのある部分の部材を緊結するための金物について錆止めの措置の状況について確認（現場検査の対象外となる。）

4）「ＲＣ造　中間検査チェックシート」（別記様式－４）【Ｐ．４７～Ｐ．４８】

（１）留意事項

鉄筋コンクート造の各検査項目については、いわゆる従来工法であるＲＣ造建築物を想定して作成している。壁式構法の場合は適宜読み替えて使用し、特殊な構造又は工法については読み替えるか仕様に応じて別途作成してください。

（２）検査の重要項目

鉄筋コンクリート工事の中間検査では、構造耐力上で重要な部位が確認図書のとおり施工されているかを重点的に検査してください。

具体的な重要項目としては、次のとおりです。

①法令・告示に規定されている事項の確認

②各部材の材質、サイズ、鉄筋径、本数、ピッチ等の確認

③鉄筋継手の種類、位置、長さ等の確認

④各部材接合部の定着方法及び定着長さの確認

⑤各部位の補強の状況確認

⑥特殊な工法や材料を使用した場合の仕様の確認

（３）チェックシートの各検査項目

①全体

・鉄筋の乱れ、踏み荒らし、波打ち、たるみの確認（検査は、各部位の検査に先だって工程全体の配筋状況を見渡し、鉄筋の乱れ、踏み荒らし、波打ち、たるみ等がなく整然と配筋されているかどうかを確認し、全体の施工状況を把握した上で以下の検査を実施する。）

・柱、はり、壁、スラブの位置の確認

・かぶり厚さの確保の確認（検査はとくに外壁で柱面とはり面が同一面となる場合、柱型部分における鉄筋のかぶりがとれない場合があるので注意を要する。）

・鉄筋の材質の確認（検査は、規格品証明書、原本相当規格品証明書又は圧延マークや色別表示等により確認する。）

②地盤・基礎

支持地盤

・支持地盤の位置、種類、地耐力等の確認（検査は直接目視できない場合には、試験杭の際の掘削土標本などと地盤調査報告書と照合することにより確認する。）

・地盤改良の有無を確認

基礎形状・種類

・基礎の種類、くいの工法、長さ、径、偏心の確認（検査は、くいの芯ずれ等も確認し、偏心している場合は、基礎のベース筋また基礎ばりに対する補強鉄筋が適切に施工されているかを確認する。）

ベース

・ベース寸法の確認

・主筋の径、本数、配置、偏心による補強の確認

基礎ばり

・基礎ばりの断面寸法の確認

・主筋径、本数、位置、定着方法、継手（位置及び長さ）、偏心による補強の確認

・あばら筋の位置、径、ピッチ、形状、偏心による補強の確認

③柱

主筋（一般階）

・柱の断面寸法の確認

・主筋の径、本数、配置（方向）、偏心による補強の確認（検査は、柱筋の配置がＸ、Ｙ方向を取り違えていないか注意を要する。）

・２段筋の位置（間隔）の確認

主筋（最上階）

・柱頭鉄筋の止まり高さ、主筋の出隅のフックの確認

・最上階の主筋のはりに対する定着の確認

定着・継手

・主筋の定着・継手の位置、長さの確認

・ふかしの大きさによる配筋補強の確認

帯筋

・鉄筋の径、間隔、本数（副帯筋共）及び形状の確認

・仕口部分の帯筋の配置の確認

・第一帯筋と柱頭拘束筋の位置の確認

・帯筋のフック形状、あそび及び結束の確認

④はり

はり主筋

・はりの断面寸法の確認

・主筋の径、本数、位置の確認

・中吊り筋の間隔の確保、長さの確認

定着・継手

・はり筋の定着長さ、位置の確認

・重ね継手の位置、長さの確認

・はり筋出隅部分の末端フックの確認

ふかし、貫通孔補強

・ふかしの補強方法、貫通孔補強の確認

あばら筋

・あばら筋の径、本数（副あばら筋共）、ピッチの確認

・あばら筋のフックの形状、あそび及び結束の確認

⑤スラブ

スラブ筋

・スラブの断面寸法の確認

検査は片持ちスラブ元端の断面寸法も確認する。

・鉄筋の本数、径、配置（短辺・長辺とベント配筋）ピッチ及び支持条件の確認（検査は、とくに短辺方向に主筋が配置されているかの注意を要する。）

定着・継手

・定着の方法と長さの確認

補強筋等

・床スラブの出入隅部の補強の確認

・開口部補強配筋の確認

・階段部配筋と補強筋の確認

⑥壁

壁筋

・壁の断面寸法の確認

・鉄筋の径、配置、鉄筋のピッチの確認

定着・継手

・定着の確認（はり、柱、スラブ、壁定着等の状況を確認する。）

・重ね継手の位置、長さの確認

補強筋等

・開口部の補強配筋の確認（検査は、とくにひび割れが生じやすい部分なので、補強筋の径、本数、定着長さに注意を要する。）

・壁のスリット（完全・部分）及び配筋の確認

⑦その他

ガス圧接継手

・圧接部の形状の確認

・強度の確認

特殊鉄筋継手

・継手の施工状況（認定、認定工法）の確認

その他

・コンクリートの調合の確認

・型枠の施工状況の確認

・コンクリートの打継面の状況の確認

5）「Ｓ造　中間検査チェックシート」（別記様式－５）【Ｐ．４９～Ｐ．５０】

（１）留意事項

鉄骨造の各検査項目については、Ｓ造及びＳＲＣ造の鉄骨部分の工事において、建方工事が特定工程として指定された場合を想定して作成しています。

Ｓ造で重要な接合部の中で最も重要とされる溶接部接合工事は、そのほとんどが工場で行われていることから、これらの検査は、工事監理者や工事施工者が行った自主的検査に関する工事監理報告書等によって検査することとなります。

（２）検査の重要項目

鉄骨工事の中間検査では、構造耐力上で重要な部位が確認図書のとおり施工されているかを重点的に検査してください。

具体的な重要項目としては、次のとおりです。

Ⅰ報告書審査について

報告書の審査は、次の項目について行う。

①法令・告示に規定されている事項の確認

②各部材のサイズ、材質等の確認

③溶接接合部の受け入れ検査結果

④工事における品質管理・検査の状況

⑤特殊な工法や材料を使用した場合の仕様の確認

Ⅱ現場審査について

現場審査は、次の項目について行う。

①法令・告示に規定されている事項の確認

②各部材のサイズ、材質等の確認

③各部材接合部（溶接・高力ボルト・柱脚）の外観検査

④特殊な工法や材料を使用した場合の仕様の確認

（３）検査項目について

①地盤・基礎

・地盤基礎、各検査の項目については、「RC造中間検査チェックシート」（別記様式－４）の検査項目の②地盤基礎(P.34)及び⑦その他(P.36)の解説を参照のこと。

②工場組立

材料の品質

・鋼材、高力ボルトセット、溶接材料の規格・品質等の確認（使用する鋼材については、設計時点で採用された鋼材種別であることを、原則として規格品証明書、原本相当規格品証明書で確認する。このほかの使用材料・製品は、それぞれの規格に適合していることを規格証明書・検査証明書等で確認する。）

組立精度

・開先角度、ルート面、ルートギャップ、くい違い等の精度の確認（検査は、開先形状、ルート間隔、ルート面、部材相互の肌すき・くい違い、仕口部のずれ、開先部の清掃状況、裏当て金の取付状態、裏はつりの施工状態、エンドタブの種類・取付状態、内ダイアフラムの取付状態、スカラップの工法、スカラップの形状・施工状態、仮付け溶接の施工状態、スラグ・スパッタの除去等についての鉄骨加工工場等の検査実施状況の報告等で確認する。）

製品検査1（部材の寸法精度測定）

・鉄骨部材の寸法精度の確認（検査は、部材の寸法・精度、取合部、スタッド溶接部等

についての鉄骨加工工場等の検査実施状況の報告等で確認する。

高力ボルト接合部の処理

・高力ボルト接合部の摩擦接合面の処理、ボルト孔の径・ピッチ等の確認（検査は、摩擦接合面の処理状態、ボルトの孔径、孔心・孔間隔のずれ、孔のくい違い、孔の端あき・縁あき等について、鉄骨加工工場等の検査実施状況の報告等で確認する。）

工場溶接部分の外観・形状

溶接部の外観検査は、次のa）からe）の項目についてとくに重点的に行う。

ａ）溶接継ぎ目の種類の確認（検査は、溶接継ぎ目について、突合せ溶接か隅肉溶接（部分溶込み溶接を含む）かを確認する。）

＊阪神・淡路大震災では、突合せ溶接として設計されていた部分が隅肉溶接で施工されていた結果倒壊した事例が少なからずみられた。

ｂ）溶接継目のくい違い、仕口のずれの確認（くい違いは、第1に断面欠損となり、応力伝達が不十分となること、第2に溶接部が融合不良などの不具合になりやすい、また、仕口のずれも応力伝達上の問題があり、重要事項としてチェックする。）

ｃ）アンダーカット、へこみ等の断面欠損の確認（アンダーカットの形状が鋭角的なものは、応力集中を生じやすく脆性的な破断の原因となりやすい。また、ビードの不整やクレーター部のへこみ等は、断面欠損となる場合があるので、確認には注意を要する。）

ｄ）割れの確認（割れは最も重大な欠陥とされており、割れが発見された場合は、溶接の性質上、他にも発生している確率が高いので確認には注意を要する。）

ｅ）その他の溶接部の外観・形状の確認（具体的な検査項目、検査方法等は、ＪＡＳＳ６鉄骨精度検査基準等を参考として確認する。）

製品検査2（溶接接合部の品質）

・外観検査及び超音探傷検査結果の確認（検査は、外観検査（表面欠陥の検出）及び超音波探傷検査（内部欠陥の検出）について、鉄骨加工場等の検査実施状況の報告等により確認する。）

③現場組立

部材の配置

・柱、はり、ブレース、床版等の配置の確認（部材の配置は、建築物の構造上の性能に対する影響が大きいため慎重に確認する。）

部材の寸法・形状

・柱、はり、ブレース、床版等の寸法・形状の確認

建方精度

・架構の建方精度の確認（検査は、接合部（溶接部、高力ボルト接合部、柱脚）について、仕口のずれ、現場溶接継手のくい違いボルト孔のくい違い等が許容値以下であるか確認する。また、SRC造の場合は、建方精度が鉄筋の納まり・被り厚さの確保に影響するので、これを確認する。）

現場溶接部分の組立精度

現場溶接の場合も、中間検査の時点では溶接作業は完了していると考えられるので、

検査方法は、工場溶接と同様である。

・開先角度、ルート面、ルートギャップ、くい違い等の精度の確認（検査は、工場組立における組立精度の場合と同様に行う。）

現場溶接部分の製品検査

・外観検査及び超音波探傷検査結果の確認（検査は、工場組立における製品検査２と同様に行う。ただし、原則として全数検査が行われていることを確認する。）

現場溶接部分の外観・形状

・現場溶接部の外観検査は、工場組立における溶接部の外観検査と同様に次のa）からf）の項目についてとくに重点的に行う。

ａ）現場溶接部の部位の確認（検査は、現場溶接を採用した接合部の位置、形状、寸法を確認する。）

ｂ）溶接継目の種類の確認（検査は②工場組立ａ）溶接継ぎ目の種類（突合せ溶接・隅肉溶接）と同様に行う。）

ｃ）溶接継目のくい違い、仕口のずれの確認（検査は、②工場組立ｂ）溶接継目のくい違いと同様に行う。）

ｄ）アンダーカット、へこみ等の断面欠損の確認（検査は、②工場組立ｃ）アンダーカット、へこみ等の断面欠損と同様に行う。）

ｅ）割れの確認（検査は、②工場組立ｄ）割れと同様に行う。）

ｆ）その他の溶接部の外観・形状

ａ）～ｆ）以外の溶接部の外観・形状について確認（検査は、②工場組立ｅ）その他の溶接部の外観・形状と同様に行う。）

④ボルト接合部

現在用いられている高力ボルトは、トルシア型がほとんどを占めており、JIS形六角高力ボルトは例外的に用いられている。また、接合方法は、摩擦接合方法と引張接合方法とがあり、摩擦接合がほとんどである。

・トルシア型ボルト接合

ａ）現場受入検査の（トルク係数値確認・導入張力確認試験）確認（検査は、高力ボルト接合を採用する部位について、ボルト径ごとやメーカーごとに現場張力導入試験が行われていることを確認し、使用する高力ボルトセットの品質が変質していないことを確認する。）

ｂ）ボルトの径、本数、スプライス数、ピッチ、縁あき等の確認（検査は原則として確認図書と照合し、必要に応じて計測検査を行う。）

ｃ）締付状態（肌すき・ピンテール破断・マーキングの状態）の確認（検査は、締付けに先立ち、摩擦接合面、ボルト径・孔のくい違い・肌すきの有無等を確認し、一次締付け後に本締めが行われているかを確認する。また、トルシア型高力ボルトの場合にピンテールの破断とマークのずれ等により、締付状態及び共回りの有無を確認する。）

・JIS形六角ボルト接合

ａ）締付機器の調整、現場受入検査の確認（導入張力確認試験の確認）（検査は、高

カボルト接合を採用する部位を確認し、ボルト径ごとやメーカーごとに現場張力導入試験を行い、使用する高カボルトセットの品質が変質していないことを確認する。

ｂ）ボルトの径、本数、スプライス数、ピッチ、縁あき等の確認（検査は原則として確認図書と照合し、必要に応じて計測検査を行う。）

ｃ）締付状態の確認（肌すきの有無・マーキングの状態等）の確認（検査は、締付けに先立ち、摩擦接合面、ボルト径・孔のくい違い・肌すきの有無等を確認し、一次締付け後に全数のマーキングを行った上で本縮めが行われているかを確認する。本締め検査は、六角高カボルトの場合にはトルクレンチによる締付けトルクの確認及びマークのずれにより、締付状態及び共回りの有無を確認する。）

⑤ブレース接合部

・ブレースの接合部の形式・板厚・材質・補剛材等の確認（検査はブレースの構造形式（K型、Ｖ型、Ｘ型等）、部材の寸法、材質及び接合部の詳細を確認する。）

⑥柱脚接合部

S造の柱脚の検査にあたっては、柱脚を構成するベースプレート、アンカーボルト、ベースモルタル、基礎鉄筋コンクリートに期待する性能が、柱脚の応力伝達の条件（露出型、埋め込み型、根巻き型等の構造形式や上部構造形式等の条件）に対応して異なることに注意する必要がある。

ａ）柱脚接合工法（認定工法）の確認（検査は、柱据付面の状況、アンカーボルトの径・長さ・取付位置等、露出型固定柱脚の施工状況（認定工法の場合は、メーカーの設計施工チェックシート等による確認）等について確認する。）

ｂ）アンカーボルトの保持・埋込方法、ベースプレートの材質・形状・板厚の確認（検査は、アンカーボルトの据付保持・埋込方法について、構造耐力を負担する場合は、鋼製フレーム固定法、箱抜き、ボルト後据付法、又は型枠固定法を確認する。構造耐力を負担しない場合は、鉄骨工事技術指針（工事現場施工編4．5アンカーボルトの施工と検査）等を参考にして確認する。）

ｃ）アンカーボルトの材質、径、本数及び配置の確認（検査は、アンカーボルトの材質、径、本数及び配置とナットの高さを確認する。ナットの高さの確認は、コンクリート上端からのボルト頭部の突出し長さが不足しているとナットのかかり代が少なくなるので注意を要する。）

ｄ）アンカーボルトの締付状態の確認（検査は、ベース下充填モルタルが十分硬化した後、各ボルトの張力がほぼ均等になるように縮め付けられているかを確認する。）

ｅ）スタッドボルトの径・本数・配置の確認（柱脚の引張軸力に対して頭付スタッドで抵抗させる場合がある。通常スタッドボルトは工場でスタッド溶接しているので、溶接の管理については工事監理報告等で確認する。）

⑦床スラブ接合部

中低層建築物では、合成スラブが使用されるケースが多い。低層では、デッキプレート等の鋼板に床ブレースで水平剛性を確保する場合もある。高層になると鋼板捨型枠にRC造の床構造とするケースが多い。鉄骨のはりと床スラブの接合は、シヤーコネクターとして頭付スタッドを用いることが多いが、合成スラブの場合は、一定条件の範囲で焼抜栓溶接

とすることが多く、鋲打ちとすることもある。

ａ）床構造の形式（合成スラブ）の確認（検査は、構造の形式及び使用部材の種類、板厚等を確認する。）

ｂ）シヤ一コネクタ一の施工状況・検査の結果報告の確認（検査は、頭付スタッド、焼抜栓溶接等の施工状況を報告書等でも確認する。）

⑧帳壁等の接合部

・緊結金物の取付状況の確認（検査は、接合ピースが取り付けられている場合は、必要な変形を確保しうる構造であることを確認する。）

４－２．工事監理の状況（省令別記第２６号様式第４面）の記載方法

工事監理の状況（省令別記第２６号様式第４面）（＝監理状況報告書）は、中間検査を迅速かつ的確に実施する上で、工事監理の状況を踏まえて行うことが必要であり、また、現状において十分実施されていない工事監理の適正化を図るうえでも工事監理の状況についてより詳しく報告を求めることが重要として、平成１０年の法改正により定められたものです。

中間検査においては、この記載内容を参照しながら目視検査、計測検査を実施することとなり、工事監理の成果を報告する重要な資料となるものです。

以下に示す記載方法と記載例を参考として、監理状況報告書を記載、報告するとともに、実際の中間検査の受検に関係する各段階の工事監理を徹底してください。

１．記載方法（【P．５１～P．６３】参照）

監理状況報告書の記載内容が形骸化しないように、個々の工事に応じた具体的な内容を記載する必要があります。

（１）確認を行った部位、材料等の種類等

建築基準関係規定に関連する部位、材料の種類等について記載すること。確認図書に記載されていない内容、記載を要求されず省略されている内容も多くあるので、設計図書等と照合しながら漏れ落ちのないように記載してください。

（２）照合内容

①材料の種類、形状、寸法、品質、接合部の状況、各部位の位置、形状、寸法等について記載してください。

②建築基準関係規定で具体的仕様が定められている場合は、特に配慮して記載してください。（木造にあっては、床の高さ、床下換気口の最大間隔・大きさ、柱の小径、防腐処理範囲等、RC造にあっては、コンクリート強度、柱・床版・はり・耐力壁の構造等、鉄骨造にあっては、鋼材、溶接接合、高力ボルト等）

③建築基準関係規定で材料の具体的仕様が定められている場合は、特に配慮して記載してください。（ｺﾝｸﾘｰﾄ・ボルト・鉄筋、鋼材、杭、屋根材、外壁材、建具、内装材、木材の樹種等）

④支持地盤の状況については必ず照合内容として掲げ、地盤調査を実施した場合はその結果、実施しなかった場合は土質の状況等による判断結果について記載し、基礎の構造との整合性を確認してください。

⑤基礎については、構造の種類（布、べた、独立等）、寸法等について記載してください。

⑥鋼材の溶接部分、鉄筋の圧接部分及びコンクリートに関しては省令別記第２６様式４面の（注意）５．③、④に従って、強度試験、欠陥試験等の内容について記載すること。現場検査の一次検査の結果によっては試験結果報告について要求する場合があるので正確に記載してください。

（３）照合を行った設計図書

「平面図」「矩形図」「仕様書」「構造詳細図」「断面リスト」「構造計算書」「認定・評定書」など照合を行った具体的な設計図書を記載すること。単に「図面」など、設計図書の特定ができない表現では記載しないこと。なお、照合を行うのは「設計図書」であって「確認図書」ではないので注意してく

ださい。

主要構造部等の接合部分等については基準が明確化されたことから、合理的な工事監理が実施できるよう、あらかじめ「接合標準図」「使用金物リスト」を作成しておく等、設計図書の工夫をしておくことが望ましい。

（4）照合方法

どの工程で現場確認を行ったのか、どのような内容の書類審査を行ったのかなど具体的に記入すること。「支障なし」「検査の結果良好」など、照合した工程及び方法が不明な表現では記載しないでください。なお、以下の点に配慮してください。

①敷地の形状については、道路境界線、敷地境界線を確認した縁石、杭等について記載してください。

②主要構造部等の接合部分等については、確認した接合金物の種類等についても記載してください。

③特定工程終了時点において未施工の工事については「検査時未施工」等と記載し、照合を行っていない旨記載してください。

（5）その他

①監理状況報告書の記載内容に則して、中間検査チェックシートの工事監理者欄に概要（照合を行った日、結果の適否）を記入してください。

2．記載例　　木造軸組工法の場合は、（別紙7）【P．51～P．53】を参考としてください。
木造枠組壁工法の場合は、（別紙8）【P．54～P．56】を参考としてください。
鉄筋コンクリート造の場合は、（別紙9）【P．57～P．59】を参考としてください。
鉄骨造の場合は、（別紙10）【P．60～P．63】を参考としてください。

別記様式－1

中間検査チェックシート（共通事項）

（注）「※」のある欄は、記入しないでください。

建築物の概要	確認済証番号	
	確認済証交付年月日	
	建築場所	
	建築主氏名	
	工事監理者氏名等	
※　検査年月日		
※　検査員		
立会者		工事監理者　・　その他（　　）
※　中間検査の特例		□確認の特例　□建築士監理　□適用の申請　□書類の審査　□工事の確認

	検査内容		工事監理者欄		※検査方法 A：目視検査 B：測定検査 C：監理報告等	※適否		※備考
	検査項目	内容	照合日	結果		一次	補正	
全体	1，確認の表示	表示板の設置状況			A			
	2，危険の防止	危険防止の措置状況			A　・　C			
集団	1，敷地の安全性	がけ、擁壁の安全性			A・B・C			
		敷地の高低差			A・B・C			
	2，敷地と道路	道路の幅員			A・B・C			
		接道長さ			A・B・C			
		敷地内通路			A・B・C			
	3，道路斜線等	各部分の高さ			A・B・C			
		緩和規定の適用状況			A・B・C			
	4，外壁後退等	建築物の配置			A・B・C			
	5，全般	敷地の形状			A・B・C			
		建ぺい率、容積率			A　・　C			

※判定				
	一　次	1，合　格	2，合格保留	3，不合格
	補　正	1，合　格		3，不合格

※特記事項

別記様式－２

中間検査チェックシート（軸組工法）

	検査内容		工事監理者欄		※検査方法 Ａ：目視検査 Ｂ：測定検査 Ｃ：監理報告等	※適否		※備考
	検査項目	内容	照合日	結果		一次	補正	
単体構造	1，全体	材料の品質（木材）			Ａ ・ Ｃ			
		（木材以外）			Ｃ			
		支持地盤の状況			Ｃ			
		柱、横架材等の位置			Ａ ・ Ｃ			
	2，基礎	構造			Ａ ・ Ｃ			
		形状、寸法			Ａ・Ｂ・Ｃ			
		床下換気口等の状況			Ａ・Ｂ・Ｃ			
		著しいひび割れ			Ａ ・ Ｃ			
	3，土台	材質			Ａ ・ Ｃ			
		形状、寸法			Ａ・Ｂ・Ｃ			
	4，柱	材質			Ａ ・ Ｃ			
		形状、寸法			Ａ・Ｂ・Ｃ			
		通し柱又は隅柱補強			Ａ ・ Ｃ			
	5，梁、桁等	材質			Ａ ・ Ｃ			
		形状、寸法			Ａ・Ｂ・Ｃ			
		火打ち材			Ａ ・ Ｃ			
		欠き込みの補強			Ａ ・ Ｃ			
	6，筋かい等	材質			Ａ ・ Ｃ			
		形状、寸法			Ａ・Ｂ・Ｃ			
		存在壁量			Ａ ・ Ｃ			
		設置状況			Ａ ・ Ｃ			
		欠き込みの補強			Ａ ・ Ｃ			
	7，床組	材質			Ａ ・ Ｃ			
		形状、寸法			Ａ・Ｂ・Ｃ			
		床高、防湿方法			Ａ・Ｂ・Ｃ			
		火打ち材、剛な床組			Ａ ・ Ｃ			
	8，小屋組	材質			Ａ ・ Ｃ			
		形状、寸法			Ａ・Ｂ・Ｃ			
		火打ち材、振れ止め			Ａ ・ Ｃ			
	9，防腐防蟻	防腐防蟻処理状況			Ａ・Ｂ・Ｃ			
	10，接合部	基礎と土台			Ａ ・ Ｃ			
		柱と土台			Ａ ・ Ｃ			
		柱と梁、桁等			Ａ ・ Ｃ			
		筋かい等の仕口			Ａ ・ Ｃ			
		横架材の継手			Ａ ・ Ｃ			
		その他の主要な部分			Ａ ・ Ｃ			

別記様式－３

中間検査チェックシート（枠組壁工法）

	検査内容		工事監理者欄		※検査方法 A：目視検査 B：測定検査 C：監理報告等	※適否		※備考
	検査項目	内容	照合日	結果		一次	補正	
単体構造	1，全体	材料の品質,規格,寸法			C	－	－	
		支持地盤の状況			C	－	－	
	2，土台及び基礎	土台の位置			A・B・C			
		基礎の構造			A・C			
		基礎と土台の緊結			A・C			
		床下換気口等の状況			A・C			
		著しいひび割れ			A・C			
	3，床	転び止めの設置			A・C			
		根太の間隔			A・B・C			
		床開口部の補強			A・C			
		耐力壁下の根太補強			A・C			
		床の枠組と床材の緊結			A・C			
	4，耐力壁等	耐力壁の配置			A・C			
		交差部の補強			A・C			
		たて枠の間隔			A・B・C			
		頭つなぎの設置			A・C			
		開口部の補強			A・C			
		壁の各部材相互等の緊結			A・C			
	5，横架材	欠き込みの有無			A・C			
	6，小屋	たるきの間隔			A・B・C			
		たるきつなぎの設置			A・C			
		たるき･トラスの金物緊結			A・C			
		振れ止めの設置			A・C			
		小屋組の各部材等の緊結			A・C			
		開口部の補強			A・C			
	7，防腐措置等	防水紙の設置			A・C			
		防腐防蟻措置			A・C			
		金物の錆止め			C			

別記様式－４

ＲＣ造　中間検査チェックシート

	検査内容		工事監理者欄		※検査方法	※適否		※備考
	検査項目	内容	照合日	結果	Ａ：目視検査 Ｂ：測定検査 Ｃ：監理報告等	一次	補正	
①全体	共通	鉄筋の乱れ、踏み荒らし、波打ち たるみ			Ａ・Ｃ			
		柱、はり、壁、スラブの位置			Ａ・Ｃ			
		かぶり厚さの確保			Ａ・Ｃ			
		鉄筋の材質（共通）			Ｃ			
②地盤・基礎	支持地盤	支持地盤の位置、種類、地耐力等			Ｃ			
	基礎形状・種類	基礎の種類、くいの工法、長さ、径、位置、偏心			Ａ・Ｃ			
	ベース	ベース寸法			Ａ・Ｃ			
		主筋の径、本数、配置、偏心による補強			Ａ・Ｃ			
	基礎ばり	基礎ばりの断面寸法			Ａ・Ｃ			
		主筋径、本数、位置、定着方法、継手（位置、長さ）、偏心による補強			Ａ・Ｃ			
		あばら筋の位置、径、間隔、形状、偏心による補強			Ａ・Ｃ			
③柱	主筋（一般階）	柱の断面寸法			Ａ・Ｃ			
		主筋の径、本数、配置（方向）、偏心による補強			Ａ・Ｂ・Ｃ			
		2段筋の位置（間隔）			Ａ・Ｃ			
	主筋（最上階）	柱頭鉄筋の止まり高さ、主筋の出隅のフック			Ａ・Ｃ			
		最上階の主筋のはりに対する定着			Ａ・Ｃ			
	定着・継手	主筋の継手位置			Ａ・Ｃ			
		ふかしの大きさによる配筋補強			Ａ・Ｃ			
	帯筋	鉄筋径、間隔、本数（副帯筋共）及び形状			Ａ・Ｂ・Ｃ			
		仕口部分の帯筋の配置			Ａ・Ｃ			
		第一帯筋と柱頭拘束帯筋の位置			Ａ・Ｃ			
		帯筋のフック形状、あそび及び結束			Ａ・Ｃ			
④はり	.はり主筋	はり断面寸法			Ａ・Ｃ			
		はり主筋の径、本数及び位置			Ａ・Ｂ・Ｃ			
		中吊り筋の間隔の確保、長さ			Ａ・Ｃ			
	定着・継手	はり筋の定着長さ、位置			Ａ・Ｃ			
		重ね継手の位置、長さ			Ａ・Ｃ			
		はり筋出隅部の末端フック			Ａ・Ｃ			

	ふかし、貫通孔補強	ふかしの補強方法、貫通孔補強筋			A ・ C			
	あばら筋	あばら筋の径、本数（副あばら筋共）とピッチ			A ・ C			
		あばら筋のフック形状、あそび及び結束			A ・ C			
⑤スラブ	スラブ筋	スラブの断面寸法			A ・ C			
		鉄筋の本数、径、配置（短辺・長辺とベンド配筋）ピッチと支持条件			A ・ B ・ C			
	定着・継手	定着の方法と長さ			A ・ C			
		片持ちスラブ筋の定着と上端鉄筋位置の確保			A ・ C			
	補強筋等	床スラブの出入隅部の補強			A ・ C			
		開口部補強配筋			A ・ C			
		階段部配筋と補強筋			A ・ C			
⑥壁	壁筋	壁断面寸法			A ・ C			
		鉄筋径、配置、鉄筋のピッチ			A ・ B ・ C			
	定着・継手	定着の確認（はり、柱、スラブ、壁定着）			A ・ C			
		重ね継手の位置と長さ			C			
	補強筋等	開口部の補強配筋			A ・ C			
		壁のスリット（完全・部分）及び配筋			A ・ C			
⑦その他	ガス圧接継手	圧接部の形状			A ・ C			
		強度確認			C			
	特殊鉄筋継手	継手の施工状況（認定、評定工法）			C			
	その他	コンクリートの調合の確認			C			
		型枠の施工状況			A ・ C			
		コンクリートの打ち継ぎ面の状況			A ・ C			

別記様式－５

Ｓ造　中間検査チェックシート

	検査内容		工事監理者欄		※検査方法 Ａ：目視検査 Ｂ：測定検査 Ｃ：監理報告等	※適否		※備考
	検査項目	内容	照合日	結果		一次	補正	
①地盤・基礎	支持地盤	支持地盤の位置、種類、地耐力等			Ａ・Ｃ			
	基礎形状・種類	基礎の種類、くいの工法、長さ、径、位置、偏心			Ａ・Ｃ			
	ベース	ベース寸法			Ａ・Ｃ			
		主筋の径、本数、位置、偏心による補強			Ａ・Ｃ			
	地中ばり	地中ばりの断面寸法			Ａ・Ｃ			
		主筋径、本数、位置、定着方法、継手（位置、長さ）、編心による補強			Ａ・Ｃ			
		あばら筋の位置、径、間隔、形状、偏心による補強			Ａ・Ｃ			
	ガス圧接継手	圧接部の形状			Ａ・Ｃ			
		強度確認			Ｃ			
	特殊鉄筋継手	継手の施工状況（認定、評定工法）			Ｃ			
	その他	コンクリートの調合の確認			Ｃ			
②工場組立	材料の品質確認	鋼材、高カボルトセット、溶接材料の規格・品質			Ｃ			
	組立精度の確認	開先角度、ルート面、ルートギャップ、くい違い等の精度			Ａ・Ｃ			
	製品検査１	鉄骨部材の寸法精度			Ｃ			
	高カボルト接合部の処理	高カボルト接合部の摩擦接合面の処理、ボルト孔の径・ピッチ等			Ａ・Ｃ			
	工場溶接部分の外観・形状	a)溶接継目の種類（突合せ溶接・隅肉溶接）			Ａ・Ｃ			
		b)溶接継目のくい違い			Ａ・Ｃ			
		c)アンダーカット、へこみ等の断面欠損			Ａ・Ｃ			
		d)割れ			Ａ・Ｃ			
		e)その他の溶接部の外観・形状			Ａ・Ｃ			
	製品検査２	外観検査及び超音波探傷検査結果			Ｃ			
③現場組立	部材の配置	柱、はり、ブレース、床板等の配置			Ａ・Ｃ			
	部材の寸法・形状	柱、はり、ブレース、床板等の寸法・形状			Ａ・Ｂ・Ｃ			
	建方精度	架構の建方精度			Ｃ			
	現場溶接部分の組立精度	開先角度、ルート面、ルートギャップ、くい違い等の精度			Ａ・Ｃ			
	現場溶接部分の製品検査	外観検査及び超音波探傷検査結果			Ｃ			
	現場溶接部分の外観・形状	a)現場溶接部の部位			Ａ・Ｃ			

		b)溶接継目の種類(突合せ溶接・隅肉溶接)			A ・ C			
		c)溶接継目のくい違い、仕口のずれ			A ・ C			
		d)アンダーカット、へこみ等の断面欠損			A ・ C			
		e) 割れ			A ・ C			
		f)その他の溶接部の外観・形状			A ・ C			
④ ボルト接合部	トルシア形ボルト接合	a)現場受入検査(トルク係数値確認・導入張力確認試験)			C			
		b)ボルトの径、本数、スプライス数、ピッチ・縁あき			A ・ B ・ C			
		c)締付状態の確認(肌すき・ピンテール破断・マーキングの状態)			A ・ C			
	JIS形六角ボルト接合	a)締付機器の調整、現場受入検査(導入張力確認試験)			A ・ C			
		b)ボルトの径、本数、スプライス数、ピッチ・縁あき			A ・ B ・ C			
		c)締付状態の確認(肌すきの有無・マーキングの状態)			A ・ C			
⑤ブレース接合部		ブレース接合部の形式・板厚・材質・補剛材等			A ・ C			
⑥柱脚接合部		a)柱脚接合工法の確認(認定工法)			A ・ B ・ C			
		b)アンカーボルトの保持・埋込方法、ベースプレートの材質・形状・板厚			A ・ B ・ C			
		c)アンカーボルトの材質・径・本数及び配置			A ・ C			
		d)アンカーボルトの締付状態			A ・ C			
		e)スタッドボルトの径・本数・配置			A ・ C			
⑦床スラブ接合部		a)床構造の形式(合成スラブ)			A ・ B ・ C			
		b)シアーコネクターの施工状況・検査の結果報告			A ・ C			
⑧帳壁等の接合部		緊結金物の取付状況			A ・ C			

木造（軸組工法）　（別紙７）

工事監理の状況（中間検査申請書規則第26号様式第4面）

	確認を行った部位、材料の種類等	照　合　内　容	照合を行った設計図書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照　合　方　法	照合結果（不適の場合には建築主に対して行った報告の内容）
敷地の形状、高さ、衛生及び安全	形状等	方位、接道長さ、道路幅員	配置図、測量図	なし	工事中着手前に現場で杭、	適
		道路境界、敷地境界			縁石等の設置により確認	
		配置寸法	配置図	なし	工事着手時に現場で確認	適
	衛生及び安全	敷地高低差（〇〇）	配置図、測量図	なし	工事着手時に現場で確認	適
	支持地盤	地耐力（〇〇キロニュートン／㎡）	仕様書	なし	地盤調査報告書により確認	適
	擁壁	設置の状況（H＝〇メートル）	構造詳細図	なし	土工事終了時に現場で確認	適
	排水溝	設置状況	配置図	なし	工事着手時に現場で確認	適
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料（接合材料を含む）の種類、品質、形状及び寸法	屋根材	材質（不燃、彩色石綿スレート）	仕様書、構造詳細図	なし	受け入れ時に現場で確認	適
	外壁材	材質（準耐火、サイディング）	仕様書、構造詳細図	なし	検査時未搬入	
	木材	材質（檜、米松）、形状、寸法	仕様書、構造詳細図	なし	受け入れ時に現場で確認	適
	筋かいに替わる合板等	材料（構造用合板）、材質、形状、寸法	仕様書、構造詳細図	なし	受け入れ時に現場で確認	適
	コンクリート	材料、種類（普通コンクリート、Fc＝〇〇）、品質、規格	仕様書、構造詳細図	なし	配合報告書審査、受入れ時検査、工程終了時現場照合	適
		4週圧縮強度				
	鉄筋	材質（〇〇）、形状、寸法	仕様書、構造詳細図	なし	規格品証明書、受入れ時検	適
		規格、品質			査、工程終了時現場照合	
	アンカーボルト	材質、形状、寸法（〇〇）、品質	仕様書、構造詳細図	なし	受け入れ時に現場で確認	適
	ホールダウン	材質、形状、寸法（〇〇）、品質	仕様書、構造詳細図	なし	受け入れ時に現場で確認	適
	金物	材質、種類（〇〇、〇〇）、品質	仕様書、構造詳細図	なし	受け入れ時に現場で確認	適
	接合金物					
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等	基礎と土台	アンカーボルトの位置、設置状況	標準図、構造詳細図	なし	工程終了時に現場で照合	適
	柱と土台	接合方法、接合状況	標準図、構造詳細図	なし	ホールダウン金物等を確認	適
	柱と横架材	接合方法、接合状況、欠込み補強	標準図、構造詳細図	なし	羽子板ボルト締め等を確認	適
	隅柱と横架材	接合方法、接合状況	標準図、構造詳細図	なし	羽子板ボルト締め等を確認	適
	筋かいの端部	接合方法、接合状況	標準図、構造詳細図	なし	筋かいプレート、ボルト締、	適
					釘打ち等を確認	
	筋かいに替わる合板等	接合方法、接合状況	標準図、構造詳細図	なし	工程終了時に釘打ち等を確認	適
	小屋組	緊結方法、緊結状況	標準図、構造詳細図	なし	工程終了時に現場で確認	適
	屋根材	接合位置、接合方法、接合状況	標準図、構造詳細図	なし	工程終了時に現場で確認	適
	各部材の継手	接合方法、接合状況	標準図、構造詳細図	なし	工程終了時に現場で確認	適
	基礎鉄筋の接合	接合状況、継手状況、重ね長さ	標準図、構造詳細図	なし	工程終了時に現場で確認	適

建築物の各部分の位置、形状及び大きさ	柱	位置、形状、寸法、通し柱の状況	仕様書、平面図、矩形図	なし	工程終了時に現場で照合	適
	壁	位置、形状、寸法	仕様書、平面図、矩形図	なし	工程終了時に現場で照合	適
	床	位置、形状、寸法、火打ち材	仕様書、平面図、矩形図	なし	工程終了時に現場で照合	適
	階段	位置、形状、寸法	仕様書、平面図、矩形図	なし	検査時未施工	
	屋根	位置、形状、寸法、不燃仕様	仕様書、平面図、矩形図	なし	工程終了時に現場で照合	適
	床下換気口	位置（最大間隔＝〇〇メートル）、開口大きさ、種類（防火仕様）	標準図、基礎伏図	なし	工程終了時に現場で照合 検査時換気金物未施工	適
	基礎	種類（べた基礎）、位置、形状、　寸法（立ち上がり〇〇＊〇〇）、　根入れ（GL－〇〇）、配筋	標準図、構造詳細図、基礎伏図	なし	工程終了時に現場で照合	適
	筋かい等	設置位置、形状、寸法（〇＊〇）欠き込み	軸組図、平面図	なし	工程終了時に現場で照合	適
	小屋組	火打ち金物、振れ止め等	小屋伏図、平面図	なし	工程終了時に現場で照合	適
	建築物全体	平面形状、断面形状、高さ	平面図、矩形図、断面図	なし	工程終了時に現場で照合	適
構造耐力上主要な部分の防錆、防腐及び防蟻措置及び状況	外壁の下地 GL＋1ｍ以内の柱、筋かい、土台	防水紙の状況 防腐措置及び防蟻措置（GL＋〇〇メートル以内実施）	仕様書、矩形図 仕様書、矩形図	なし なし	検査時未施工 工程終了時に現場で確認	 適
居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種別及び当該建築材料を用いる部分の面積						
天井及び壁の室内に面する部分に係わる仕上げの材料の種別及び厚さ	内装制限を受ける部屋（台所） 台所の天井 台所の壁	 材質（不燃材料）、仕上げ状況 材質（不燃材料）、仕上げ状況	 仕上表 仕上表	 なし なし	 検査時未搬入 検査時未搬入	
開口部に設ける建具の種類及び厚さ	開口部 建具	位置、大きさ 材質（防火戸）、規格	平面図、立面図、矩形図 仕様書、建具表	なし なし	工程終了時に現場で照合（検査時一部未施工） 検査時未搬入	適
建築設備に用いる材料の種類並びにその照合し	浄化槽 給水設備	設置位置（〇〇）、設置状況 機種（型式番号〇〇－〇〇） 種類、形状、寸法、設置状況	配置図、仕様書、設備図 仕様書、設備図	なし なし	搬入時に現場で機種照合 検査時未施工	適

た内容構造及び施工状況（区画貫通部の処理状況を含む）	排水設備 ガス設備	種類、形状、寸法、設置状況 種類（〇〇）形状、寸法	仕様書、設備図 仕様書、設備図	なし なし	検査時未施工 検査時未施工	
備考						

木造（枠組壁工法）　（別紙８）

工事監理の状況（中間検査申請書規則第26号様式第4面）

	確認を行った部位、材料の種類等	照　合　内　容	照合を行った設計図書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照　合　方　法	照合結果（不適の場合には建築主に対して行った報告の内容）
敷地の形状、高さ、衛生及び安全	形状等	方位、接道長さ、道路幅員	配置図、測量図	なし	工事中着手前に現場で杭、	適
		道路境界、敷地境界			縁石等の設置により確認	
		配置寸法	配置図	なし	工事着手時に現場で確認	適
	衛生及び安全	敷地高低差（〇〇）	配置図、測量図	なし	工事着手時に現場で確認	適
	支持地盤	地耐力（〇〇キロニュートン／㎡）	仕様書	なし	地盤調査報告書により確認	適
	擁壁	設置の状況（H＝〇メートル）	構造詳細図	なし	土工事終了時に現場で確認	適
	排水溝	設置状況	配置図	なし	工事着手時に現場で確認	適
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料（接合材料を含む）の種類、品質、形状及び寸法	屋根材	材質（不燃、彩色石綿スレート）	仕様書、構造詳細図	なし	受け入れ時に現場で確認	適
	外壁材	材質（準耐火、サイディング）	仕様書、構造詳細図	なし	検査時未搬入	
	枠組材	材質（檜、米松）、規格、寸法	仕様書、構造詳細図	なし	受け入れ時に現場で確認	適
	壁下地材	材質（構造用合板）、規格、寸法	仕様書、構造詳細図	なし	検査時未搬入	
	床下地材	材質（構造用合板）、規格、寸法	仕様書、構造詳細図	なし	受け入れ時に現場で確認	適
	屋根下地材	材質（構造用合板）、規格、寸法	仕様書、構造詳細図	なし	受け入れ時に現場で確認	適
	コンクリート	材料、種類（普通コンクリート、	仕様書、構造詳細図	なし	配合報告書審査、受入れ時	適
		Fc＝〇〇）、品質、規格			検査、工程終了時現場照合	
		4週圧縮強度				
	鉄筋	材質（〇〇）、形状、寸法	仕様書、構造詳細図	なし	規格品証明書、受入れ時検	適
		規格、品質			査、工程終了時現場照合	
	アンカーボルト	材質、形状、寸法（〇〇）、品質	仕様書、構造詳細図	なし	受け入れ時に現場で確認	適
	ホールダウン金物	材質、形状、寸法（〇〇）、品質	仕様書、構造詳細図	なし	受け入れ時に現場で確認	適
		材質、種類（〇〇、〇〇）、品質	仕様書、構造詳細図	なし	受け入れ時に現場で確認	適
	接合金物	材質、規格、寸法	仕様書	なし	受け入れ時に現場で確認	適
	釘					
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等	基礎と土台	アンカーボルトの位置、設置状況	標準図、構造詳細図	なし	工程終了時に現場で確認	適
	床根太と土台	接合方法、接合状況	標準図、構造詳細図	なし	工程終了時に現場で確認	適
	床根太と頭つなぎ	接合方法、接合状況	標準図、構造詳細図	なし	工程終了時に現場で確認	適
		接合方法、接合状況	標準図、構造詳細図	なし	工程終了時に現場で確認	適
	たて枠の隅角部	接合方法、接合状況	標準図、構造詳細図	なし	工程終了時に現場で確認	適
	たて枠の交差部	接合方法、接合状況	標準図、構造詳細図	なし	工程終了時に現場で確認	適
	たて枠と床組	接合方法、接合状況	標準図、構造詳細図	なし	工程終了時に現場で確認	適
	耐力壁相互	接合方法、接合状況	標準図、構造詳細図	なし	工程終了時に現場で確認	適
	耐力壁の交差部	接合方法、接合状況	標準図、構造詳細図	なし	工程終了時に現場で確認	適
	小屋組	接合状況、接合状況	標準図、構造詳細図	なし	工程終了時に現場で確認	適
	屋根材					

建築物の各部分の位置、形状及び大きさ	枠組材	位置、形状、寸法	仕様書、平面図、矩形図	なし	工程終了時に現場で確認	適
	床	位置、形状、寸法、根太間隔	仕様書、平面図、矩形図	なし	工程終了時に現場で確認	適
	開口部	位置、形状、寸法、補強方法	仕様書、平面図、矩形図	なし	工程終了時に現場で確認	適
	階段	位置、形状、寸法	仕様書、平面図、矩形図	なし	検査時未施工	
	屋根	位置、形状、寸法、不燃仕様	仕様書、平面図、矩形図	なし	工程終了時に現場で確認	適
	床下換気口	位置（最大間隔＝〇〇メートル）、開口大きさ、種類（防火仕様）	標準図、基礎伏図	なし	工程終了時に現場で確認 検査時換気金物未施工	適
	基礎	種類（べた基礎）、位置、形状、　寸法（立ち上がり〇〇＊〇〇）、　根入れ（GL－〇〇）、配筋	標準図、構造詳細図、基礎伏図	なし	工程終了時に現場で確認	適
	小屋組	たる木つなぎ、振れ止め等	小屋伏図、平面図	なし	工程終了時に現場で確認	適
	建築物全体	平面形状、断面形状、高さ	平面図、矩形図、断面図	なし	工程終了時に現場で確認	適
構造耐力上主要な部分の防錆、防腐及び防蟻措置及び状況	土台下	防水紙の状況	仕様書、矩形図	なし	工程終了時に現場で確認	適
	外壁の下地	防水紙の状況	仕様書、矩形図	なし	検査時未施工	
	GL＋1ｍ以内の構造耐力上主要な部分	防腐措置及び防蟻措置（GL＋〇〇メートル以内実施）	仕様書、矩形図	なし	工程終了時に現場で確認	適
居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種別及び当該建築材料を用いる部分の面積						
天井及び壁の室内に面する部分に係わる仕上げの材料の種別及び厚さ	内装制限を受ける部屋（台所）					
	台所の天井	材質（不燃材料）、仕上げ状況	仕上表	なし	検査時未搬入	
	台所の壁	材質（不燃材料）、仕上げ状況	仕上表	なし	検査時未搬入	
開口部に設ける建具の種類及び厚さ	開口部	位置、大きさ	平面図、立面図、矩形図	なし	工程終了時に現場で照合（検査時一部未施工）	適
	建具	材質（防火戸）、規格	仕様書、建具表	なし	検査時未搬入	
建築設備に用いる材料の種類並びにその照合し	浄化槽	設置位置（〇〇）、設置状況 機種（型式番号〇〇－〇〇）	配置図、仕様書、設備図	なし	搬入時に現場で機種照合	適
	給水設備	種類、形状、寸法、設置状況	仕様書、設備図	なし	検査時未施工	

た内容構造及び施工状況（区画貫通部の処理状況を含む）	排水設備 ガス設備	種類、形状、寸法、設置状況 種類（〇〇）形状、寸法	仕様書、設備図 仕様書、設備図	なし なし	検査時未施工 検査時未施工	
備考						

鉄筋コンクリート造　　（別紙９）

工事監理の状況報告書（中間検査申請書規則第26号様式第4面）

	確認を行った部位、材料の種類等	照合内容	照合を行った設計図書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法	照合結果（不適の場合には建築主に対して行った報告の内容）
敷地の形状、高さ、衛生及び安全	形状等	方位、接道長さ、道路幅員	配置図、測量図	なし	工事中着手前に現場で杭、縁石等の設置により確認	適
		道路境界、敷地境界				
		配置寸法	配置図	なし	工事着手時に現場で確認	適
	衛生及び安全	敷地高低差（〇〇）	配置図、測量図	なし	工事着手時に現場で確認	適
	支持地盤	位置、種類、地耐力（〇〇KN/㎡）	仕様書	なし	地盤調査報告書により確認	適
	擁壁	設置の状況（H＝〇m）	構造詳細図	なし	土工事終了時に現場で確認	適
	排水溝	設置状況	配置図	なし	工事着手時に現場で確認	適
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料（接合材料を含む）の種類、品質、形状及び寸法	くい（材料）	種類（〇〇くい）	構造詳細図	なし	工場試験書類の確認、受入れ時の検査及び工程終了時に現場で照合	適
		工法（〇〇）	基礎伏図			
		径〇〇～〇〇mm	仕様書			
		長さ　L＝〇〇m				
		支持層（〇〇）		なし		適
	鉄筋	材料、種類、規格、品質、形状、寸法	構造詳細図	なし	規格品証明書、受入れ時の検査及び工程終了時に現場で照合	適
			仕様書			
		D〇〇～D〇〇（SD〇〇A）				
		D〇〇～D〇〇（SD〇〇）				
	コンクリート	材料、種類、規格、品質（普通コンクリートFc＝〇〇N/㎟）	構造詳細図	なし	配合計画書、報告書による書類審査及び供試体による4週試験結果の確認	適
			仕様書			
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等	基礎（ベース含む）	種類、位置、形状、寸法	基礎伏図	なし	工程終了時に現場で照合	適
			構造詳細図			
		配筋の本数、配置		なし	工程終了時に現場で照合	適
		くい頭の処理、補強		なし	工程終了時に現場で照合	適
	くい	位置、形状、寸法	基礎伏図	なし	工程終了時に現場で照合	適
		偏心距離	くい伏図	偏心の処理方法	工程終了時に現場で照合	適（偏心によるﾌｰﾁﾝｸﾞ、基礎ばり変更確認申請済）
		（最大〇〇mm）	構造詳細図			
	柱	断面寸法、主筋の本数、径、配置（方向）	床伏図	なし	工程終了時に現場で照合	適
			構造詳細図			
		主筋の定着	仕様書	なし	工程終了時に現場で照合	適
		フープの径、ピッチと位置		なし	工程終了時に現場で照合	適
		継手の位置、長さ		なし	工程終了時に現場で照合	適

	はり　（地中・小ばり含む）	断面寸法、主筋の本数、径、位置	床伏図 構造詳細図	なし	工程終了時に現場で照合	適
		主筋の定着	仕様書	なし	工程終了時に現場で照合	
		スターラップの径、ピッチと位置		なし	工程終了時に現場で照合	適
		継手の位置、長さ		なし	工程終了時に現場で照合	適
		貫通孔の位置と補強方法	大臣認定、(財)日本建築センター評価仕様 構造計算書	なし	工程終了時に現場で照合	適 適
	継手	ガス圧接継手の形状と位置	(社)日本圧接協会ガス圧接仕様	なし	工程終了時に現場で照合	 適
		特殊継手	認定、評価仕様	なし	工程終了時に現場で照合	
	スラブ（ベタ基礎含む）	断面寸法、主筋の向き、径とピッチ及び位置	床伏図 構造詳細図	なし	工程終了時に現場で照合	適
		主筋、配筋の定着と継手	仕様書	なし	工程終了時に現場で照合	
		設備配管補強		なし	工程終了時に現場で照合	適
		出入隅部、開口部の配筋による補強		なし	工程終了時に現場で照合	適 適
	壁	断面寸法、壁筋の径とピッチ、定着と継手	床伏図 構造詳細図	なし	工程終了時に現場で照合	 適
		開口部分の補強	仕様書	なし	工程終了時に現場で照合	
		スリットの位置と施工状況		なし	工程終了時に現場で照合	適
	階段	階段筋の本数、径と定着	構造詳細図 仕様書	なし	工程終了時に現場で照合	適 適
	共通	柱･はり･壁･スラブの位置の確認	床伏図 構造詳細図	なし	工程終了時に現場で照合	 適
		かぶり厚さの確保	仕様書	なし	工程終了時に現場で照合	 適
建築物の各部分の位置、形状及び大きさ	柱	位置、形状、断面寸法	平面図、伏図、構造詳細図	なし	工程終了時に現場で照合	適
	はり	位置、形状、断面寸法	平面図、伏図、構造詳細図	なし	工程終了時に現場で照合	適
	壁	位置、形状、断面寸法	平面図、伏図、構造詳細図	なし	工程終了時に現場で照合	適
	スラブ	位置、形状、断面寸法	平面図、伏図、構造詳細図	なし	工程終了時に現場で照合	適
	階段	位置、形状、断面寸法、幅員	平面図、構造詳細図	なし	工程終了時に現場で照合	適
	屋根	位置、形状、寸法、仕様	屋根伏図、構造詳細図	なし	工程終了時に現場で照合	適
	建築物全体	平面形状、断面形状、高さ	平面図、断面図	なし	程終了時に現場で照合	適

構造耐力上主要な部分の防錆、防腐及び防蟻措置及び状況						
居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種別及び当該建築材料を用いる部分の面積						
天井及び壁の室内に面する部分に係わる仕上げの材料の種別及び厚さ	内装制限を受ける部屋(〇〇) 〇〇の天井 〇〇の壁	 材質(不燃材料)、仕上げ状況 材質(不燃材料)、仕上げ状況	 仕上表 仕上表	 なし なし	 検査時未搬入 検査時未搬入	
開口部に設ける建具の種類及び厚さ	開口部 建具	位置、大きさ 材質(防火戸)、規格	平面図、立面図、矩形図 仕様書、建具表	なし なし	工程終了時に現場で照合 (検査時一部未施工) 検査時未搬入	適
建築設備に用いる材料の種類並びにその照合した内容構造及び施工状況(区画貫通部の処理状況を含む)	浄化槽 給水設備 排水設備 ガス設備	設置位置(〇〇)、設置状況 機種(型式番号〇〇－〇〇) 種類、形状、寸法、設置状況 種類、形状、寸法、設置状況 種類(〇〇)形状、寸法	配置図、仕様書、設備図 仕様書、設備図 仕様書、設備図 仕様書、設備図	なし なし なし なし	搬入時に現場で機種照合 検査時未施工 検査時未施工 検査時未施工	適
備　　考						

鉄骨造　（別紙10）

工事監理の状況報告書（中間検査申請書規則第２６号様式第４面）

	確認を行った部位、材料の種類等	照合内容	照合を行った設計図書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法	照合結果（不適の場合には建築主に対して行った報告の内容）
敷地の形状、高さ、衛生及び安全	形状等	方位、接道長さ、道路幅員	配置図、測量図	なし	工事中着手前に現場で杭、縁石等の設置により確認	適
		道路境界、敷地境界				
		配置寸法	配置図	なし	工事着手時に現場で確認	適
	衛生及び安全	敷地高低差（〇〇）	配置図、測量図	なし	工事着手時に現場で確認	適
	支持地盤	位置、種類、地耐力（〇〇KN/㎡）	仕様書	なし	地盤調査報告書により確認	適
	擁壁	設置の状況（H＝〇m）	構造詳細図	なし	土工事終了時に現場で確認	適
	排水溝	設置状況	配置図	なし	工事着手時に現場で確認	適
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料（接合材料を含む）の種類、品質、形状及び寸法	くい	工法（〇〇工法）	仕様書	なし	工場の試験書類の確認、受入れ時の検査及び工程終了時に現場で照合	適
	（材料）	種類（〇〇くい）	構造詳細図	なし		適
		規格、品質	基礎伏図	なし		適
		PHCぐい〇種・〇種				
		径〇〇～〇〇mm				
		長さ　L＝〇〇m				
		支持層（〇〇）	仕様書	なし	工程中に地層構成、支持層（〇〇）等を確認	適
			構造計算書			
	鋼材等	材料、種類、規格、仕上げ、品質、形状、寸法	仕様書	なし	規格品証明書、受入れ時の検査及び工程終了時に現場で照合	適
	（鉄筋以外）		構造詳細図			
		BCP〇〇、SN〇〇、SM〇〇	各階伏図			
		圧縮材の有効細長比	軸組図	なし	規格品証明書、受入れ時の検査及び工程終了時に現場で照合	適
			断面リスト			
	溶接材料	鋼材と溶接方法に対応した溶接材料	仕様書	なし	工場検査時に照合確認	適
			構造詳細図			
			製作要領書			
	高力ボルト	形状、寸法、品質	仕様書	なし	規格品証明書、受入れ時の検査及び工程終了時に現場で照合	適
		S〇〇、M〇〇	構造詳細図			
		ボルト孔の径	構造詳細図	なし		適
	アンカーボルト	形状、寸法、品質、径	仕様書	なし	規格品証明書、受入れ時の検査及び工程終了時に現場で照合	適
		SS〇〇、M〇〇	構造詳細図			
		ボルト孔の径		なし		適
	鋼材等（鉄筋）	材料、種類、規格、径	仕様書	なし	規格品証明書、受入れ時の検査及び工程終了時に現場で照合	適
		SD〇〇、D〇〇～〇〇	構造詳細図			
	コンクリート	材料、種類、規格	仕様書	なし	配合計画書・報告書による書類審査及び現場水中養生供試	適
		（普通コンクリートFc＝〇〇N/㎟）	構造計算書			

					体による4週圧縮強度試験結果の確認	
	床材	材料、寸法、形状、合成スラブ	仕様書 構造詳細図 仕上表	なし	受入れ時の検査及び工程終了時に現場で確認	適
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等	基礎	位置、形状、寸法	基礎伏図 構造詳細図	なし	工程終了時に現場で照合	適
		配筋の本数、配置	断面リスト	なし	工程終了時に現場で照合	適
		くい頭の処理	構造詳細図	なし	工程終了時に現場で照合	適
	くい	位置、形状、寸法	基礎伏図	なし	工程終了時に現場で照合	適
		偏心距離 （最大〇〇mm）	くい伏図 構造詳細図 断面リスト	偏心の処理方法	工程終了時に現場で照合	適（偏心による基礎ばり、ﾌｰﾁﾝｸﾞの計画変更確認申請済）
	地中ばり	断面寸法、主筋の本数、径、 主筋の定着、継手の位置、長さ	構造詳細図 断面リスト	なし	工程終了時に現場で照合	適
		スターラップの径、ピッチと位置		なし	工程終了時に現場で照合	適
	継手	ガス圧接継手の形状と位置	（社）日本圧接協会ガス圧接仕様	なし	工程終了時に現場で照合	適
		特殊継手	認定、評価仕様	なし	工程終了時に現場で照合	適
	柱とはりの接合部分	溶接方法（工場溶接、CO2半自動溶接など） 1.0F	仕様書 構造詳細図 構造計算書	なし	工場検査時における製作要領書及び検査書類の確認	適
		鉄骨加工工場（認定工場） 〔平成〇年〇月〇日認定番号第〇〇号〕	仕様書	なし	認定書の照合	適 適
		当該工場の品質管理、検査の状況	仕様書	なし	製作要領書と工場の品質管理、溶接技能者、溶接管理技術者、社内検査の実状の確認	適（一部ルート間隔補正）
		組立精度、開先の精度、溶接条件等 製品の寸法精度	仕様書	なし	立会検査時に目視及び計測、 予熱、パス間温度確認	適
		溶接部の品質 外観検査 超音波探傷検査	仕様書 仕様書	なし なし	製品検査時に目視及び計測 社内検査の状況確認 第三者による受入検査時に立会検査及び報告書の照合確認（検査者･資格、サンプリング方法、結果等は別紙→別添の鉄骨工事施工状況報告書）	適
	はりとはりの継手部分	接合方法（〇〇接合）	仕様書 構造詳細図	なし	設計図書と工作図との照合	適
		摩擦面の状態、ボルトピッチ、縁あき	仕様書	なし	工場における摩擦面処理の確認及びボルト孔精度確認	適
		接合状況	仕様書	なし		適（共回りボ

					工程終了時に現場でマーキングの状態及びピンテール破断を目視で確認 設計図書の照合	ルトを取替）
	柱と柱の接合部分	接合方法(現場溶接) 1.0F	仕様書 構造詳細図	なし		適
		溶接技能者資格	仕様書 構造詳細図	なし	溶接姿勢、鋼材板厚と資格者証との照合	適
		現場溶接の品質管理	仕様書	なし	溶接管理技術者の配置、現場溶接用設備機器の設置、作業用足場の設置等の確認	適
		組立精度、開先の精度、溶接条件等 溶接部検査(第三者) 外観検査 超音波探傷検査	仕様書	なし	目視及び計測、予熱、パス間温度確認、湿度対策 第三者による受入検査時に立会検査及び報告書の照合確認（検査者･資格、サンプリング方法、結果等は別紙→別添の鉄骨工事施工状況報告書）	適
	柱と基礎との接合部分	接合方法(アンカーボルト) 接合状況	仕様書 構造詳細図	なし	工程終了時に現場で設計図書と照合確認	適
	帳壁等の外装材と柱はり部材との接合部分	帳壁の種類と接合方法、緊結金物の取付状況	仕様書 構造詳細図 構造計算書	なし	工程終了時に現場で設計図書と照合確認	適
建築物の各部分の位置、形状及び大きさ	柱	位置、形状、断面寸法	平面図、伏図、構造詳細図、断面リスト	なし	工程終了時に現場で照合	適
	壁	位置、形状、断面寸法、ブレース	平面図、断面図、軸組図、構造詳細図	なし	工程終了時に現場で照合	適
	地中ばり	位置、形状、断面寸法	基礎伏図、断面リスト	なし	工程終了時に現場で照合	適
	はり	位置、形状、断面寸法	床伏図、軸組図、断面リスト	なし	工程終了時に現場で照合	適
	階段	位置、形状、幅員	平面図、構造詳細図	なし	工程終了時に現場で照合	適
	屋根	位置、形状、寸法、不燃仕様	仕様書、屋根伏図	なし	工程終了時に現場で照合	適
	小屋組	形状、ブレース	小屋伏図、断面リスト	なし	工程終了時に現場で照合	適
	建築物全体	平面形状、断面形状、高さ	平面図、断面図	なし	工程終了時に現場で照合	適
構造耐力上主要な部分の防錆、防腐及び防蟻措置及び状況	鉄骨造の柱、筋かい	防錆措置の状況	仕様書	なし	工場出荷時に確認	適

居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種別及び当該建築材料を用いる部分の面積						
天井及び壁の室内に面する部分に係わる仕上げの材料の種別及び厚さ	内装制限を受ける部屋(〇〇) 〇〇の天井 〇〇の壁	 材質(不燃材料)、仕上げ状況 材質(不燃材料)、仕上げ状況	 仕上表 仕上表	 なし なし	 検査時未搬入 検査時未搬入	
開口部に設ける建具の種類及び厚さ	開口部 建具	位置、大きさ 材質(防火戸)、規格	平面図、立面図、矩形図 仕様書、建具表	なし なし	工程終了時に現場で照合 (検査時一部未施工) 検査時未搬入	適
建築設備に用いる材料の種類並びにその照合した内容構造及び施工状況(区画貫通部の処理状況を含む)	浄化槽 給水設備 排水設備 ガス設備	設置位置(〇〇)、設置状況 機種(型式番号〇〇－〇〇) 種類、形状、寸法、設置状況 種類、形状、寸法、設置状況 種類(〇〇)形状、寸法	配置図、仕様書、設備図 仕様書、設備図 仕様書、設備図 仕様書、設備図	なし なし なし なし	搬入時に現場で機種照合 検査時未施工 検査時未施工 検査時未施工	適
備　　考						

（別紙　１１）

年　　月　　日

（建築主住所）

（　〃　氏名）　　様

各特定行政庁名　担当課長名

工事監理者の選任について（通知）

あなたが確認済証の交付を受けた下記建築物は、工事監理者が選任されていません。

建築基準法では、一定規模以上の建築物（＊）の工事をする場合に工事監理者を定めなければ工事をすることができないと規定されています。工事に着手するまでに工事監理者を選任してください。

工事監理者を選任することは、建築工事が設計図書のとおりに実施されているかどうかを、工事監理者の責任において確認できることとなるため非常に重要です。

本文書と行き違いに工事監理者を選任された場合は、悪しからずご容赦ください。

（＊）一定規模以上の建築物

延べ面積が１００㎡を超える木造建築物、延べ面積が３０㎡を超える木造以外の建築物、階数が３以上の建築物、又は高さが１３ｍを超える建築物等

記

確認年月日及び番号	年　月　日　第　号
建築場所	
建築物の用途	

【連絡先】

○○○○（特定行政庁名）
担当課名　○○○課　○○○係
ＴＥＬ　○○○○－○○－○○○○
ＦＡＸ　○○○○－○○－○○○○

★注意　工事監理者を定めないで一定規模以上の建築物の工事をすると建築基準法違反となりますので、十分注意願います。

（別紙　１２）
年　　月　　日

（建築主住所）
（　〃　氏名）　　様

各特定行政庁　担当課長名

中間検査受検についてのお知らせ

あなたが確認済証の交付を受けた下記建築物は、建築基準法第７条の３第１項に基づく中間検査の対象建築物です。特定工程に係る工事を終えたときは、その日から４日以内に中間検査の申請を行って、中間検査を受検してください。なお、工事の遅延等により特定工程に係る工事終了予定日に変更が生じた場合は、下記連絡先まで連絡願います。

中間検査は、工事中の建築物が法に適合しているかを検査するもので、安全・安心な建築物とするために重要です。

記

確認年月日及び番号	年　月　日　第　号
特定工事終了予定日	年　月　日
建築場所	
建築物の用途	

【連絡先】
○○○○（特定行政庁名）
担当課名　○○○課　○○○係
ＴＥＬ　○○○○－○○－○○○○
ＦＡＸ　○○○○－○○－○○○○

★注意　中間検査を受けずに特定工程後の工程に係る工事を行うと建築基準法違反となりますので、十分注意願います。

（参考）
指定した特定工程の概要は以下のとおりです。（告示の抜粋）
【中間検査の対象建築物の用途又は規模】
・住宅（兼用住宅、長屋住宅及び共同住宅を含む。）の用途に供する建築物であって、延べ面積が５０㎡を超えるもの。
・法別表第一（い）欄（一）項から（四）項までに掲げる用途に供する建築物であって、延べ面積が１，０００平方メートルを超えるもの又は地階を除く階数が３以上のもの
【特定工程及び特定工程後の工程】

	（あ）構造	（い）特定工程	（う）特定工程後の工程
1	木造	屋根の小屋組の工事（枠組壁工法の場合は、耐力壁の設置工事）	壁の外装工事又は内装工事
2	鉄骨造	2階の床版の取り付け工事（平屋については、建方工事）	壁の外装工事又は内装工事
3	鉄筋コンクリート造	2階の床（平屋については、屋根床版）の配筋工事（2階の床の配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取り付け工事）	2階の床（平屋については、屋根床版）のコンクリート打設工事（2階の床のコンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取り付け工事）
4	鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床の配筋工事（2階の床の配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取り付け工事）	2階の床のコンクリート打設工事（2階の床のコンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取り付け工事）
5	１から４に掲げる構造のうち２以上の構造にわたる混構造	建築物の構造耐力上主要な軸組の一部を木造とした場合は、1に掲げる工事とし、それ以外の場合は1階部分の構造耐力上主要な軸組における主たる構造について2から４に掲げる構造に応じそれぞれ（い）欄に掲げる工事	建築物の構造耐力上主要な軸組の一部を木造とした場合は１に掲げる工事とし、それ以外の場合は1階部分の構造耐力上主要な軸組における主たる構造について2から４に掲げる構造に応じそれぞれ（う）欄に掲げる工事

（別紙　１３）
年　　月　　日

（建築主住所）
（　〃　氏名）　　様

各特定行政庁名　担当課長名

中間検査受検について（通知）

あなたが確認済証の交付を受けた下記建築物は、建築基準法第７条の３第１項に基づく中間検査の対象建築物ですが、いまだに中間検査申請書が提出されていません。

特定工程に係る工事を終えている場合は速やかに中間検査を受けてください。なお、工事の遅延等により特定工程に係る工事終了予定日に変更が生じた場合は、下記連絡先まで連絡願います。

本文書と行き違いに中間検査申請書を提出された場合は、悪しからずご容赦ください。

記

確認年月日及び番号	年　月　日　第　号
特定工事終了予定日	年　月　日
建築場所	
建築物の用途	

【連絡先】
○○○○（特定行政庁名）
担当課名　○○○課　○○○係
ＴＥＬ　○○○○－○○－○○○○
ＦＡＸ　○○○○－○○－○○○○

★注意　中間検査を受けずに特定工程後の工程に係る工事を行うと建築基準法違反となりますので、十分注意願います。

（参考）
指定した特定工程の概要は以下のとおりです。（告示の抜粋）
【中間検査の対象建築物の用途又は規模】
・住宅（兼用住宅、長屋住宅及び共同住宅を含む。）の用途に供する建築物であって、延べ面積が５０㎡を超えるもの。
・法別表第一（い）欄（一）項から（四）項までに掲げる用途に供する建築物であって、延べ面積が１，０００平方メートルを超えるもの又は地階を除く階数が３以上のもの
【特定工程及び特定工程後の工程】

	（あ）構造	（い）特定工程	（う）特定工程後の工程
1	木造	屋根の小屋組の工事（枠組壁工法の場合は、耐力壁の設置工事）	壁の外装工事又は内装工事
2	鉄骨造	2階の床版の取り付け工事（平屋については、建方工事）	壁の外装工事又は内装工事
3	鉄筋コンクリート造	2階の床（平屋については、屋根床版）の配筋工事（2階の床の配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取り付け工事）	2階の床（平屋については、屋根床版）のコンクリート打設工事（2階の床のコンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取り付け工事）
4	鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床の配筋工事（2階の床の配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取り付け工事）	2階の床のコンクリート打設工事（2階の床のコンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取り付け工事）
5	１から４に掲げる構造のうち２以上の構造にわたる混構造	建築物の構造耐力上主要な軸組の一部を木造とした場合は、1に掲げる工事とし、それ以外の場合は1階部分の構造耐力上主要な軸組における主たる構造について2から４に掲げる構造に応じそれぞれ（い）欄に掲げる工事	建築物の構造耐力上主要な軸組の一部を木造とした場合は１に掲げる工事とし、それ以外の場合は1階部分の構造耐力上主要な軸組における主たる構造について2から４に掲げる構造に応じそれぞれ（う）欄に掲げる工事

参考様式

年　　月　　日

（建築主住所）
（　〃　氏名）　　様

各特定行政庁名　担当課長名

完了検査受検について（通知）

あなたが確認済証の交付を受けた下記建築物は、いまだに建築基準法第７条第１項に基づく完了検査申請書が提出されていません。工事を完了したときは、その日から４日以内に完了検査の申請を行って、完了検査を受けなければなりません。工事が完了している場合は、速やかに完了検査を受けてください。なお、工事完了予定日が工事の遅延等により変更が生じた場合は、下記連絡先まで連絡願います。

本文書と行き違いに完了検査申請書を提出された場合は、悪しからずご容赦ください。

記

確認年月日及び番号	年　月　日　第　号
工事完了予定日	年　月　日
建築場所	
建築物の用途	

【連絡先】

○○○○（特定行政庁名）
担当課名　○○○課　○○○係
ＴＥＬ　○○○○－○○－○○○○
ＦＡＸ　○○○○－○○－○○○○

★注意　完了検査を受けないと建築基準法違反となりますので、十分注意願います。

工事監理の状況報告書（中間検査申請書規則第26号様式第4面）

	確認を行った部位、材料の種類等	照合内容	照合を行った設計図書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法	照合結果（不適の場合には建築主に対して行った報告の内容）
敷地の形状、高さ、衛生及び安全						
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料（接合材料を含む）の種類、品質、形状及び寸法						
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等						
建築物の各部分の位置、形状及び大きさ						
構造耐力上主要な部分の防錆、防腐及び防蟻措置及び状況						
居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種別及び当該建築材料を用いる部分の面積						
天井及び壁の室内に面する部分に係わる仕上げの材料の種別及び厚さ						
開口部に設ける建具の種類及び厚さ						
建築設備に用いる材料の種類並びにその照合した内容構造及び施工状況（区画貫通部の処理状況を含む）						
備考						

工事監理の状況報告書(完了検査申請書規則第19号様式第4面)

	確認を行った部位、材料の種類等	照合内容	照合を行った設計図書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法	照合結果(不適の場合には建築主に対して行った報告の内容)
敷地の形状、高さ、衛生及び安全						
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料(接合材料を含む)の種類、品質、形状及び寸法						
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等						
建築物の各部分の位置、形状及び大きさ						
構造耐力上主要な部分の防錆、防腐及び防蟻措置及び状況						
居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種別及び当該建築材料を用いる部分の面積						
天井及び壁の室内に面する部分に係わる仕上げの材料の種別及び厚さ						
開口部に設ける建具の種類及び厚さ						
建築設備に用いる材料の種類並びにその照合した内容構造及び施工状況(区画貫通部の処理状況を含む)						
備考						

正本

軽 微 な 変 更 説 明 書

さきに確認済証の交付を受けた計画は建築基準法施行規則第3条の2に規定される軽微な変更がありますので報告します。

年　月　日

(あて先)建築主事又は指定確認検査機関

住所

申請者

氏名　　印

電話　(　　)　　番

確認済証の交付年月日及び番号	年　月　日 第　号		
建築場所			
設計者	住所	級建築士登録番号　第　号	
	氏名	電話　(　　)　　番	印
工事監理者	住所	級建築士登録番号　第　号	
	氏名	電話　(　　)　　番	印

変更された設計図書の種類	変更の概要	建築基準法施行規則第3条の2該当条項

※（事務処理欄）	
年　月　日	
担当者印	

（注意事項）
１　※印欄は記載しないでください。
２　用紙が不足する場合には、変更された図書の種類などを別紙に添えてご報告ください。
３　建築基準法第3条の２に規定される事項に該当しない変更を伴う場合には、計画変更確認申請が必要となります。
４　軽微な変更説明書の添付書類は、変更後の設計図書に確認時の計画を朱書表示（変更部分のみ）して提出してください。
５　許認可を受けている計画については所管課と事前に調整してください。
６　この軽微な変更説明書の副本は確認済証に添えて大切に保管してください。

副本

軽 微 な 変 更 説 明 書

さきに確認済証の交付を受けた計画は建築基準法施行規則第3条の2に規定される軽微な変更がありますので報告します。

年　月　日

(あて先)建築主事又は指定確認検査機関

住所

申請者

氏名　　㊞

電話　（　　）　　番

確認済証の交付年月日及び番号	年　月　日 第　　号	
建築場所		
設計者	住所	級建築士登録番号　第　　号
	氏名	㊞ 電話　（　　）　　番
工事監理者	住所	級建築士登録番号　第　　号
	氏名	㊞ 電話　（　　）　　番

変更された設計図書の種類	変更の概要	建築基準法施行規則第3条の2該当条項

※（事務処理欄）	
年　月　日	
担当者印	

建築物完了検査チェックシート（構造以外）

※適の場合はレ

（い）		（ろ）		検査日付		検査方法		適否		備考
		図書の種類	記載事項	工事施工者	工事監理者	目視検査	動作確認	目視検査	動作確認	
法第19条		配置図	擁壁の設置その他安全上適当な措置			□		□		
			土地の高低及び敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差							
			下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路							
		地盤面算出表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ							
			地盤面を算定するための算式							
法第21条	第１項	確認申請書	延べ面積			□		□		
			用途							
			階数							
			床面積							
		各階平面図	延べ面積							
			耐力壁及び非耐力壁の位置							
		床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式							
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法							
	第１項ただし書	確認申請書	延べ面積			□		□		
			用途							
			階数							
			床面積							
		配置図	外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ							
			建築物の周囲に設けられている通路の位置及び幅員							
		各階平面図	外壁、開口部及び防火設備の位置							
			耐力壁及び非耐力壁の位置							
			防火区画の位置及び面積							
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部、軒裏、ひさしその他これに類するもの及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法							
	第２項	確認申請書	延べ面積			□		□		
			用途							
			階数							
			床面積							
		各階平面図	延べ面積							
			耐力壁及び非耐力壁の位置							
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法							
法第22条		確認申請書	その他の区域、地域、地区又は街区			□		□		
			延べ面積							
			用途							
		各階平面図	各室の用途及び床面積							
			延焼のおそれのある部分							
		耐火構造等の構造詳細図	屋根の断面の構造、材料の種別及び寸法							
		法第22条第１項に係る認定書の写し								
法第23条		確認申請書	その他の区域、地域、地区又は街区			□		□		
		各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置							
			延焼のおそれのある部分							
		耐火構造等の構造詳細図	延焼のおそれのある部分の外壁の断面の構造、材料の種別及び寸法							
		使用建築材料表	主要構造部の材料の種別							
		法第23条に係る認定書の写し								
法第24条		確認申請書	その他の区域、地域、地区又は街区			□		□		
			階数							
		各階平面図	延焼のおそれのある部分							
			耐力壁及び非耐力壁の位置							
		床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式							
		二面以上の断面図	延焼のおそれのある部分							
		耐火構造等の構造詳細図	延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法							
法第24条の２		確認申請書	その他の区域、地域、地区又は街区			□		□		
		配置図	敷地内における建築物の位置							
法第25条		確認申請書	延べ面積			□		□		
		配置図	申請に係る建築物と他の建築物との別							
		各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置							
			各室の用途及び床面積							
			延焼のおそれのある部分							
		床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式							
		二面以上の断面図	延焼のおそれのある部分							
		耐火構造等の構造詳細図	屋根並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法							
		確認申請書	都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等							
			延べ面積							
			用途							
			階数							
		付近見取図	建築物の周囲の状況							
			防火壁の位置							

法第26条	本文	各階平面図	防火壁による区画の位置及び面積			□		□		
			風道の配置							
			防火壁を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別							
			給水管、配電管その他の管と防火壁とのすき間を埋める材料の種別							
		床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式							
		二面以上の立面図	開口部及び防火設備の位置							
		二面以上の断面図	防火壁を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別							
			給水管、配電管その他の管と防火壁とのすき間を埋める材料の種別							
		耐火構造等の構造詳細図	防火壁及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法							
		令第113条第１項第３号に係る認定書の写し								
	ただし書	付近見取図	建築物の周囲の状況			□		□		
		各階平面図	各室の床面積							
			耐力壁及び非耐力壁の位置							
			かまど、こんろその他火を使用する設備又は器具の位置							
			外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ							
			令第115条の２第１項第６号に規定する区画の位置並びに当該区画を構成する床若しくは壁又は防火設備の位置及び構造							
			令第115条の２第１項第７号に規定するスプリンクラー設備等及び令第126条の３の規定に適合する排煙設備の位置							
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部、軒裏、防火壁及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法							
			令第115条の２第１項第６号に規定する床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造							
			令第115条の２第１項第８号に規定する柱又ははりを接合する継手又は仕口の構造							
		室内仕上げ表	令第115条の２第１項第７号に規定する部分の仕上げの材料の種別及び厚さ							
		令第115条の２第１項第４号に係る認定書の写し								
法第27条	第１項	確認申請書	階数			□		□		
			用途別床面積							
		各階平面図	開口部及び防火設備の位置							
			耐力壁及び非耐力壁の位置							
			外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ							
		床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式							
		地盤面算出表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ							
			地盤面を算定するための算式							
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法							
	第１項ただし書	確認申請書	防火地域			□		□		
			階数							
			用途							
			用途別床面積							
		配置図	敷地内における通路の位置及び幅員							
		各階平面図	各室の床面積							
			開口部及び防火設備の位置							
			耐力壁及び非耐力壁の位置							
			避難上有効なバルコニーの位置							
		床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式							
		二面以上の立面図	令第115条の２の２第１項第３号に規定する窓その他の開口部の構造							
		地盤面算出表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ							
			地盤面を算定するための算式							
		耐火構造等の構造詳細図	令第115条の２の２第１項第１号に規定する部分、令第115条の２の２第１項第４号ハに規定するひさしその他これに類するもの及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法							
		令第115条の２の２第１項第１号に係る認定書の写し								
		令第115条の２の２第１項第４号ハに係る認定書の写し								
	第２項	確認申請書	階数			□		□		
			用途別床面積							
		各階平面図	各室の床面積							
			開口部及び防火設備の位置							
			耐力壁及び非耐力壁の位置							
			外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ							
			防火区画の位置及び面積							
		床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式							
		地盤面算出表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ							
			地盤面を算定するための算式							
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部、軒裏、天井及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法							
	第１項及び第４項	確認申請書	その他の区域、地域、地区又は街区（用途地域）			□		□		
		配置図	敷地の接する道路の位置及び幅員並びに令第20条第２項第１号に規定する公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面の位置及び幅							
			令第20条第２項第１号に規定する水平距離							
		各階平面図	法第28条第１項に規定する開口部の位置及び面積							
		床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式							
		二面以上の立面図	令第20条第２項第１号に規定する垂直距離							
		二面以上の断面図	令第20条第２項第１号に規定する垂直距離							
		確認申請書	延べ面積							

法第28条	第２項から第４項まで	各階平面図	居室に設ける換気のための窓その他の開口部の位置及び面積			□	□	□	□
			給気機又は給気口の位置						
			排気機若しくは排気口、排気筒又は煙突の位置						
			かまど、こんろその他設備器具の位置、種別及び発熱量						
			火を使用する室に関する換気経路						
			中央管理室の位置						
		二面以上の断面図	給気機又は給気口の位置						
			排気機若しくは排気口、排気筒又は煙突の位置						
		床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式						
		換気設備の仕様書	換気設備の有効換気量						
			中央管理方式の空気調和設備の有効換気量						
		換気設備の構造詳細図	火を使用する設備又は器具の近くの排気フードの材料の種別						
		令第20条の２第１号ニに係る認定書の写し							
		令第20条の３第２項第１号ロに係る認定書の写し							
法第28条の２	第２号	各階平面図	申請に係る建築物が法第３条第２項の規定により法第２８条の２（令第137条の４の２に規定する基準に係る部分に限る。）の規定を受けない建築物である場合であって当該建築物について増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下「増築等」という。）をしようとするときにあっては、当該増築等に係る部分以外の部分について行う令第137条の４の３第３号に規定する措置			□	□	□	□
		法第28条の２第２号に係る認定書の写し							
	第３号	各階平面図	中央管理室の位置			□	□	□	□
			令第20条の７第１項第２号の表及び令第20条の８第２項に規定するホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる居室の構造方法						
		床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式						
		各階平面図	給気機又は給気口及び排気機又は排気口の位置						
			外壁の開口部に設ける建具（通気ができる空隙のあるものに限る。）の構造						
			中央管理室の位置						
			令第20条の７第１項第２号の表及び令第20条の８第２項に規定するホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる居室の構造方法						
		換気設備の構造詳細図	令第20条の７第１項第２号の表及び令第20条の８第２項に規定するホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる居室の構造方法						
			令第20条の８第１項第１号イ（３）、ロ（３）及びハに規定するホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる換気設備の構造方法						
		使用建築材料表	内装の仕上げに用いる建築材料の種別及び面積						
			内装の仕上げの部分の面積に、内装の仕上げに用いる建築材料の種別に応じ令第20条の７第１項第４号の表の（１）項又は（２）項に定める数値を乗じて得た面積の合計						
		令第20条の７第１項第２号の表に係る認定書の写し							
		令第20条の７第２項に係る認定書の写し							
		令第20条の７第３項に係る認定書の写し							
		令第20条の７第４項に係る認定書の写し							
		令第20条の８第１項第１号ロ（１）に係る認定書の写し							
		令第20条の８第１項第１号ハに係る認定書の写し							
		令第20条の８第２項に係る認定書の写し							
		令第20条の９に係る認定書の写し							
法第29条		確認申請書	用途			□		□	
			階数						
		各階平面図	令第22条の２第１号イに規定する開口部、令第20条の２に規定する技術的基準に適合する換気設備又は居室内の湿度を調整する設備の位置						
		床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式						
		二面以上の断面図	各階の床及び天井の高さ						
			地盤面						
			令第22条の2第1号イに規定する開口部の設置方法						
		地盤面算出表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ						
			地盤面を算出するための算式						
		外壁等の構造詳細図	直接土に接する外壁、床及び屋根又はこれらの部分の構造及び材料の種別						
		令第22条の２第２号ロに係る認定書の写し							
法第30条		確認申請書	用途			□		□	
		各階平面図	界壁の位置						
		二面以上の断面図	界壁の位置及び構造						
		構造詳細図	界壁の断面の構造、材料の種別及び寸法						
		法第30条に係る認定書の写し							
法第31条	第１項	確認申請書	都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等			□		□	
			その他の区域、地域、地区又は街区（下水道処理区域の内外の別及び改良便槽としなければならない旨の規定が条例で設けられている区域の内外の別）						
		配置図	排水ます及び公共下水道の位置						
	第２項	確認申請書	その他の区域、地域、地区又は街区（下水道処理区域の内外の別）			□		□	
			用途						
		配置図	浄化槽の位置及び当該浄化槽からの放流水の放流先又は放流方法						
		床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式						
			浄化槽の汚物処理性能						

	第２項	浄化槽の仕様書	浄化槽の処理対象人員			□		□		
			浄化槽の処理方式							
			浄化槽の各槽の有効容量							
		浄化槽の構造詳細図	浄化槽の構造							
		法第31条第２項に係る認定書の写し								
		令第35条第１項に係る認定書の写し								
法第32条		各階平面図	常用の電源及び予備電源の種類及び位置			□	□	□	□	
			非常用の照明装置及び予備電源を有する照明設備の位置							
		電気設備の構造詳細図	受電設備の電気配線の状況							
			常用の電源及び予備電源の種類及び構造							
			予備電源に係る負荷機器の電気配線の状況							
			予備電源の容量及びその算出方法							
			ガス漏れを検知し、警報する設備（以下「ガス漏れ警報設備」という。）に係る電気配線の構造							
法第33条		確認申請書	建築物の高さ等			□		□		
		付近見取図	建築物の周囲の状況							
		配置図	建築物の各部分の高さ							
		二面以上の立面図	建築物の高さが20メートルを超える部分							
			雷撃から保護される範囲							
			受雷部システムの配置							
		二面以上の断面図	建築物の各部分の高さ							
		地盤面算出表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ							
			地盤面を算定するための算式							
		小屋伏図	受雷部システムの配置							
		避雷設備の構造詳細図	雨水等により腐食のおそれのある避雷設備の部分							
			日本工業規格Ａ4201－1992又は日本工業規格Ａ4201－2003の別							
			受雷部システム及び引下げ導線の位置及び構造							
			接地極の位置及び構造							
		避雷設備の使用材料表	腐食しにくい材料を用い、又は有効な腐食防止のための措置を講じた避雷設備の部分							
		令第129条の15第１号に係る認定書の写し								
法第34条	第１項	各階平面図	昇降機の昇降路の周壁及び開口部の位置			□		□		
		昇降機の構造詳細図	昇降機の昇降路の周壁及び開口部の構造							
	第２項	確認申請書	建築物の高さ等			□		□		
		各階平面図	非常用の昇降機の位置							
		二面以上の断面図	建築物の各部分の高さ							
		地盤面算出表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ							
			地盤面を算出するための算式							
		令第129条の13の２第３号に係る認定書の写し								
法第35条		確認申請書	用途			□	□	□	□	
			階数							
		各階平面図	各室の床面積							
			令第116条の２第１項に規定する窓その他の開口部の面積							
			令第116条の２第１項第２号に規定する窓その他の開口部の開放できる部分の面積							
		床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式							
		消火設備の構造詳細図	消火栓、スプリンクラー、貯水槽その他の消火設備の構造							
	令第５章第２節	各階平面図	開口部及び防火設備の位置			□		□		
			耐力壁及び非耐力壁の位置							
			防火区画の位置及び面積							
			階段の配置及び構造							
			階段室、バルコニー及び付室の開口部、窓及び出入口の構造及び面積							
			歩行距離							
			廊下の幅							
			避難階段及び特別避難階段に通ずる出入口の幅							
			物品販売業を営む店舗の避難階に設ける屋外への出口の幅							
			令第118条に規定する出口の戸							
			令第125条の２第１項に規定する施錠装置の構造							
			令第126条第１項に規定する手すり壁、さく又は金網の位置及び高さ							
		二面以上の断面図	直通階段の構造							
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法							
		室内仕上げ表	令第123条第１項第２号及び第３項第３号に規定する部分の仕上げ及び下地の材料の種別及び厚さ							
		排煙設備の構造詳細図	令第123条第３項第１号に規定する排煙設備の構造方法							
		確認申請書	主要用途							
			建築物の高さ等							
		配置図	敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別							
			土地の高低及び建築物の各部分の高さ							
			排煙の方法及び火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分							
			令第116条の２第１項第２号に該当する窓その他の開口部の位置							
			防火区画及び令第126条の２第１項に規定する防煙壁による区画の位置							
			排煙口の位置							
			排煙風道の配置							
			排煙口に設ける手動開放装置の使用方法を表示する位置							

	令第５章第３節	各階平面図	排煙口の開口面積又は排煙機の位置			□	□	□	□	
			法第34条第２項に規定する建築物又は各構えの床面積が1000平方メートルを超える地下街に設ける排煙設備の制御及び作動状態の監視を行うことができる中央管理室の位置							
			予備電源の位置							
			不燃性ガス消火設備又は粉末消火設備の位置							
			給気口を設けた付室（以下「給気室」という。）及び直通階段の位置							
			給気口から給気室に通ずる建築物の部分に設ける開口部（排煙口を除く。）に設ける戸の構造							
		床面積求積図	防火区画及び令第126条の２第１項に規定する防煙壁による区画の面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式							
		二面以上の断面図	建築物の高さ等							
			排煙口に設ける手動開放装置の位置							
			排煙口及び当該排煙口に係る防煙区画部分に設けられた防煙壁の位置							
			給気口の位置							
			給気口の開口面積及び給気室の開口部の開口面積							
		地盤面算出表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ							
			地盤面を算出するための算式							
		使用建築材料表	建築物の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げに用いる建築材料の種別							
		排煙設備の構造詳細図	排煙口の構造							
			排煙口に設ける手動開放装置の使用方法							
			排煙風道の構造							
			排煙設備の電気配線に用いる配線の種別							
			給気室の構造							
		排煙機の空気を排出する能力を算定した際の計算書	排煙機の空気を排出する能力及びその算定方法							
		排煙設備の使用材料表	排煙設備の給気口の風道に用いる材料の種別							
	令第５章第４節	確認申請書	主要用途			□	□	□	□	
			延べ面積							
		各階平面図	照明器具の配置							
			予備電源の位置							
		地盤面算出表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ							
			地盤面を算出するための算式							
		非常用の照明装置の構造詳細図	照明器具の構造							
		令第126条の５第２号に係る認定書の写し								
	令第５章第５節	各階平面図	赤色灯及び非常用進入口である旨の表示の構造			□		□		
		二面以上の立面図	非常用進入口又は令第126条の６第２号に規定する窓その他の開口部の構造							
			赤色灯及び非常用進入口である旨の表示の構造							
	令第５章第６節	確認申請書	延べ面積			□	□	□	□	
			構造							
		配置図	敷地内における通路の幅員							
		各階平面図	防火設備の位置							
			歩行距離							
			渡り廊下の位置及び幅員							
			地下道の位置及び幅員							
		床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式							
		二面以上の断面図	渡り廊下の高さ							
		使用建築材料表	主要構造部の材料の種別及び厚さ							
		室内仕上げ表	令第128条の3に規定する部分の仕上げ及び下地の材料の種別及び厚さ							
		非常用の照明装置の構造詳細図	照度							
			照明設備の構造							
			照明器具の位置及び材料の種別							
		非常用の排煙設備の構造詳細図	地下道の床面積							
			垂れ壁の材料の種別							
			排煙設備の構造、配置及び材料の種別							
			排煙口の手動開放装置の構造及び位置							
			排煙機の能力							
		地下道の床面積求積図	床面積の求積に必要な地下道の各部分の寸法及び算式							
		非常用の排水設備の構造詳細図	排水設備の構造及び材料の種別							
			排水設備の能力							
法第35条の２		確認申請書	延べ面積			□	□	□	□	
			用途							
			階数							
		各階平面図	令第128条の３の２第１項に規定する窓のその他の開口部の開放できる部分の面積							
			令第129条第７項に規定するスプリンクラー設備等及び排煙設備の設置状況							
		床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式							
		室内仕上げ表	令第129条に規定する部分の仕上げの材料の種別及び厚さ							
法第35条の３		確認申請書	用途			□		□		
		各階平面図	令第111条第１項に規定する窓その他の開口部の面積							
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法							
				最下階の居室の床が木造である場合における床の高さ及び防湿方法							

令第２章第２節	一面以上の断面図	換気孔の位置			□		□		
		ねずみの侵入を防ぐための設備の設置状況							
	令第22条に係る認定書の写し								
令第２章第３節	各階平面図	階段、踊り場、手すり等又は階段に代わる傾斜路の位置及び構造							
		令第27条に規定する階段の設置状況			□		□		
	二面以上の断面図	階段、踊り場、手すり等又は階段に代わる傾斜路の構造							
令第112条第１項から第13項まで	各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置			□	□	□	□	
		スプリンクラー設備等消火設備の配置							
		防火設備の位置及び種別							
		防火区画の位置及び面積							
		令第112条第12項及び第13項に規定する区画に用いる壁の構造							
	二面以上の断面図	令第112条第10項に規定する外壁の位置及び構造							
		令第112条第12項及び第13項に規定する区画に用いる床の構造							
	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法							
	令第112条第１項に係る認定書の写し								
令第112条第14項第１号	各階平面図	防火設備の位置及び種別			□	□	□	□	
	耐火構造等の構造詳細図	防火設備の構造、材料の種別及び寸法							
	令第112条第14項第１号に係る認定書の写し								
令第112条第14項第２号	各階平面図	防火設備の位置及び種別			□	□	□	□	
	耐火構造等の構造詳細図	防火設備の構造、材料の種別及び寸法							
	令第112条第14項第２号に係る認定書の写し								
令第112条第15項及び第16項	各階平面図	風道の配置			□		□		
		令第112条第15項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別							
		給水管、配電管その他の管と令第112条第15項に規定する準耐火構造の防火区画とのすき間を埋める材料の種別							
	二面以上の断面図	令第112条第15項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別							
		給水管、配電管その他の管と令第112条第15項に規定する準耐火構造の防火区画とのすき間を埋める材料の種別							
	耐火構造等の構造詳細図	防火設備の構造、材料の種別及び寸法							
	令第112条第16項に係る認定書の写し								
令第114条	確認申請書	建築面積及び延べ面積			□		□		
		用途							
		構造							
	各階平面図	界壁又は防火上主要な間仕切壁の位置							
		界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁を貫通する風道に設ける防火設備の位置							
		給水管、配電管その他の管と界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁とのすき間を埋める材料の種別							
	建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式							
	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式							
	二面以上の断面図	界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁の位置							
		界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁を貫通する風道に設ける防火設備の位置							
		給水管、配電管その他の管と界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁とのすき間を埋める材料の種別							
	耐火構造等の構造詳細図	界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁の断面及び防火設備の構造、材料の種別及び寸法							
	令第114条第５項において読み替えて準用する令第112条第16項に係る認定書の写し								
令第115条	各階平面図	煙突の位置及び構造			□		□		
	二面以上の立面図	煙突の位置及び高さ							
	二面以上の断面図	煙突の位置及び構造							
	令第115条第１項第３号ロに係る認定書の写し								
令第129条の２の４第２号	構造詳細図	昇降機以外の建築設備の構造方法			□		□		
令第28条から令第31条まで、令第33条及び令第34条	配置図	くみ取便所の便槽及び井戸の位置			□		□		
	各階平面図	便所に設ける採光及び換気のため直接外気に接する窓の位置又は当該窓に代わる設備の位置及び構造							
	便所の構造詳細図	尿尿に接するくみ取便所の部分							
		便槽の構造							
		便器及び小便器から便槽までの汚水管の構造							
		水洗便所以外の大便所に設ける窓その他換気のための開口部の構造							
		便槽の種類及び構造							
		改良便槽の貯留槽に設ける掃除するための穴の位置及び構造							
		くみ取便所に講じる防水モルタル塗その他これに類する防水の措置							
		くみ取便所のくみ取口の位置及び構造							
	便所の断面図	改良便槽の貯留槽の構造							
		汚水の温度の低下を防止するための措置							
	便所の使用材料表	便器及び小便器から便槽までの汚水管に用いる材料の種別							
		耐水材料で造り、防水モルタル塗その他これに類する有効な防水の措置を講じる便槽の部分							
	井戸の断面図	令第34条ただし書きの適用に係る井戸の構造							
	井戸の使用材料表	令第34条ただし書きの適用に係る井戸の不浸透質で造られている部分							
	令第29条に係る認定書の写し								
	令第30条第１項に係る認定書の写し								
	確認申請書	階数							

		確認申請書	地階及び3階以上の階の用途						
		配置図	建築物の外部の給水タンク等の位置						
			配管設備の種別及び配置						
			給水タンク及び貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）並びにくみ取便所の便槽、浄化槽、排水管（給水タンク等の水抜管又はオーバーフロー管に接続する管を除く。）、ガソリンタンクその他衛生上有害な物の貯留槽又は処理に供する施設までの水平距離（給水タンク等の底が地盤面下にある場合に限る。）						
		各階平面図	配管設備の種別及び配置						
			給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置及び構造						
			給水タンク等の位置及び構造						
			建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける給水タンク等の周辺の状況						
			ガス栓及びガス漏れ警報設備の位置						
		床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算定式						
		二面以上の断面図	給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の構造						
			給水タンク等の位置及び構造						
			建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける給水タンク等の周辺の状況						
			ガス栓及びガス漏れ警報設備の位置						
	令第129条の２の５	配管設備の構造詳細図	配管設備の構造			□	□	□	□
			腐食するおそれのある部分及び当該部分の材料に応じ腐食防止のために講じた措置						
			圧力タンク及び給湯設備の安全装置の構造						
			水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部の構造						
			給水管の凍結による破壊のおそれのある部分及び当該部分に講じた防凍のための措置						
			金属製の給水タンク及び貯水タンクに講じたさび止めのための措置						
			排水のための配管設備の容量及びその算定方法並びに傾斜						
			配管設備に講じた排水トラップ、通気管等の設置等の措置						
			配管設備の覆いの有無						
			飲料水の配管設備に設ける活性炭等の濾材その他これに類するものを内蔵した装置の位置及び構造						
			給水管に講じたウォーターハンマー防止のための措置						
			給水タンク等に設けるマンホールの位置及び構造						
			給水タンク等（圧力タンクを除く。）に設けるオーバーフロー管の位置及び構造						
			オーバーフロー管から水が逆流するおそれがある場所に設置する給水タンク等の場合は、浸水を容易に覚知することができるよう講じた措置						
			給水タンク等（圧力タンクを除く。）の設ける通気のための装置の位置及び構造又は給水タンク等（圧力タンクを除く。）の容量						
法第36条			排水槽（排水を一時的に滞留させるための槽をいう。）の構造						
			排水トラップ及び阻集器の位置及び構造						
			ガス栓及びガス漏れ警報設備の構造						
		配管設備の系統図	配管設備の種類、配置及び構造						
			配管設備の末端の連結先						
			給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置						
			給水管の止水弁の位置						
			排水トラップ、阻集器及び通気管の位置						
		配管設備の使用材料表	配管設備に用いる材料の種別						
		風道の構造詳細図	風道の構造						
			防火設備及び特定防火設備の位置						
		令第129条の２の５第１項第３号ただし書に係る認定書の写し							
		令第129条の２の５第１項第７号ハに係る認定書の写し							
		令第129条の２の５第２項第３号に係る認定書の写し							
	令第129条の２の６	各階平面図	給気口又は給気機の位置			□	□	□	□
			排気口若しくは排気機又は排気筒の位置						
		二面以上の断面図	給気口又は給気機の位置						
			排気口若しくは排気機又は排気筒の位置						
		換気設備の構造詳細図	排気筒の立上り部分及び頂部の構造						
			給気機の外気取り入れ口、給気口及び排気口並びに排気筒の頂部に設ける雨水又はねずみ、虫、ほこりその他衛生上有害なものを防ぐための設備の構造						
			直接外気に開放された給気口又は排気口に設ける換気扇の構造						
			中央管理方式の空気調和設備の空気浄化装置に設ける濾過材、フィルターその他これらに類するものの構造						
		換気設備の使用材料表	風道に用いる材料の種別						
	令第129条の２の７	確認申請書	階数			□		□	
		各階平面図	冷却塔設備から建築物の他の部分までの距離						
		二面以上の断面図	冷却塔設備から建築物の他の部分までの距離						
		冷却塔設備の仕様書	冷却塔設備の容量						
		冷却塔設備の使用材料表	冷却塔設備の主要な部分に用いる材料の種別						
		令第129条の２の７第３号に係る認定書の写し							
		各階平面図	エレベーターの機械室に設ける換気上有効な開口部又は換気設備の位置						
			エレベーターの機械室の出入口の構造						

	令第129条の３第１項第１号及び第２項第１号並びに令第129条の４から令第129条の11	各階平面図	エレベーターの機械室に通ずる階段の構造			□	□	□	□
			エレベーター昇降路の壁又は囲いの全部又は一部を有さない部分の構造						
		床面積求積図	エレベーターの機械室の床面積及び昇降路の水平投影面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式						
		エレベーターの仕様書	乗用エレベーター及び寝台用エレベーターである場合にあっては、エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員						
			昇降行程						
			エレベーターのかごの定格速度						
		エレベーターの構造詳細図	エレベーターのかごの構造						
			エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸の位置及び構造						
			非常の場合においてかご内の人を安全にかご外に救出することができる開口部の位置及び構造						
			エレベーターの駆動装置及び制御器の位置及び取付方法						
			エレベーターの制御器の構造						
			エレベーターの安全装置の位置及び構造						
			乗用エレベーター及び寝台用エレベーターである場合にあっては、エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置						
		エレベーターのかご、昇降路及び機械室の断面図	乗用エレベーター及び寝台用エレベーターである場合にあっては、出入口の床先とかごの床先との水平距離及びかごの床先と昇降路の壁との水平距離						
			エレベーターの昇降路内の突出物の種別、位置及び構造						
			エレベーターの機械室の床面から天井又ははりの下端までの垂直距離						
			エレベーターの機械室に通ずる階段の構造						
		エレベーターの使用材料表	エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸（構造上軽微な部分を除く。）に用いる材料の種別						
			エレベーターの機械室の出入口に用いる材料						
		令第129条の４第１項第３号に係る認定書の写し							
		令第129条の８第２項に係る認定書の写し							
		令第129条の10第２項に係る認定書の写し							
	令第129条の３第１項第２号及び第２項第２号並びに令第129条の12	エスカレーターの仕様書	エスカレーターの勾配及び揚程			□	□	□	□
			エスカレーターの踏段の定格速度						
		エスカレーターの構造詳細図	通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにするための措置						
			エスカレーターの制動装置の構造						
			昇降口において踏段の昇降を停止させることができる装置の構造						
			エスカレーターの踏段の構造						
		エスカレーターの断面図	エスカレーターの踏段の両側に設ける手すりの構造						
			エスカレーターの踏段の幅及び踏段の端から当該踏段の端の側にある手すりの上端部び中心までの水平距離						
		令第129条の12第２項において準用する令第129条の４第１項第３号に係る認定書の写し							
		令第129条の12第５項に係る認定書の写し							
	令第129条の３第１項第３号及び第２項第３号並びに令第129条の13	各階平面図	小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の位置			□	□	□	□
		小荷物専用昇降機の構造詳細図	小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の構造						
			小荷物専用昇降機の安全装置の位置及び構造						
		小荷物専用昇降機の使用材料表	小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸に用いる材料の種別						
	令第129条の13の２及び令第129条の13の３	各階平面図	非常用エレベーターの配置			□	□	□	□
			高さ31メートルを超える建築物の部分の階の用途						
			非常用エレベーターの乗降ロビーの位置						
			バルコニー又は外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備の位置						
			非常用の乗降ロビーの出入口（特別避難階段の階段室に通ずる出入口及び昇降路の出入口を除く。）に設ける特定防火設備						
			非常用エレベーターの乗降ロビーの床及び壁（窓若しくは排煙設備又は出入口を除く。）の構造						
			予備電源を有する照明設備の位置						
			屋内消火栓、連結送水管の放水口、非常コンセント設備等の消火設備を設置できる非常用エレベーターの乗降ロビーの部分						
			非常用エレベーターの積載量及び最大定員						
			非常用エレベーターである旨、避難階における避難経路その他避難上必要な事項を明示した標識を掲示する位置						
			非常用エレベーターを非常の用に供している場合においてその旨を明示することができる表示灯その他これに類するものの位置						
			非常用エレベーターの昇降路の床及び壁（乗降ロビーに通ずる出入口及び機械室に通ずる鋼索、電線その他のものの周囲を除く。）の構造						
			避難階における非常用エレベーターの昇降路の出入口又は令第129条の13の３第３項に規定する構造の乗降ロビーの出入口から屋外への出口（道又は道に通ずる幅員４メートル以上の通路、空地その他これらに類するものに接しているものに限る。）の位置						
			避難階における非常用エレベーターの昇降路の出入口又は令第129条の13の３第３項に規定する構造の乗降ロビーの出入口から屋外への出口（道又は道に通ずる幅員４メートル以上の通路、空地その他これらに類するものに接しているものに限る。）の一に至る歩行距離						
		床面積求積図	非常用エレベーターの乗降ロビーの床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式						
		二面以上の断面図	建築物の高さが31メートルとなる位置						

		エレベーターの仕様書	非常用エレベーターのかごの積載量							
		エレベーターの構造詳細図	非常用エレベーターのかご及びその出入口の寸法							
			非常用エレベーターのかごを呼び戻す装置の位置							
			非常用エレベーターのかご内と中央管理室とを連絡する電話装置の位置							
			非常用エレベーターのかごの戸を開いたままかごを昇降させることができる装置及び予備電源の位置							
			非常用エレベーターの予備電源の位置							
		排煙設備の構造詳細図	令第129条の13の３第３項第２号に規定する排煙設備の構造方法							
		エレベーターの使用材料表	非常用エレベーターの乗降ロビーの室内に面する部分の仕上げ及び下地に用いる材料の種別							
	令第129条の15	令第129条の15第１号に係る認定書の写し				□	□	□	□	
法第37条		使用建築材料表	建築物の基礎、主要構造部及び令第144条の３に規定する部分に使用する指定建築材料の種別			□	□	□	□	
			指定建築材料を使用する部分							
			使用する指定建築材料の品質が適合する日本工業規格又は日本農林規格及び当該規格に適合することを証する事項							
			日本工業規格又は日本農林規格の規格に適合することを証明する事項							
			使用する指定建築材料が国土交通大臣の認定を受けたものである場合は認定番号							
		法第37条第２号に係る認定書の写し				□	□	□	□	
法第39条		法第39条第１項の条例で定められた制限に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項			□	□	□	□	
法第40条		法第40条の条例で定められた制限に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る建築物の敷地、構造又は建築設備に関する事項			□	□	□	□	
法第43条		確認申請書	主要用途							
		付近見取図	方位、道路及び目標となる地物							
			敷地の位置							
			隣地にある建築物の位置及び用途			□		□		
		配置図	敷地境界線							
			敷地と敷地の接する道との高低差							
			敷地の接する道路の位置及び幅員							
			敷地の道路に接する部分及びその長さ							
	第１項ただし書	法第43条第１項ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項			□		□		
	第２項	法第43条第２項の条例で定められた制限に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る建築物の敷地が接する道路の幅員、その敷地が道路に接する部分の長さその他その敷地又は建築物と道路との関係に関する事項			□		□		
法第43条の２		法第43条の２の条例で定められた制限に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項			□	□	□	□	
法第44条		確認申請書	主要用途							
		付近見取図	方位、道路及び目標となる地物							
			敷地の位置							
			隣地にある建築物の位置及び用途							
		配置図	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別			□		□		
			敷地の接する道路の位置及び幅員							
		二面以上の断面図	敷地境界線							
			敷地の接する道路の位置及び幅員							
			建築物の各部分の高さ							
		地盤面算定表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ							
	第１項第２号から第４号まで	法第44条第１項第２号若しくは第４号の許可又は第３号の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可又は認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項			□		□		
法第47条		確認申請書	主要用途							
		付近見取図	方位、道路及び目標となる地物							
			敷地の位置							
			隣地にある建築物の位置及び用途							
		配置図	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別							
			壁面線							
			申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置			□		□		
			門又は塀の位置及び高さ							
		二面以上の断面図	敷地境界線							
			地盤面							
			建築物の各部分の高さ							
			壁面線							
			門又は塀の位置及び高さ							
		地盤面算定表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ							
	ただし書	法第47条ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項			□		□		
		確認申請書	主要用途							
		付近見取図	方位、道路及び目標となる地物							
			敷地の位置							
			隣地にある建築物の位置及び用途							

法第48条		配置図	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別				□		□		
		各階平面図	各室の用途及び床面積								
		床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法								
		危険物の数量表	危険物の種類及び数量								
		工場・事業調書	事業の種類								
	第１項から第12項までのただし書	法第48条第１項から第12項までのただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項				□		□		
法第49条		法第49条第１項又は第２項の条例で定められた制限に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る建築物の用途に関する事項				□		□		
法第49条の２		法第49条の２の条例で定められた制限に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る建築物の用途に関する事項				□		□		
法第50条		法第50条の条例で定められた制限に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る建築物の敷地、構造又は建築設備に関する事項				□		□		
法第51条		確認申請書	主要用途				□		□		
		付近見取図	方位、道路及び目標となる地物								
			敷地の位置								
			隣地にある建築物の位置及び用途								
		配置図	敷地境界線								
			都市計画において定められた法第51条に規定する建築物の敷地の位置								
		卸売市場等の用途に供する建築物調書	法第51条に規定する建築物の用途及び規模								
	ただし書	法第51条ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項				□		□		
第52条		確認申請書	敷地面積				□		□		
			主要用途								
			延べ面積								
		付近見取図	方位、道路及び目標となる地物								
			敷地の位置								
			隣地にある建築物の位置及び用途								
		配置図	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別								
			敷地の接する道路の位置及び幅員								
			法第52条第12項の壁面線等								
			令第135条の18に掲げる建築物の部分の位置、高さ及び構造								
		各階平面図	各室の用途及び床面積								
		床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法								
		二面以上の断面図	各階の床及び天井（天井のない場合は、屋根）の高さ								
		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法								
		地盤面算定表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ								
	第８項	法第52条第８項第２号に規定する空地のうち道路に接して有効な部分（以下「道路に接して有効な部分」という。）の配置図	敷地境界線				□		□		
			法第52条第８項第２号に規定する空地の面積及び位置								
			道路に接して有効な部分の面積及び位置								
			敷地内における工作物の位置								
			敷地の接する道路の位置								
	第９項	法第52条第９項に規定する特定道路（以下単に「特定道路」という。）の配置図	敷地境界線				□		□		
			前面道路及び前面道路が接続する特定道路の位置及び幅員								
			当該特定道路から敷地が接する前面道路の部分の直近の端までの延長								
	第10項、第11項又は第14項	法第52条第10項、第11項又は第14項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項				□		□		
法第53条		確認申請書	主要用途				□		□		
			敷地面積								
			建築面積								
		付近見取図	方位、道路及び目標となる地物								
			敷地の位置								
			隣地にある建築物の位置及び用途								
		配置図	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別								
			敷地の接する道路の位置及び幅員								
		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法								
		建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法								
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法								
	第４項又は第５項第３号	法第53条第４項又は第５項第３号の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項				□		□		
法第53条の２		確認申請書	主要用途				□		□		
			敷地面積								
		付近見取図	方位、道路及び目標となる地物								
			敷地の位置								
			隣地にある建築物の位置及び用途								

		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法								
		配置図	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別								
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法								
	第１項第３号又は第４号	法第53条の２第１項第３号又は第４号の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項			□		□			
法第54条		確認申請書	主要用途			□		□			
		付近見取図	方位、道路及び目標となる地物								
			敷地の位置								
			隣地にある建築物の位置及び用途								
		配置図	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別								
			都市計画において定められた外壁の後退距離の限度の線								
			申請に係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置								
			令第135条の20に掲げる建築物又はその部分の用途、高さ及び床面積								
			申請に係る建築物又はその部分の外壁又はこれに代わる柱の中心線及びその長さ								
法第55条		確認申請書	主要用途			□		□			
			建築物の高さ等								
		付近見取図	方位、道路及び目標となる地物								
			敷地の位置								
			隣地にある建築物の位置及び用途								
		配置図	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別								
			土地の高低及び申請に係る建築物の各部分の高さ								
		二面以上の断面図	建築物の各部分の高さ								
			土地の高低								
		地盤面算定表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ								
	第２項又は第３項第１号若しくは第２号	法第55条第２項の認定又は第３項第１号若しくは第２号の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項			□		□			
法第56条		確認申請書	主要用途			□		□			
			建築物の高さ等								
		付近見取図	方位、道路及び目標となる地物								
			敷地の位置								
			隣地にある建築物の位置及び用途								
			令第131条の２第１項に規定する街区の位置								
		配置図	方位								
			敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別								
			建築物の各部分の高さ								
			敷地の接する道路の位置及び幅員								
			法第56条第１項第２号に規定する水平距離のうち最小のものに相当する距離								
			令第130条の12に掲げる建築物の部分の用途、位置、高さ、構造及び床面積								
			法第56条第２項に規定する後退距離								
			前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水面その他これらに類するものの位置								
			北側の前面道路の反対側又は北側の隣地にある水面、線路敷その他これらに類するものの位置								
			土地の高低								
		各階平面図	各室の用途及び床面積								
		床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法								
		二面以上の断面図	前面道路の路面の中心の高さ								
			建築物の各部分の高さ								
			令第135条の２第２項、令第135条の３第２項又は令第135条の４第２項の規定により特定行政庁が規則において定める前面道路の位置								
			敷地の接する道路の位置及び幅員								
			前面道路の中心線								
			擁壁の位置								
			土地の高低								
			令第130条の12に掲げる建築物の部分の用途、位置、高さ、構造及び床面積								
			法第56条第１項第２号に規定する水平距離のうち最小のものに相当する距離								
			法第56条第２項に規定する後退距離								
			前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水面その他これらに類するものの位置								
			北側の前面道路の反対側又は北側の隣地にある水面、線路敷その他これらに類するものの位置								
		地盤面算定表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ								
		申請に係る建築物と道路高さ制限適合建築物の天空率の差が最も近い算定位置（以下「道路高さ制限近接点」という。）における水平投影位置確認表	申請に係る建築物の各部分の高さ								
			道路高さ制限近接点から申請に係る建築物の各部分までの水平距離、仰角及び方位角								

	第7項	申請に係る建築物と隣地高さ制限適合建築物の天空率の差が最も近い算定位置（以下「隣地高さ制限近接点」という。）における水平投影位置確認表	申請に係る建築物の各部分の高さ			□		□			
			隣地高さ制限近接点から申請に係る建築物の各部分までの水平距離、仰角及び方位角								
		申請に係る建築物と北側高さ制限適合建築物の天空率の差が最も近い算定位置（以下「北側高さ制限近接点」という。）における水平投影位置確認表	申請に係る建築物の各部分の高さ								
			北側高さ制限近接点から申請に係る建築物の各部分までの水平距離、仰角及び方位角								
	第２項又は第３項	令第131条の２第２項又は第３項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る申請に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項			□		□			
法第56条の2		確認申請書	主要用途			□		□			
			建築物の高さ等								
		付近見取図	方位、道路及び目標となる地物								
			敷地の位置								
			隣地にある建築物の位置及び用途								
		配置図	方位								
			敷地境界線及び敷地内における建築物の位置								
			建築物の各部分の高さ								
			軒の高さ								
			土地の高低								
			敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅員								
			建築物の各部分からの真北方向の敷地境界線までの水平距離								
		日影図	方位								
			敷地境界線								
			敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅員								
			敷地内における建築物の位置								
			建築物の各部分の高さ								
			建築物の各部分からの真北方向の敷地境界線までの水平距離								
			土地の高低								
		二面以上の断面図	建築物の各部分の高さ								
			各階の床及び天井（天井のない場合は、屋根）の高さ								
		地盤面算定表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ								
		平均地盤面算定表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ								
	第１項ただし書	法第56条の２第１項ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項			□		□			
法第57条		確認申請書	主要用途			□		□			
		付近見取図	方位、道路及び目標となる地物								
			敷地の位置								
			隣地にある建築物の位置及び用途								
		配置図	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別								
			道路の位置								
		二面以上の断面図	建築物の各部分の高さ								
			道路の位置								
	第1項	法第57条第１項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る申請に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項			□		□			
法第57条の２		確認申請書	主要用途			□		□			
		付近見取図	方位、道路及び目標となる地物								
			敷地の位置								
			隣地にある建築物の位置及び用途								
		配置図	敷地境界線								
			特例敷地の位置								
法第57条の４		確認申請書	主要用途			□		□			
			建築物の高さ等								
		付近見取図	方位、道路及び目標となる地物								
			敷地の位置								
			隣地にある建築物の位置及び用途								
		配置図	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別								
			土地の高低及び申請に係る建築物の各部分の高さ								
		二面以上の断面図	建築物の各部分の高さ								
			土地の高低								
		地盤面算定表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ								
	第１項ただし書	法第57条の４第１項ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項			□		□			
法第57条の５		確認申請書	敷地面積			□		□			
			主要用途								
			建築面積								
		付近見取図	方位、道路及び目標となる地物								
			敷地の位置								
			隣地にある建築物の位置及び用途								

		配置図	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別								
		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法								
		建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法								
法第58条		確認申請書	主要用途			□		□			
			建築物の高さ等								
		付近見取図	方位、道路及び目標となる地物								
			敷地の位置								
			隣地にある建築物の位置及び用途								
		配置図	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別								
			土地の高低及び申請に係る建築物の各部分の高さ								
		二面以上の断面図	建築物の各部分の高さ								
			土地の高低								
		地盤面算定表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ								
法第59条		確認申請書	主要用途			□		□			
			建築物の高さ等								
			敷地面積								
			建築面積								
		付近見取図	方位、道路及び目標となる地物								
			敷地の位置								
			隣地にある建築物の位置及び用途								
		配置図	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別								
			高度利用地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置								
			申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置								
			国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置								
		二面以上の断面図	建築物の各部分の高さ								
			高度利用地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置								
			国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置								
		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法								
		建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法								
		地盤面算定表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ								
	第１項第３号又は第４項	法第59条第１項第３号又は第４項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項			□		□			
法第59条の２		法第59条の２第１項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項			□		□			
法第60条		確認申請書	敷地面積			□		□			
			主要用途								
			建築物の高さ等								
			延べ面積								
		付近見取図	方位、道路及び目標となる地物								
			敷地の位置								
			隣地にある建築物の位置及び用途								
		配置図	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別								
			土地の高低及び申請に係る建築物の各部分の高さ								
			特定街区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置								
			申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置								
			国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置								
		二面以上の断面図	各階の床及び天井（天井のない場合は、屋根）の高さ並びに建築物の各部分の高さ								
			特定街区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置								
			国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置								
			土地の高低								
		各階平面図	各室の用途及び床面積								
		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法								
		床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法								
		地盤面算定表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ								
法第60条の２		確認申請書	敷地面積			□		□			
			主要用途								
			建築面積								
			建築物の高さ等								
		付近見取図	方位、道路及び目標となる地物								
			敷地の位置								
			隣地にある建築物の位置及び用途								
		配置図	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別								
			土地の高低及び申請に係る建築物の各部分の高さ								
			都市再生特別地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置								
			申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置								
			国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置								

		二面以上の断面図	建築物の各部分の高さ			□		□		
			都市再生特別地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置							
			土地の高低							
			国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置							
		地盤面算定表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ							
		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法							
		建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法							
	第１項第３号	法第60条の２第１項第３号の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項			□		□		
法第61条		確認申請書	防火地域			□	□	□	□	
			延べ面積							
			用途							
			階数							
		配置図	敷地内の建築物の位置							
			申請にかかる建築物と他の建築物の別							
		各階平面図	各室の床面積							
			延焼のおそれのある部分							
			開口部及び防火設備の位置							
			耐力壁及び非耐力壁の位置							
			外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ							
		床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式							
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面及び防火設備の構造、材料の種別及び寸法							
	ただし書	確認申請書	延べ面積			□		□		
			用途							
			階数							
		床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式							
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部、軒裏及び門又は塀の断面の構造及び材料の種別							
法第62条	第１項	確認申請書	防火地域			□	□	□	□	
			延べ面積							
			階数							
		配置図	令第136条の２第１号に規定する隣地境界線等及び道路中心線の位置							
		各階平面図	開口部及び防火設備の位置							
			令第136条の２第８号に規定する区画の位置							
		床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式							
		二面以上の断面図	換気孔の位置及び面積							
			窓の位置及び面積							
		二面以上の立面図	令第136条の２第２号に規定する開口部の面積							
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部、軒裏、床及びその直下の天井、屋根及びその直下の天井の断面並びに防火設備の構造、材料の種別及び寸法							
		令第136条の２第１号に係る認定書の写し								
	第２項	確認申請書	防火地域			□		□		
			構造							
		配置図	延焼のおそれのある部分の門又は塀の位置							
		二面以上の立面図	延焼のおそれのある部分の門又は塀の位置							
		耐火構造等の構造詳細図	外壁及び軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法							
法第63条		確認申請書	防火地域			□		□		
			用途							
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法							
		法第63条に係る認定書の写し								
法第64条		確認申請書	防火地域			□	□	□	□	
		各階平面図	開口部及び防火設備の位置							
			外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ							
			延焼のおそれのある部分							
		耐火構造等の構造詳細図	防火設備の構造、材料の種別及び寸法							
		法第64条に係る認定書の写し								
法第65条		確認申請書	防火地域			□		□		
		配置図	隣地境界線の位置							
		耐火構造等の構造詳細図	外壁の断面の構造、材料の種別及び寸法							
法第66条		確認申請書	防火地域			□		□		
		配置図	看板等の位置							
		二面以上の立面図	看板等の高さ							
		耐火構造等の構造詳細図	看板等の材料の種別							
法第67条		確認申請書	防火地域			□		□		
		各階平面図	防火壁の位置							
		耐火構造等の構造詳細図	防火壁の断面の構造、材料の種別及び寸法							
		確認申請書	敷地面積							
			主要用途							
			建築物の高さ等							
		付近見取図	方位、道路及び目標となる地物							
			敷地の位置							
			隣地にある建築物の位置及び用途							
			敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別							
			土地の高低及び申請に係る建築物の各部分の高さ							

法第67条の２		配置図	特定防災街区整備地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置			□		□			
			申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置								
			敷地の接する防災都市計画施設の位置								
			申請に係る建築物の防災都市計画施設に面する部分及びその長さ								
			敷地の防災都市計画施設に接する部分及びその長さ								
		地盤面算定表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ								
		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法								
		防災都市計画施設に面する方向の立面図	建築物の防災都市計画施設に係る間口率の最低限度以内の部分の位置								
			建築物の高さの最低限度より低い高さの建築物の部分（建築物の防災都市計画施設に係る間口率の最低限度を超える部分を除く。）の構造								
			建築物の防災都市計画施設に面する部分及びその長さ								
			敷地の防災都市計画施設に接する部分及びその長さ								
			敷地に接する防災都市計画施設の位置								
		二面以上の断面図	建築物の各部分の高さ								
			特定防災街区整備地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置								
			土地の高低								
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法								
	第３項第２号、第５項第２号又は第９項第２号	法第67条の２第３項第２号、第５項第２号又は第９項第２号の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項			□		□			
法第68条		確認申請書	敷地面積			□		□			
			主要用途								
		付近見取図	方位、道路及び目標となる地物								
			敷地の位置								
			隣地にある建築物の位置及び用途								
		配置図	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別								
			土地の高低及び申請に係る建築物の各部分の高さ								
			景観地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置								
			申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置								
		二面以上の断面図	建築物の各部分の高さ								
			土地の高低								
			景観地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置								
		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法								
		地盤面算定表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ								
	第１項第２号、第２項第２号若しくは第３項第２号又は第５項	法第68条第１項第２号、第２項第２号若しくは第３項第２号の許可又は第５項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可又は認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項			□		□			
法第68条の２		法第68条の２第１項の条例で定められた制限に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項			□		□			
法第68条の３		確認申請書	許可・認定等			□		□			
		法第68条の３第１項から第３項までの認定又は第４項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項								
法第68条の４		確認申請書	許可・認定等			□		□			
		法第68条の４の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項								
法第68条の５		確認申請書	その他の区域、地域、地区又は街区			□		□			
法第68条の５の２		確認申請書	許可・認定等			□		□			
			その他の区域、地域、地区又は街区								
		法第68条の５の２第２項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項								
法第68条の５の３		確認申請書	その他の区域、地域、地区又は街区			□		□			
			主要用途								
法第68条の５の４		確認申請書	許可・認定等			□		□			
		法第68条の５の４第１項又は第２項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項								
法第68条の５の５		確認申請書	許可・認定等			□		□			
		法第68条の５の５の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項								
法第68条の７		確認申請書	許可・認定等			□		□			
		法第68条の７第５項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項								
法第68条の９		法第68条の９第１項又は第２項の条例で定められた制限に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項			□		□			

法第84条の２		確認申請書	防火地域			□		□		
		配置図	敷地境界線の位置							
		各階平面図	各室の床面積							
			壁及び開口部の位置							
			延焼のおそれのある部分							
		床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式							
		二面以上の立面図	常時開放されている開口部の位置							
		二面以上の断面図	塀その他これに類するものの高さ及び材料の種別							
		耐火構造等の構造詳細図	柱、はり、外壁及び屋根の断面の構造及び材料の種別							
			令第136条の10第３号ハに規定する屋根の構造							
法第85条		法第85条第５項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	仮設建築物の許可の内容に関する事項			□		□		
法第85条の２		景観法第19条第１項の規定により景観重要建造物として指定されていることの確認に必要な図書	景観重要建造物としての指定の内容に関する事項			□		□		
法第85条の３		文化財保護法第143条第１項後段に規定する条例の内容に適合することの確認に必要な図書	当該条例に係る制限の緩和の内容に関する事項			□		□		
法第86条		法第86条第１項若しくは第２項の認定又は法第３項若しくは第４項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項			□		□		
法第86条の２		法第86条の２第１項の認定又は法第86条の２第２項若しくは第３項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項			□		□		
法第86条の４		法第86条第１項から第４項まで又は法第86条の２第１項から第３項までの認定又は許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項			□		□		
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法							
法第86条の６		法第86条の６第２項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項			□		□		
法第86条の７		既存不適格調書	既存建築物の基準時及びその状況に関する事項			□		□		
	令第137条の２	令第137条の２第１号イ又はロの規定の内容に適合することの確認に必要な図書	令第137条の２第１号イ又はロに規定する構造方法の内容に関する事項			□		□		
		各階平面図	増築又は改築に係る部分							
	令第137条の３	各階平面図	基準時以後の増築又は改築に係る部分			□		□		
	令第137条の４	各階平面図	基準時以後の増築又は改築に係る部分			□		□		
	令第137条の４の３	各階平面図	増築又は改築に係る部分			□		□		
			石綿が添加されている部分							
		二面以上の断面図	石綿が添加された建築材料を被覆し又は添加された石綿を建築材料に固着する措置							
	令第137条の５	各階平面図	増築又は改築に係る部分			□		□		
	令第137条の６	各階平面図	増築又は改築に係る部分			□		□		
		二面以上の断面図	改築に係る部分の建築物の高さ及び基準時における当該部分の建築物の高さ							
	令第137条の７	敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式			□		□		
		建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式							
		危険物の数量表	危険物の種類及び数量							
		工場・事業調書	事業の種類							
	令第137条の８	各階平面図	増築前における自動車車庫等の用途に供しない部分			□		□		
			増築又は改築後における自動車車庫等の用途に供する部分							
	令第137条の９	各階平面図	改築に係る部分			□		□		
		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式							
		建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式							
	令第137条の10	耐火構造等の構造詳細図	増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏の構造、材料の種別及び寸法			□		□		
		各階平面図	基準時以後の増築又は改築に係る部分							
	令第137条の11	耐火構造等の構造詳細図	増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏の構造、材料の種別及び寸法			□		□		
		面積表	基準時以後の増築又は改築に係る部分							
	令第137条の12	各階平面図	石綿が添加されている部分			□		□		
	令第137条の14	各階平面図	防火設備の位置			□	□	□	□	
		二面以上の断面図	令第137条の14第１号に規定する構造方法							
		耐火構造等の構造詳細図	床又は壁の断面の構造、材料の種別及び寸法							
法第86条の９第２項		現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨を証する書面	現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨			□	□	□	□	
消防法第９条		消防法第９条の市町村条例の規定に適合することの確認に必要な図書	当該市町村条例で定められた火災の予防の為に必要な事項			□	□	□	□	
		各階平面図	住宅用防災機器の位置及び種類							

消防法第９条の２	消防法第９条の２第２項の市町村条例の規定に適合することの確認に必要な図書	当該市町村条例で定められた住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準その他住宅における火災の予防のために必要な事項			□	□	□	□	
消防法第15条	各階平面図	特定防火設備の位置及び構造			□	□	□	□	
		消火設備の位置							
		映写機用排気筒及び室内換気筒の位置及び材料							
		格納庫の位置							
		映写窓の構造							
		映写室の寸法							
		映写室の出入口の幅							
		映写室である旨を表示した標識及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板の位置及び構造							
	二面以上の断面図	映写室の天井の高さ							
		映写室の出入口の高さ							
	構造詳細図	映写室の壁、柱、床及び天井の断面の構造、材料の種別及び寸法							
消防法第17条	消防法第17条第１項の規定に適合することの確認に必要な図書	当該規定に係る消防用設備等の技術上の基準に関する事項			□		□		
	消防法第17条第２項の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る消防用設備等の技術上の基準に関する事項							
	消防法第17条第３項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る消防用設備等に関する事項							
屋外広告物法第３条	屋外広告物法第３条第１項から第３項までの条例の規定に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る広告物の表示又は掲出物件の設置に関する事項			□		□		
屋外広告物法第４条	屋外広告物法第４条の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る広告物の表示又は掲出物件の設置に関する事項			□		□		
屋外広告物法第５条	屋外広告物法第５条の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る広告物の形状、面積、意匠その他表示の方法又は掲出物件の形状その他設置の方法に関する事項			□		□		
港湾法第40条第１項	港湾法第40条第１項の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る建築物その他の構築物に関する事項			□		□		
高圧ガス保安法第24条	各階平面図	一般高圧ガス保安規則第52条に規定する燃焼器に接続する配管の配置							
		一般高圧ガス保安規則第52条に規定する家庭用設備の位置			□		□		
	家庭用設備の構造詳細図	閉止弁と燃焼器との間の配管の構造							
		硬質管以外の管と硬質管とを接続する部分の締付状況							
ガス事業法第40条の４	各階平面図	ガス事業法施行規則第108条第１号に規定する燃焼器（以下この項において単に「燃焼器」という。）の排気筒又は排気フードの位置							
		給気口その他給気上有効な開口部の位置及び構造							
		密閉燃焼式の燃焼器の給排気部の位置及び構造							
	二面以上の断面図	燃焼器の排気筒の高さ							
		燃焼器の排気筒又は密閉燃焼式の燃焼器の給排気部が外壁を貫通する箇所の構造							
	消費機器の仕様書	燃焼器の種類							
		ガスの消費量							
		燃焼器出口の排気ガスの温度							
		特定地下街等又は特定地下室等に設置する燃焼器と接続するガス栓における過流出安全機構の有無							
		ガス事業法施行規則第108条第10号に規定する自動ガス遮断装置の有無							
		ガス事業法施行規則第108条第10号に規定するガス漏れ警報装置の有無			□		□		
	消費機器の構造詳細図	燃焼器の排気筒の構造及び取付状況							
		燃焼器の排気筒を構成する各部の接続部並びに排気筒及び排気扇の接続部の取付状況							
		燃焼器と直接接続する排気扇と燃焼器との取付状況							
		密閉燃焼式の燃焼器の給排気部（排気に係るものに限る。）を構成する各部の接続部並びに給排気部及び燃焼器のケーシングの接続部の取付状況							
		燃焼器の排気筒に接続する排気扇が停止した場合に燃焼器へのガスの供給を自動的に遮断する装置の位置							
		ガス事業法施行規則第106条第２号イに規定する建物区分のうち特定地下街等又は特定地下室等に設置する燃焼器とガス栓との接続状況							
	消費機器の使用材料表	燃焼器の排気筒に用いる材料の種別							
		燃焼器の排気筒に接続する排気扇に用いる材料の種別							
		密閉燃焼式の燃焼器の給排気部（排気に係るものに限る。）に用いる材料の種別							
駐車場法第20条	駐車場法第20条第１項又は第２項の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る駐車施設に関する事項			□		□		
水道法第16条	給水装置の構造詳細図	水道法第16条に規定する給水装置（以下この項において単に「給水装置」という。）の構造			□		□		
	給水装置の使用材料表	給水装置の材質							
下水道法第10条第１項	配置図	下水道法第10条第１項に規定する排水設備（以下この項において単に「排水設備」という。）の位置			□		□		
	排水設備の構造詳細図	排水設備の構造							

下水道法第30条第１項	配置図	下水道法第30条第１項に規定する排水施設（以下この項において単に「排水施設」という。）の位置			□		□		
	排水施設の構造詳細図	排水施設の構造							
宅地造成等規制法第８条第１項	宅地造成等規制法第８条第１項の規定に適合していることを証する書面	宅地造成等規制法第８条第１項の規定に適合していること			□		□		
宅地造成等規制法第12条第１項	宅地造成等規制法第12条第１項の規定に適合していることを証する書面	宅地造成等規制法第12条第１項の規定に適合していること			□		□		
流通業務市街地の整備に関する法律第５条第１項	流通業務市街地の整備に関する法律第５条第１項の規定に適合していることを証する書面	流通業務市街地の整備に関する法律第５条第１項の規定に適合していること			□		□		
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の２	配置図	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第18条第１号に規定する貯蔵設備及び同条第３号に規定する貯槽並びに第１条第６号に規定する第一種保安物件及び同条第７号に規定する第二種保安物件の位置			□		□		
		供給管の配置							
	供給設備の仕様書	貯蔵設備の貯蔵能力							
		貯蔵設備、気化装置及び調整器が供給しうる液化石油ガスの数量							
		一般消費者等の液化石油ガスの最大消費数量							
	供給設備の構造詳細図	貯蔵設備の構造							
		バルブ、集合装置、気化装置、供給管及びガス栓の構造							
	供給設備の使用材料表	貯蔵設備に用いる材料の種別							
	消費設備の構造詳細図	消費設備の構造							
都市計画法第29条第１項又は第２項	都市計画法第29条第１項又は第２項の規定に適合していることを証する書面	都市計画法第29条第１項又は第２項の規定に適合していること			□		□		
都市計画法第35条の２第１項	都市計画法第35条の２第１項の規定に適合していることを証する書面	都市計画法第35条の２第１項の規定に適合していること			□		□		
都市計画法第41条第２項（同法第35条の２第４項において準用する場合を含む。）	都市計画法第41条第２項の規定に適合していることを証する書面	都市計画法第41条第２項の規定に適合していること			□		□		
都市計画法第42条（同法第53条第２項及び附則第５項において準用する場合を含む。）	都市計画法第42条の規定に適合していることを証する書面	都市計画法第42条の規定に適合していること			□		□		
都市計画法第43条第１項	都市計画法第43条第１項の規定に適合していることを証する書面	都市計画法第43条第１項の規定に適合していること			□		□		
都市計画法第53条第１項	都市計画法第53条第１項の許可を受けたことの確認に必要な図書	都市計画法第53条第１項の規定に適合していること			□		□		
特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第５条第１項（同条第５項において準用する場合を含む。）	構造詳細図	窓及び出入口の構造			□		□		
		排気口、給気口、排気筒及び給気筒の構造							
特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第５条第２項及び第３項（同条第５項において準用する場合を含む。）	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第５条第２項ただし書の許可を受けたことの確認に必要な図書	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第５条第２項の規定に適合していること			□		□		
自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第５条第４項	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第５条第４項の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る駐車施設に関する事項			□		□		
浄化槽法第３条の２第１項	配置図	浄化槽法第３条の２第１項に規定する浄化槽からの放流水の放流先又は放流方法			□		□		
特定都市河川浸水被害対策法第８条	配置図	特定都市河川浸水被害対策法第８条に規定する排水設備（以下この項において単に「排水設備」という。）の配置							
	特定都市河川浸水被害対策法第８条の条例で定められた制限に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る排水設備に関する事項			□		□		
		移動等円滑化促進法施行令第16条に規定する敷地内の通路の構造							

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条	配置図	移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の構造			□		□		
		車いす使用者用駐車施設の位置及び寸法							
	各階平面図	客室の数							
		移動等円滑化経路及び視覚障害者移動等円滑化経路の位置							
		車いす使用者用客室及び案内所の位置							
		移動等円滑化促進法施行令第18条第２項第６号及び第19条に規定する標識の位置							
		移動等円滑化促進法施行令第20条第１項に規定する案内板その他の設備の位置							
		移動等円滑化促進法施行令第20条第２項に規定する設備の位置							
		移動等円滑化経路を構成する出入口、廊下等及び傾斜路の構造							
		移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーの構造							
		車いす使用者用客室の便所及び浴室等の構造							
		移動等円滑化促進法施行令第14条に規定する便所の位置及び構造							
		階段、踊り場、手すり等及び階段に代わる傾斜路の位置及び構造							
都市緑地法第35条	都市緑地法第35条の規定に適合していることを証する書面	都市緑地法第35条の規定に適合していること			□		□		
都市緑地法第36条	都市緑地法第36条の規定に適合していることを証する書面	都市緑地法第36条の規定に適合していること			□		□		
都市緑地法第39条第１項	都市緑地法第39条第２項の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る建築物の緑化率に関する事項			□		□		
令第108条の３	各階平面図	開口部の位置及び寸法			□		□		
		防火設備の種別							
	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法							
	使用建築材料表	令第108条の３第２項第１号に規定する部分の表面積並びに当該部分に使用する建築材料の種別及び発熱量							
	令第108条の３第１項第２号に係る認定書の写し								
	令第108条の３第４項に係る認定書の写し								
令第129条の２	各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置			□		□		
	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法							
	室内仕上げ表	令第129条に規定する部分の仕上げの材料の種別及び厚さ							
	階避難安全検証法により検証した際の平面図	防火区画の位置及び面積							
		居室の出口の幅							
		各室の天井の高さ							
	階避難安全検証法により検証した際の計算書	各室の用途							
	令第129条の２第１項に係る認定書の写し								
令第129条の２の２	各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置			□		□		
	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法							
	室内仕上げ表	令第129条に規定する部分の仕上げの材料の種別及び厚さ							
	全館避難安全検証法により検証した際の平面図	防火区画の位置及び面積							
		居室の出口の幅							
		各階の天井の高さ							
	全館避難安全検証法により検証した際の計算書	各室の用途							
	令第129条の２の２第１項に係る認定書の写し								
施行規則第１条の３第１項第１号イ、同号ロ（１）若しくは（２）又は表３の各項	施行規則第１条の３第１項第１号イ、同号ロ（１）若しくは（２）又は表３の各項に係る認定書の写し				□		□		
施行規則第８条の３	施行規則第８条の３に係る認定書の写し				□		□		

（備考）	

工作物等完了検査チェックシート

※適の場合はレ

（い）	（ろ）		検査日付		検査方法		適否		備考
	図書の種類	記載事項	工事施工者	工事監理者	目視検査	動作確認	目視検査	動作確認	
令第139条	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物			□		□		
	配置図	方位							
		敷地境界線、申請に係る工作物の位置並びに申請に係る工作物と他の建築物及び工作物との別							
		土地の高低及び申請に係る工作物の各部分の高さ							
		煙突等の位置、寸法及び構造方法							
	平面図又は横断面図	主要部分の材料の種別及び寸法							
		煙突等の各部の位置及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び平面形状							
		近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法							
		構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別							
	側面図又は縦断面図	工作物の高さ							
		主要部分の材料の種別及び寸法							
		煙突等の各部の高さ及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び立面形状							
		近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法							
		構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法							
	構造詳細図	主要部分の材料の種別及び寸法							
		構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口並びに溶接の構造方法							
		鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法							
		鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ							
		管の接合方法、支枠及び支線の緊結							
	基礎伏図	基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法							
	敷地断面図及び基礎・地盤説明書	支持地盤の種別及び位置							
		基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置							
		基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出根拠							
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別							
		くいに用いるさび止め又は防腐措置							
	施工方法等計画書	打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対する構造耐力上の安全性を確保するための措置							
		コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法							
		コンクリートの型枠の取外し時期及び方法							
	令第38条第３項若しくは第４項、令第39条第２項、令第66条、令第67条第２項、令第69条、令第73条第２項ただし書、令第79条第２項、令第79条の３第２項、令第80条の２又は令第139条第１項第４号イの規定に適合することの確認に必要な図書	令第38条第３項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項							
		令第38条第４項の構造計算の結果及びその算出方法							
		令第39条第２項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項							
		令第66条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項							
		令第67条第２項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項							
		令第69条の構造計算の結果及びその算出方法							
		令第73条第２項ただし書に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項							
		令第79条第２項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項							
		令第79条の３第２項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項							
		令第80条の２に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項							
		令第139条第１項第４号イの構造計算の結果及びその算出方法							
	令第139条第１項第３号又は第４号ロに係る認定書の写し								
令第140条	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物			□		□		
	配置図	方位							
		敷地境界線、申請に係る工作物の位置並びに申請に係る工作物と他の建築物及び工作物との別							
		土地の高低及び申請に係る工作物の各部分の高さ							
		鉄筋コンクリート造等の柱の位置、構造方法及び寸法							
	平面図又は横断面図	主要部分の材料の種別及び寸法							
		鉄筋コンクリート造等の柱の各部の位置及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び平面形状							
		近接又は接合する建築物又は工作物の位置、構造方法及び寸法							
		構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別							
	側面図又は縦断面図	工作物の高さ							
		主要部分の材料の種別及び寸法							
		鉄筋コンクリート造等の柱の各部の高さ及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び立面形状							
		近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法							
		構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法							
	構造詳細図	主要部分の材料の種別及び寸法							
		構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口並びに溶接の構造方法							
		鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法							
		鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ							
		管の接合方法、支枠及び支線の緊結							
	基礎伏図	基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法							
	敷地断面図及び基礎・地盤説明書	支持地盤の種別及び位置							
		基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置							
		基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出根拠							
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別							
	施工方法等計画書	打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対する構造耐力上の安全性を確保するための措置							
		コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法							
		コンクリートの型枠の取外し時期及び方法							

	令第38条第３項若しくは第４項、令第39条第２項、令第40条ただし書、令第47条第１項、令第66条、令第67条第２項、令第69条、令第73条第２項ただし書、令第79条第２項、令第79条の３第２項又は令第139条第１項第４号イの規定に適合することの確認に必要な図書	令第38条第３項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項						
		令第38条第４項の構造計算の結果及びその算出方法						
		令第39条第２項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項						
		令第40条ただし書に規定する用途又は規模への適合性審査に必要な事項						
		令第47条第１項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項						
		令第66条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項						
		令第67条第２項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項						
		令第69条の構造計算の結果及びその算出方法						
		令第73条第２項ただし書に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項						
		令第79条第２項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項						
		令第79条の３第２項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項						
		令第139条第１項第４号イの構造計算の結果及びその算出方法						
	令第140条第２項において準用する令第139条第１項第３号又は第４号ロに係る認定書の写し							
令第141条	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物		□		□		
	配置図	方位						
		敷地境界線、申請に係る工作物の位置並びに申請に係る工作物と他の建築物及び工作物との別						
		土地の高低及び申請に係る工作物の各部分の高さ						
		広告塔又は高架水槽等の各部の位置、構造方法及び寸法						
	平面図又は横断面図	主要部分の材料の種別及び寸法						
		広告塔又は高架水槽等の各部の位置及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び平面形状						
		近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法						
		構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別						
	側面図又は縦断面図	工作物の高さ						
		主要部分の材料の種別及び寸法						
		広告塔又は高架水槽等の各部の高さ及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び立面形状						
		近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法						
		構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法						
	構造詳細図	主要部分の材料の種別及び寸法						
		構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口並びに溶接の構造方法						
		鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法						
		鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ						
	基礎伏図	基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法						
	敷地断面図及び基礎・地盤説明書	支持地盤の種別及び位置						
		基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置						
		基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出根拠						
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別						
	施工方法等計画書	打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対する構造耐力上の安全性を確保するための措置						
		コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法						
		コンクリートの型枠の取外し時期及び方法						
	令第38条第３項若しくは第４項、令第39条第２項、令第40条ただし書、令第42条ただし書、令第47条第１項、令第66条、令第67条第２項、令第69条、令第70条、第73条第２項ただし書、令第77条第４号若しくは第６号、令第77条の２第１項ただし書、令第79条第２項、令第79条の３第２項、令第80条の２又は令第139条第１項第４号イの規定に適合することの確認に必要な図書	令第38条第３項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項						
		令第38条第４項の構造計算の結果及びその算出方法						
		令第39条第２項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項						
		令第40条ただし書に規定する用途又は規模への適合性審査に必要な事項						
		令第42条ただし書に規定する基準への適合性審査に必要な事項						
		令第47条第１項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項						
		令第66条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項						
		令第67条第２項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項						
		令第69条の構造計算の結果及びその算出方法						
		令第70条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項						
		令第70条に規定する一の柱のみ火熱による耐力の低下によって建築物全体が容易に倒壊するおそれがある場合として国土交通大臣が定める場合に該当することを確認するために必要な事項						
		令第73条第２項ただし書に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項						
		令第77条第４号及び第６号に規定する基準への適合性審査に必要な事項						
		令第77条の２第１項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法						
		令第79条第２項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項						
		令第79条の３第２項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項						
		令第80条の２に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項						
		令第139条第１項第４号イの構造計算の結果及びその算出方法						
	令第141条第２項において準用する令第139条第１項第３号又は第４号ロに係る認定書の写し							
	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物						
	配置図	方位						
		敷地境界線、申請に係る工作物の位置並びに申請に係る工作物と他の建築物及び工作物との別						
		土地の高低及び申請に係る工作物の各部分の高さ						
		擁壁の各部の位置、寸法及び構造方法						
	平面図又は横断面図	主要部分の材料の種別及び寸法						
		がけ及び擁壁の位置及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び平面形状						
		近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法						
		構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別						
		工作物の高さ						
		主要部分の材料の種別及び寸法						

令第142条	側面図又は縦断面図	鉄筋コンクリート造等の柱の各部の高さ及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び立面形状		□		□			
		近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法							
		構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法							
	構造詳細図	主要部分の材料の種別及び寸法							
		構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口並びに溶接の構造方法							
		鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法							
		鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ							
	基礎伏図	基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法							
	敷地断面図及び基礎・地盤説明書	支持地盤の種別及び位置							
		基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置							
		基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出根拠							
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別							
	施工方法等計画書	打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対する構造耐力上の安全性を確保するための措置							
		コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法							
		コンクリートの型枠の取外し時期及び方法							
	令第38条第３項若しくは第４項、令第39条第２項、令第79条第２項、令第80条の２又は令第142条第１項第５号の規定に適合することの確認に必要な図書	令第38条第３項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項							
		令第38条第４項の構造計算の結果及びその算出方法							
		令第39条第２項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項							
		令第79条第２項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項							
		令第80条の２に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項							
		令第142条第１項第５号の構造計算の結果及びその算出方法							
令第143条第２項	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物		□		□			
	配置図	方位							
		敷地境界線、申請に係る工作物の位置並びに申請に係る工作物と他の建築物及び工作物との別							
		土地の高低及び申請に係る工作物の各部分の高さ							
		乗用エレベーター等の位置、構造方法及び寸法							
	平面図又は横断面図	主要部分の材料の種別及び寸法							
		乗用エレベーター等の各部の位置及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び平面形状							
		近接又は接合する建築物の位置、寸法及び構造方法							
		構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別							
	側面図又は縦断面図	工作物の高さ							
		主要部分の材料の種別及び寸法							
		乗用エレベーター等の各部の高さ及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び立面形状							
		近接又は接合する建築物の位置、寸法及び構造方法							
		構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法							
	構造詳細図	主要部分の材料の種別及び寸法							
		構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口並びに溶接の構造方法							
		鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法							
		鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ							
		管の接合方法、支枠及び支線の金欠							
	基礎伏図	基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法							
	敷地断面図及び基礎・地盤説明書	支持地盤の種別及び位置							
		基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置							
		基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出根拠							
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別							
	施工方法等計画書	打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対する構造耐力上の安全性を確保するための措置							
		コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法							
		コンクリートの型枠の取外し時期及び方法							
	令第38条第３項若しくは第４項、令第39条第２項、令第66条、令第67条第２項、令第69条、令第73条第２項ただし書、令第79条第２項、令第79条の３第２項、令第80条の２又は令第139条第１項第４号イの規定に適合することの確認に必要な図書	令第38条第３項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項							
		令第38条第４項の構造計算の結果及びその算出方法							
		令第39条第２項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項							
		令第66条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項							
		令第67条第２項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項							
		令第69条の構造計算の結果及びその算出方法							
		令第73条第２項ただし書に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項							
		令第79条第２項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項							
		令第79条の３第２項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項							
		令第80条の２に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項							
		令第139条第１項第４号イの構造計算の結果及びその算出方法							
	令第143条第２項において準用する令第129条の８第２項に係る認定書の写し								
	令第143条第２項において準用する令第129条の10第２項に係る認定書の写し								
	令第143条第２項において準用する令第129条の12第２項において準用する令第129条の４第１項第３号に係る認定書の写し								
	令第143条第２項において準用する令第129条の12第５項に係る認定書の写し								
	令第143条第２項において準用する令第139条第１項第３号又は第４号ロに係る認定書の写し								
令第129	平面図	エレベーターの機械室に設ける換気上有効な開口部又は換気設備の位置		□		□			
		エレベーターの機械室の出入口の構造							
		エレベーターの機械室に通ずる階段の構造							
		エレベーター昇降路の壁又は囲いの全部又は一部を有さない部分の構造							
	床面積求積図	エレベーターの機械室の床面積及び昇降路の水平投影面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式							
	エレベーターの仕様書	エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員							
		昇降行程							

	令第129条の３第１項第１号及び第２項第１号並びに令第129条の４から令第129条の10まで		エレベーターのかごの定格速度			□		□		
		エレベーターの構造詳細図	エレベーターのかごの構造							
			エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸の位置及び構造							
			非常の場合においてかご内の人を安全にかご外に救出することができる開口部の位置及び構造							
			エレベーターの駆動装置及び制御器の位置及び取付方法							
			エレベーターの制御器の構造							
			エレベーターの安全装置の位置及び構造							
			エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置							
		エレベーターのかご、昇降路及び機械室の断面図	出入口の床先とかごの床先との水平距離及びかごの床先と昇降路の壁との水平距離							
			エレベーターの昇降路内の突出物の種別、位置及び構造							
			エレベーターの機械室の床面から天井又ははりの下端までの垂直距離							
			エレベーターの機械室に通ずる階段の構造							
		エレベーターの使用材料表	エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸（構造上軽微な部分を除く。）に用いる材料の種別							
			エレベーターの機械室の出入口に用いる材料							
	令第129条の３第１項第２号及び第２項第２号並びに令第129条の12	エスカレーターの仕様書	エスカレーターの勾配及び揚程			□		□		
			エスカレーターの踏段の定格速度							
		エスカレーターの構造詳細図	通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにするための措置							
			エスカレーターの制動装置の構造							
			昇降口において踏段の昇降を停止させることができる装置の構造							
			エスカレーターの踏段の構造							
		エスカレーターの断面図	エスカレーターの踏段の両側に設ける手すりの構造							
			エスカレーターの踏段の幅及び踏段の端から当該踏段の端の側にある手すりの上端部び中心までの水平距離							
令第144条		付近見取図	方位、道路及び目標となる地物			□		□		
		配置図	方位							
			敷地境界線、申請に係る工作物の位置並びに申請に係る工作物と他の建築物及び工作物との別							
			土地の高低及び申請に係る工作物の各部分の高さ							
		平面図又は横断面図	主要部分の材料の種別及び寸法							
			運転開始及び運転終了を知らせる装置の位置							
			非常止め装置が作動した場合に、客席にいる人を安全に救出することができる位置へ客席部分を移動するための手動運転装置又は客席にいる人を安全に救出することができる通路その他の施設の位置							
			安全柵の位置及び構造並びに安全柵の出入口の戸の構造							
			遊戯施設の運転室の位置							
			遊戯施設の使用の制限に関する事項を掲示する位置							
			遊戯施設の客席部分及び主要な支持部分の位置							
			遊戯施設の客席部分の周囲の状況							
			遊戯施設の駆動装置の位置							
		側面図又は縦断面図	工作物の高さ							
			主要部分の材料の種別及び寸法							
			遊戯施設の客席部分及び主要な支持部分の構造							
			遊戯施設の客席部分の周囲の状況							
			遊戯施設の駆動装置の位置							
		遊戯施設の仕様書	遊戯施設の種類							
			客席部分の定常走行速度及び勾配若しくは平均勾配又は定常円周速度及び傾斜角度							
			遊戯施設の使用の制限に関する事項							
			遊戯施設の客席部分の数							
			遊戯施設の客席部分及び主要な支持部分に関する事項							
			遊戯施設の駆動装置及び非常止め装置に関する事項							
			遊戯施設の運転室に関する事項							
		遊戯施設の構造詳細図	主要部分の材料の種別及び寸法							
			遊戯施設の客席部分及び主要な支持部分の位置及び構造							
			遊戯施設の駆動装置の位置及び構造							
			令第144条第５号に規定する非常止め装置の位置及び構造							
			遊戯施設の乗降部分の構造又は乗降部分における客席部分に対する乗降部分の床に対する速度							
		遊戯施設の客席部分の構造詳細図	主要部分の材料の種別及び寸法							
			軌条又は索条の位置及び構造							
			定員を明示した標識の位置							
			遊戯施設の非常止め装置の位置及び構造							
			客席部分にいる人が客席部分から落下し、又は飛び出すことを防止するために講じた措置							
		遊戯施設の使用材料表	遊戯施設の客席部分及び主要な支持部分に用いる材料の種別及び厚さ							
		令第144条第１項第１号ロ又はハ（２）に係る認定書の写し								
		令第144条第２項において読み替えて準用する令第129条の４第１項第３号に係る認定書の写し								
		令第144条第１項第３号イに係る認定書の写し								
		令第144条第１項第５号に係る認定書の写し								
法第88条第１項において準用する法第37条第２号		法第88条第１項において準用する法第37条第２号に係る認定書の写し				□		□		
法第88条第２項にお		確認申請書	敷地の位置							
			工作物の概要							
			許可等							
		付近見取図	方位、道路及び目標となる地物							
			敷地の位置							
			隣地にある工作物の位置及び用途							

[illegible]いて準用する法第48条		配置図	敷地境界線、敷地内における工作物の位置及び申請に係る工作物と他の工作物との別（申請に係る工作物が令第138条第３項第２号ハからチまでに掲げるものである場合においては、当該工作物と建築物との別を含む。）			□		□		
			用途地域の境界線							
		平面図又は断面図	主要部分の寸法							
		危険物の数量表	危険物の種類及び数量							
		工場・事業調書	事業の種類							
	第１項から第12項までのただし書	法第48条第１項から第12項までのただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る工作物の構造又は用途に関する事項			□		□		
法第88条第２項において準用する法第49条		法第49条第１項又は第２項の条例で定められた制限に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る工作物の用途に関する事項			□		□		
法第88条第２項において準用する法第49条		法第49条の２の条例で定められた制限に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る工作物の用途に関する事項			□		□		
法第88条第２項において準用する法第50条		法第50条の条例で定められた制限に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る工作物の構造に関する事項			□		□		
法第88条第２項において準用する法第51条		確認申請書	敷地の位置			□		□		
			工作物の概要							
			許可等							
		付近見取図	方位、道路及び目標となる地物							
			敷地の位置							
			隣地にある工作物の位置及び用途							
		配置図	敷地境界線							
			都市計画において定められた法第51条に規定する工作物の敷地の位置							
			用途地域の境界線							
			都市計画区域の境界線							
		卸売市場等の用途に供する工作物調書	法第51条に規定する工作物の用途及び規模							
	ただし書	法第51条ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る工作物の構造又は用途に関する事項			□		□		
法第88条第２項において準用する法第60条の２第３項		確認申請書	敷地の位置			□		□		
			工作物の概要							
法第88条第２項において準用する法第68条の２第１項及び第５項		法第68条の２第１項の条例で定められた制限に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る工作物の構造又は用途に関する事項			□		□		
法第88条第２項において準用する法第68条の３第６項		確認申請書	許可等			□		□		
法第88条第２項において準用する法第86条の７第１項		既存不適格調書	既存工作物の基準時及びその状況に関する事項			□		□		
	令第137条の７	危険物の数量表	危険物の種類及び数量			□		□		
		工場・事業調書	事業の種類							

（備考）

■中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模

奈良県特定行政庁連絡協議会

中間検査の対象となる建築物の判断基準
① 敷地内の複数の建築物については、棟毎に工事を行う部分で判断する。
② 建築物の新築、増築又は改築の工事を行う部分の構造、用途及び規模により判断する。

工事部分：

□ 住宅

基本形（平面）

（新築）
工事床面積＞50㎡

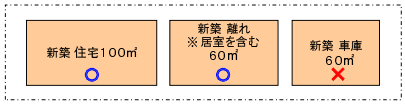

【判断】 対象 対象 対象外

（増築）
工事床面積＞50㎡

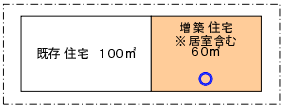

【判断】 対象

判断基準
・住宅は、新築、改築又は、増築の工事を行う部分の延べ面積が、50㎡を超える場合、中間検査の対象となります。
・住宅の離れ（居室有り）は住宅の用途に供する建築物であり、中間検査の対象となる。一方、車庫又は物置等の居室を含まない付属建築物は、中間検査の対象ではありません。

平面

（新築）
併用住宅
工事床面積＞50㎡

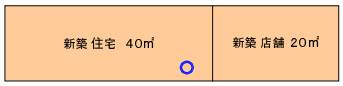

【判断】 対象

（増築）
工事床面積＞50㎡
※増築工事部分に居室あり

【判断】 対象

（増築）
工事床面積＞50㎡
※増築工事部分に居室なし

【判断】 対象外

（増築）
工事床面積＞50㎡

【判断】 対象

判断基準
・「住宅」の用途は、一戸建ての住宅の他、兼用住宅、長屋住宅、共同住宅を含みます。
・新築、改築又は増築の工事を行う部分の床面積の合計が50㎡を超えていて、その工事部分に住宅の用途（居室）が含まれていれば、中間検査の対象になります。

立面

	木造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造
（新築）工事床面積＞50㎡	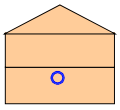	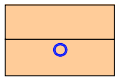	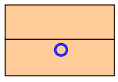
【判断】	対象	対象	対象
（増築）工事床面積＞50㎡	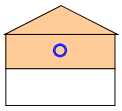	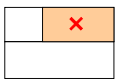 ※2階の床は新設なし	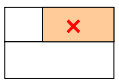 ※2階の床は新設なし
【判断】	対象	対象外	対象外

判断基準
・新築、改築又は増築の工事を行う部分の延べ面積が50㎡を超えており、その部分に住宅の用途（居室）が含まれていれば、中間検査の対象となります。
・ただし、工事に特定工程が含まれていなければ、中間検査の対象ではありません。

□ 特殊建築物

基本形（平面）

（新築）
工事床面積＞1000㎡

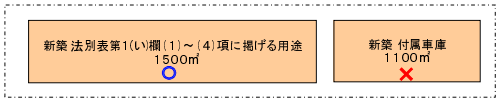

【判断】 対象 対象外

（増築）
工事床面積＞1000㎡
又は
工事部分の階数が3以上（地階を除く）

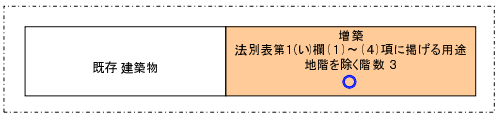

【判断】 対象

判断基準
・新築、改築又は増築の工事を行う部分の延べ面積が1000㎡を超えている又は地階を除く階数が3以上であり、その工事部分に 法別表第1(い)欄（1）～（4）項に掲げる用途が含まれていれば、中間検査の対象になります。
・別棟の 付属車庫等で、法別表第1(い)欄（1）～（4）項に掲げる用途を含まない建築物は、中間検査の対象ではありません。

平面

（新築）
工事床面積＞1000㎡

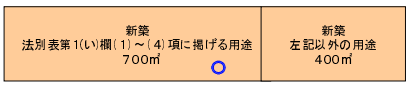

【判断】 対象

（増築）
工事床面積＞1000㎡

【判断】 対象

（増築）
工事床面積＞1000㎡
※工事部分に法別表第1(い)欄(1)～(4)項に掲げる用途を含まない

【判断】 対象外

判断基準
新築、改築又は増築の工事を行う部分の延べ面積が1000㎡を超えている又は地階を除く階数が3以上であり、その工事部分に 法別表第1(い)欄（1）～（4）項に掲げる用途が含まれていれば、中間検査の対象になります。

立面

（新築）工事床面積＞1000㎡ 又は 工事部分の階数が3以上（※地階を除く）	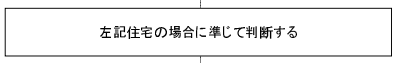 左記住宅の場合に準じて判断する	
【判断】		
（増築）工事床面積＞1000㎡	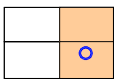	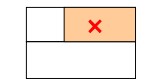 ※2階の床は新設なし
【判断】	対象	対象外

判断基準
・新築、改築又は増築の工事を行う部分の延べ面積が1000㎡を超えている、又は地階を除く階数が3以上であり、その部分に 特殊建築物（※法別表第1(い)欄（1）～（4）項に掲げる用途）の用途が含まれていれば、中間検査の対象となります。
・ただし、増築、改築工事に特定工程が含まれていなければ、中間検査の対象ではありません。

立面

（増築）
工事床面積≦1000㎡
工事部分の階数が2又は3（※地階を除く）

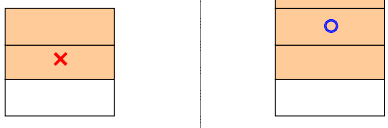

【判断】 対象外 対象

判断基準
・改築又は増築の工事を行う部分が、延べ面積が1000㎡を超えている、又は地階を除く階数が3以上で、その部分に 特殊建築物（※法別表第1(い)欄（1）～（4）項に掲げる用途）の用途が含まれていれば、中間検査の対象になります。
・ただし、工事に特定工程が含まれていなければ、中間検査の対象ではありません。